

平成 27 年度実施施策に係る事前分析表（案）

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-①)

(記入イメージ)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり				担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 研究調査室 地球温暖化対策課 国際地球温暖化対策室				作成責任者名 (※記入は任意)		
施策の概要	地球温暖化対策の総合かつ計画的な推進を図り、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。				政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進						
達成すべき目標	2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比26.0%削減(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にする。				目標設定の考え方・根拠	・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)				政策評価実施予定時期	平成28年6月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 温室効果ガス排出量(CO2換算トン)	14億800万	25年度	10億4,200万	42年度	-	-	-	-	-	-	-	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第1条において、「地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題」とされ、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされているため。また、平成27年7月17日開催地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの排出量を26.0%削減(2013年度比)、(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にすることを決定し、同目標を気候変動枠組条約事務局に提出したため。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 政府全体の適応計画の策定	-		27年度		平成25年度より、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、日本における気候変動による影響の評価等について審議が進められ、平成27年3月に中央環境審議会より「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」として意見具申がなされた。平成27年度は、本意見具申を踏まえ、平成27年夏頃をめどに政府全体の適応計画を策定する。							
3 世界全体での低炭素社会構築推進	知見共有活動の推進		-		低炭素社会研究に係る国際ネットワーク(LCS-RNet)をもとに、緩和、適応、先進国、途上国等様々なネットワークの連携を促進し、知見共有を進める。このため気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業の成果を順次発信し、気候変動枠組条約への提言につなげる。また、アジアという世界で最も急速に成長している地域に焦点をあて、適応と緩和を統合した研究を実施する。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								

<p>(1) 地球温暖化対策推進法施行推進経費</p>	<p>13 (17)</p>	<p>16 (19)</p>	<p>19 (14)</p>	<p>19</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> ・政府実行計画の実施状況及び地方公共団体の取組状況等について調査・集計・公表を行う。(H10年度～) ・地方公共団体実行計画の未策定団体を支援し、策定状況の改善を図るなど、きめ細かな支援を行う。(H21年度～) <達成手段の目標> ・政府実行計画 平成13年度を基準として、関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減(・地方公共団体実行計画(事務・事業編) 全地方公共団体において策定 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・政府実行計画 平成24年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は1,572,352t-CO2で平成13年度比21.3%削減。これにより、平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均は1,534,084t-CO2で平成13年度比23.2%削減となり、目標である8%削減を達成した。平25年度における総排出量は現在取りまとめ中である。 ・地方公共団体実行計画(事務・事業) 平成26年10月1日現在の策定状況は以下のとおり。 都道府県:100% 政令市:100% 中核市:100% 特例市:100%、特例市未済:79.8% <参考> ・地方公共団体実行計画(区域施策編) 都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定、特例市未済は策定に努める 平成26年10月1日現在の策定状況は以下のとおり。 都道府県:100% 政令市:80.0% 中核市:97.7% 特例市:90.0% 特例市未済:14.8%</p>	<p>001</p>
<p>(2) 気候変動枠組条約・京都議定書拠出金(平成16年度)</p>	<p>102 (102)</p>	<p>97 (96)</p>	<p>171 (171)</p>	<p>186</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> 気候変動枠組条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、各国の削減目標・行動の着実な実施に資するMRV(測定・報告・検証)や、気候変動への適応対策を効果的に進めるための仕組みに対する費用の一部を拠出する。 <達成手段の目標> 気候変動枠組条約及び京都議定書の効果的な実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 気候変動に対する国際的な枠組みの効果的な実施のため、必要費用の一部を負担することにより貢献する。</p>	<p>002</p>
<p>(3) 将来国際枠組みづくり推進経費(平成19年度)</p>	<p>93 (78)</p>	<p>117 (103)</p>	<p>126 (89)</p>	<p>142</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> 気候変動に関する2020年以降の法的枠組みの構築に係る交渉を進めるため、我が国として望ましい枠組みのあり方や具体的な制度設計に関する検討を行うとともに、主要国の理解を得られるよう積極的に働き掛ける。また、途上国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。 <達成手段の目標> 2020年以降の法的枠組みの合意に向けた交渉の進捗展。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 望ましい枠組みのあり方や具体的な制度設計に関する検討を行って提案を行うとともに、主要国に対して積極的に働き掛けることにより、2020年以降の法的枠組みの合意に向けた国際的な議論に貢献する。</p>	<p>003</p>
<p>(4) 気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>113 (92)</p>	<p>115</p>	<p>3</p>	<p><達成手段の概要> ・緩和策の実社会での展開及び緩和・適応両政策を統合した政策を実施するため、LCS-RNet及びLoCARNetの経験を活かし、気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク(CCR-LCSNet)の構築する。 ・科学的知見の政策決定者へのインプットを行う。 ・政策立案等に関するワークショップ開催し能力開発、知見共有を実施する。 ・アジア太平洋地域を中心とする特定地区における協働調査を実施する。 <達成手段の目標> ・緩和、適応、先進国、途上国等異なるネットワークの連携のため各種会合を活用する。 ・国際会議やUNFCCC関連会合での科学的知見の共有を行う。 ・緩和と適応を統合した研究の促進を行う。</p>	<p>004</p>

(5)	温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備費	335 (312)	299 (271)	467 (409)	470	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出・吸収目録及び報告書の作成、品質管理、インベントリの審査(H14年度～) ・温室効果ガス排出量(速報値・確報値)の公表(H16年度～) ・隔年報告書及び国別報告書に位置づけられた対策・施策の進捗管理(H25年度～) ・地域の温室効果ガスの現状推計や将来推計に資する最新の自治体別排出量データの整理・提供、簡易的なツールの開発等(H25年度～) <p><達成手段の目標></p> <p>—</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>目標達成に向けた国内対策のシナリオや、気候変動問題に関する国際戦略を描く上でも極めて重要な情報を提供する。</p>	005
(6)	気候変動影響評価・適応推進事業 (平成18年度) 再掲	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外における適応に関する情報収集・分析を行い、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な「適応計画」を策定する。 ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を支援するとともに、支援を通じて得られた情報等を基に、他の地方公共団体にて活用できる「地方公共団体向けの適応計画策定支援ガイドライン(仮)」などを策定する。 ・途上国に対する適応支援として、気候変動影響評価等の科学的知見に基づいた有効な適応計画策定を行うの支援を行うとともに、将来的に途上国が独自の知見により影響評価の更新等が行えるよう人材育成を行う。 ・国内外の取組をアジア太平洋適応ネットワーク(APAN)等の知見共有ネットワークを通じて共有し、地域の適応能力の向上に貢献する。 <p>・IPCC報告書作成支援</p> <p>IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。</p> <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府全体の適応計画の策定する。 ・地方公共団体における適応の取組を促進する。 ・IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットする。 ・IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外における適応に関する情報を収集・分析し、政府の適応計画に必要な情報を整理することで、平成27年夏頃をめどとした適応計画策定が円滑となること期待できる。 ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を直接支援するとともに、ガイドライン等を策定することで、他の地方公共団体における取組の促進も期待できる。 ・インドネシア、モンゴル、小島嶼国等のアジア太平洋地域の途上国における気候変動影響評価・適応計画策定を支援するとともに、事業管理のガイドラインとなる方法を検討することで、他国における適応に関する取組へ適用することも期待できる。 ・APAN等のネットワークを通じて、フォーラムやインターネット上での情報共有、人材育成ワークショップの開催等をおとして、地域の人材の能力開発や政策の立案・実施への支援を行う。 ・IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベース(無給)の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。 	再掲 (292)
施策の予算額・執行額		543 (509)	529 (489)	896 (775)	932	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

(環境省27-②)

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制				担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン等対策推進室 国際連携課				作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」に掲げられた対策・施策の着実な実施を図る。また、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等級以上の取組を推進する。				政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進							
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減(原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めず)に設定した現時点での目標)を達成する。 国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比26.0%削減(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にする。				目標設定の考え方・根拠	・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定) ・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温				政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				
1 エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」を参照	12億3,500万 (12億1,900万) 25年度 (17年度) ※2030年目標に対する基準値	9億2,700万 42年度 (12億800万(注)) (32年度)	-	-	-	-	-	-	-	(平成25年11月15日開催の)地球温暖化対策推進本部において、2020年度の温室効果ガス排出量を3.8%(2005年度比)削減する目標について、本部の理解を得ており、さらに、同年12月に同目標を、国連気候変動枠組条約事務局に提出済みのため。 また、平成27年7月17日開催地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの排出量を26.0%削減(2013年度比)、(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にすることを決定し、同目標を気候変動枠組条約事務局に提出したため。 (注)我が国が現在想定されている経済成長を遂げつつ、エネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成することができると試算される目安。なお、2020年度における原子力発電所の稼働状況が現時点で見通しが立てられず、2020年度における電力の排出係数を設定できないため、直近の実績である2012年度の排出係数を田んぼで試算			
2 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	1億3,440万 (1億4,980万) 25年度 (17年度) ※2030年目標に対する基準	1億2,350万 42年度 1億1,000万 (32年度)	-	-	-	-	-	-	-	(平成25年11月15日開催の)地球温暖化対策推進本部において、2020年度の温室効果ガス排出量を3.8%(2005年度比)削減する目標について、本部の理解を得ており、さらに、同年12月に同目標を、国連気候変動枠組条約事務局に提出済みのため。 また、平成27年7月17日開催地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの排出量を26.0%削減(2013年度比)、(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にすることを決定し、同目標を気候変動枠組条約事務局に提出したため。			
3 代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン) ※目標値については、「測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」を参照	3,860万 (2,770万) 25年度 (17年度)	2,890万 42年度 (4,600万(注)) (32年度)	-	-	-	-	-	-	-	(平成25年11月15日開催の)地球温暖化対策推進本部において、2020年度の温室効果ガス排出量を3.8%(2005年度比)削減する目標について、本部の理解を得ており、さらに、同年12月に同目標を、国連気候変動枠組条約事務局に提出済みのため。 また、平成27年7月17日開催地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの排出量を26.0%削減(2013年度比)、(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にすることを決定し、2030年度の代替フロン等4ガスの排出量の目標を、2013年比25.1%削減(2005年比4.5%増加)の水準(約2,890万t-CO2)としたため。 (注)平成25年に成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」による追加的な対策を実施しなかった場合の排出量であり、当該法律の施策の具体化が行われた後、本施策を盛り込んだ目標数値の見直しを行う。なお、削減効果は、追加的な対策を実施しなかった場合に比べ9.7~15.6百万トン-CO2と見込まれている。			
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標						達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度									

(1)	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	775 (305)	818 (666)	1095 (950)	592	1	<p><達成手段の概要> 廃棄物処理業を主たる業とする事業者が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設又は廃棄物燃料製造施設の整備事業(新設、増設又は改造)について補助を行う。</p> <p><達成手段の目標> 高効率な廃棄物処理に係るエネルギー利用施設又は廃棄物燃料製造施設の整備の促進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・廃棄物エネルギーの利用促進等を行うことで、化石燃料の利用に伴う温室効果ガスの排出削減に寄与する。</p>	006
(2)	廃棄物発電の高度化支援事業	-	90 (77)	102 (90)	218	1	<p><達成手段の概要> ・廃棄物発電の増強方策の検討・実証 ・廃棄物発電における固定価格買取の円滑な実施支援 ・地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用システム検討と導入マニュアル作成 ・市町村の廃棄物処理システムの合理性・効率性を確認する為のツールの導入支援</p> <p><達成手段の目標> 廃棄物分野における資源循環、再生可能エネルギー供給を促進し、温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減を図る</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減</p>	007
(3)	廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	-	-	250 (145)	250	1	<p><達成手段の概要> ・廃棄物埋立処分場等に太陽光発電の設置を検討するに当たって、事業としての実現可能性調査 ・廃棄物埋立処分場等に太陽光発電の設置するにあたって、先進的な技術を導入する者に対して費用の一部を補助(補助率1/2) ・廃棄物埋立処分場等における既設太陽光発電の沈下等状況を測定し、発電量への影響を検証</p> <p><達成手段の目標> 廃棄物埋立処分場等について、廃棄物の適正処分を確保しつつ、太陽光発電を導入することにより、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証し、導入ポテンシャルの有効活用の促進を図る</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減</p>	008
(4)	モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業(国土交通省連携事業)	-	-	350 (283)	350	1	<p><達成手段の概要> 海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費及び循環資源取扱設備の導入経費の一部について補助を行う。</p> <p><達成手段の目標> 静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化の推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進し、化石燃料の利用に伴う温室効果ガスの排出削減に寄与する。</p>	009
(5)	先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(平成26年度)	-	-	5,300(2,692)	5,300	1	<p><達成手段の概要> 地方公共団体や民間団体等を対象とし、実行計画等に基づく地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等のモデルとなる取組について、事業化計画・FS調査、設備導入に対する補助等により実施。</p> <p><達成手段の目標> 実行計画を核とした低炭素な地域づくり。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ポテンシャル調査、事業化計画・FS調査等を通じて実行計画(区域施策編)の策定率向上や低炭素化設備等への導入支援によるCO2削減の対策・施策の推進。</p>	010
(6)	エコリース促進事業(平成23年度)	1,800 (1,725)	1,800 (1,739)	1,800 (1,745)	1,800	1	<p><達成手段の概要> 中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%又は5%(東北三県に係るリース案件については10%)を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者のリースによって発生したリース料負担を低減させる。</p> <p><達成手段の目標> 低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> CO2排出量削減を加速化させるとともに、生産増に伴う製品価格の低下、内需の拡大、雇用の創出といった経済効果を促進する。補助事業者の事務費を除く予算額17.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する例年の平均補助率は約5.3%であることから、低炭素機器の設備投資額約326億円の効果があると見込む。</p>	011
(7)	公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業(平成24年度)	12,100 (12,100)	24,500 (24,500)	22,000 (22,000)	19,000	1	<p><達成手段の概要> 地方公共団体が行う防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器の導入 地方公共団体が行う一般廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の先進的設備の導入</p> <p><達成手段の目標> 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入推進 廃棄物処理施設への省エネ効果に優れた先進的設備の導入推進</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入事業等を実施することにより、災害に強く、低炭素な地域づくりの推進に寄与する。</p>	013
(8)	風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業(平成23年度)	834 (297)	1000 (552)	1430 (1031)	1173	-	<p><達成手段の概要> 情報整備モデル地区環境情報:風力発電等の立地ポテンシャル、地元自治体の意向等を勘案して選定した情報整備モデル地区において、環境影響評価での活用を想定した地域の既存資料調査、地元有識者のヒアリング調査、動植物・生態系等の現地調査を実施し、環境基礎情報データベースとして整備し、提供する。</p> <p><達成手段の目標> 風力発電等の事業者が環境影響評価を実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に提供し、質の高い環境影響評価を効率的に実施するための条件整備を行い、風力発電等の早期導入に資することを目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価法改正により風力発電も対象となったこと、東日本大震災を契機に風力発電・地熱発電等の再生エネルギーの増加が見込まれていること等から、環境基礎情報の整備・提供等を行うことにより、質が高く効率的な環境影響評価の実施の促進が見込まれる。</p>	015

(9)	地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）	-	500 (241)	800 (708)	800	1	<p><達成手段の概要> 食品廃棄物や家畜排せつ物、水産系廃棄物等から得られるメタン等のバイオガスを地域へのエネルギー供給等に活用するため、地域特性に応じて、地域循環型バイオガス製造施設を導入し、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行い、原料の組み合わせ等に応じたバイオガス利用モデルを構築する。またこれに加えて、地下水汚染地域におけるバイオガス生成消化液等の適正利用に向けた実証事業を行う。これらのモデル的な実証を通じて得られた成果を取りまとめて公表することにより、全国へ「地域循環型バイオガスシステム」の普及を図る。</p> <p><達成手段の目標> 東日本大震災、原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型エネルギーを確保する地域づくりの取り組みが重要になっている。このため、従来自家消費が主であったバイオガスを地域への熱供給等に活用し、環境負荷の少ない地域づくりを推進するモデルシステムを構築することを目的とする。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> バイオガス製造・輸送コストの削減や供給技術等の確立及び、温室効果ガス削減効果・地下水汚染対策の検討や事業性等の実証を行うことにより、再生可能エネルギー導入の推進に寄与する。</p>	016
(10)	地域低炭素投資促進ファンド事業（平成25年度）	-	1,400 (1,400)	4,600 (4,600)	4,600	1	<p><達成手段の概要> 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。特に、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人材の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図る。</p> <p><達成手段の目標> 民間資金による低炭素投融資の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。</p>	018
(11)	環境金融の拡大に向けた利子補給事業（平成19年度）	800 (750)	1,490 (1,480)	1,200 (1,200)	2,224	1	<p><達成手段の概要> ・環境配慮型融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3か年以内にCO2排出を3%（又は5か年以内に5%）以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。 ・環境リスク調査融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況をモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。</p> <p><達成手段の目標> 環境配慮型融資及び環境リスク調査融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化対策を促進していく。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 年利1%または1.5%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。</p>	019
(12)	地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業（平成26年度）	-	-	82 (59)	82	1,2,3	<p><達成手段の概要> 全国の地方公共団体における実行計画策定状況など温対法の施行状況調査を実施。これに並行して、地方公共団体職員を対象とした集中講座を開催するとともに、有識者を集め地方公共団体の取組の定量評価手法等を検討。</p> <p><達成手段の目標> 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座により、実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識（調整・技術・交渉・法体系・金融等）を効率的・効果的に習得させる。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> 実行計画未策定など取組が遅れている地方公共団体の対応を促すことによる、全国的な実行計画策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策の推進。</p>	020
(13)	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業費等	122 (76)	118 (76)	258 (148)	154	1,2,3	<p><達成手段の概要> ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象事業者の報告義務履行の徹底を図るため、説明会・相談会を開催するとともに、「ヘルプデスク」を設置し排出量の報告等に関する相談を受け付け、事業者から報告された、排出量情報を集計し、分かりやすく公表する。（H17年度～） ・2013年以降の産業部門の主要施策として位置付けられると考えられる低炭素社会実行計画が十分な役割を果たすべく、低炭素社会実行計画の達成状況等の評価・分析を行うとともに、低炭素社会実行計画の内容及び今後の評価・検証方法について調査・検討を行う。（H11年度～）</p> <p><達成手段の目標> ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象事業者による報告義務履行を徹底させるとともに、排出量情報を迅速に集計・公表を行う。また、排出量の集計・公表・分析頭を通じて事業者の自主的取組を促進する。加えて、京都メカニズムクレジットや国内認証排出削減量を反映できる調整後温室効果ガス排出量の報告の計算方法等の周知徹底を図り、事業者によるクレジット等の取得による削減取組も併せて促す。 ・産業部門を中心とする各業種の削減目標達成を確実にし、我が国の削減目標の達成に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容> ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について、平成18年度から、毎年、排出量の集計結果を公表し、開示請求への対応を実施。 ・経済産業省所管業種の自主行動計画のフォローアップにおいては、2008～2012年度平均実績で44団体のうち33団体が目標を達成した。 ・環境省所管業種については、2008～2012年度平均実績で3業種中3業種が達成した。</p>	021

(14)	J-クレジット創出及びカーボン・オフセット推進事業 (平成20年度)	911 (819)	1,207 (954)	1,208 (867)	885	-	<p><達成手段の概要> ・J-クレジットの創出支援を行う。 ・カーボン・オフセットの制度運営を行う。 ・環境貢献型商品開発・販売促進支援のための補助事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」に基づき、J-クレジット等を活用した信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を促進し、国内の中小企業や農林分野の温室効果ガス削減を通じた京都議定書及び我が国の中期目標の達成に貢献するとともに、カーボン・オフセットを通じた民間資金の地域への還流・循環を通じ、地域活性化や雇用の創出に寄与する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・J-クレジット制度においては、平成27年5月末の段階で115件のプロジェクトが登録(制度の終期である平成33年度末までの削減見込量273万t-CO2)されており、うち58件のプロジェクトについて、J-クレジットの認証が行われている。認証量は約63万t-CO2となっている。 ・J-クレジット制度の方法論も新規方法論の策定が進み、平成27年5月末の段階で60件の方法論が用意されている。 ・カーボン・オフセットについては平成27年3月末で約1,330件以上の取組事例があり、着実に取組が広がっている。</p>	022
(15)	低炭素社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減工程検討及びボトルネック解消等調査費	-	-	450 (407)	552	1,2,3	<p><達成手段の概要> ①中長期的温室効果ガスの削減量の推計を行うとともに、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた施策のロードマップを更新する。 ②再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及に向けたボトルネック解消の対策・施策の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①削減量の推計及び施策のロードマップが行政資料(審議会資料等)として活用される。 (削減量の推計及び施策のロードマップが行政資料(審議会資料等)として活用された数:5件/年) ②再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに関する調査結果が各方面で活用される。 (再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに関する報告書についてのウェブ閲覧数:1000件/年)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中長期的温室効果ガス排出削減工程を検討、その実現におけるボトルネックを解消するための方策を明らかにし、さらにこれが行政資料等に活用されることで、温室効果ガス削減目標達成のための効果的・効率的な政策立案・実施を実現することができる。</p>	023
(16)	家庭部門における二酸化炭素排出構造詳細把握業務	-	59 (44)	199 (193)	199	1	<p><達成手段の概要> 家庭部門のCO2排出実態等を継続的に把握する統計調査を整備するため、26～27年度(26年10月～27年9月の12か月間)に全国試験調査を実施し、本格調査(29年度調査:29年4月～30年3月の12か月間)の実施に向けた課題の抽出や必要な標本数の検証、設計等の最終的な検証等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 家庭部門のCO2排出実態やエネルギー消費実態等の詳細な基礎データを継続的に把握する統計調査を整備し、削減対策の検討や削減効果の検証等に活用する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 信頼性の高い包括的で詳細な統計データを継続的に得ることで、削減対策の検討や削減効果の検証等の政策立案に活用することができる。また、統計データを社会に提供し、地方自治体や民間事業者、大学・研究者等の関係者による削減対策の検討等の活用にご貢献することができる。</p>	026
(17)	低炭素ライフスタイルイノベーションを展開する評価手法構築事業 (平成24年度)	83 (138)	83 (94)	250 (235)	200	1	<p><達成手段の概要> 先人の知恵も生かした日本型の低炭素ライフスタイルとして、エネルギーを削減しつつも豊かな暮らしを提案するため、生活の豊かさや二酸化炭素削減効果を定量的に評価・実証する。その結果も踏まえ、快適性、健康性、知的生産性等、生活の質向上に関する定量的メリットをとりまとめ、低炭素な暮らし方を家庭向けに提案するための評価手法を構築する。なお、本事業では、平成25年度に実施した「節電・CO2削減のための構造分析・実践促進モデル事業」の成果を受けて、平成26、27年度の2カ年で得た調査データ等を活用してNEB評価指標を構築する。また、低炭素ライフスタイル促進の前提として、一般住宅における低炭素化設備に関する市場動向や、家庭における低炭素機器の導入意向、高齢者等の低炭素化設備の贈与意思に関する調査を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 本事業は、我が国が目指す新たな社会像として、地域に根付いた先人の知恵や伝統技術、絆も活かして、エネルギーが無くてもしっかり暮らせる新しい低炭素ライフスタイルを描き出す。従来の指標のようなエネルギー消費量の原単位のみでは、生活の豊かさを測る指標として不十分であるため、新しく低炭素ライフスタイルの尺度を示すNEB(Non-energy benefits)指標の確立を目指すものである。併せて、家庭部門における低炭素化設備の普及を後押しするための実質的な施策の検討を行うことを目的とする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業を実施することにより、家庭部門における温室効果ガス排出量の削減に寄与する。</p>	028

(18)	低炭素社会の構築に向けた国民運動事業	681 (672)	1700 (1798)	1500 (1462)	1500	-	<p><達成手段の概要> 温室効果ガス排出量の増加が著しい民生部門の対策として、低炭素社会の構築としてライフスタイルデザインを効果的に浸透、定着させるとともに、その趣旨にふさわしいライフスタイルへ変革の定着と基盤の構築を図る。企業団体等に対しては、働き方の変革、省エネ技術・機器の導入の必要性を各種取組の中で訴求しつつ、関係者の理解を深め、取組を促進するため対策を講じる。個人に対しては、関連の情報の確実な伝達、具体的な行動の促進、他者や地域のつながりの促進等の普及を図る。具体的には、気候変動キャンペーン「Fun to Share」等を展開し「クールビズ」、「エコドライブプロジェクト」等の働きかけを各界各層国民、企業・団体等を対象に実施し、企業及び国民のライフスタイル・ワークスタイルの変革を促進する。</p> <p><達成手段の目標> 温室効果ガス排出量削減のためには政府の取組は無論のこと、企業及び国民の協力が不可欠である。そのため、国民運動として、気候変動キャンペーン「Fun to Share」等を展開し、低炭素社会の認知と理解を深め、企業・団体等や国民一人一人の更なる具体的な行動を促し、もって特にCO2排出量増加が著しい民生部門の排出量削減を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球温暖化防止国民運動に対して、企業・団体等の賛同得ることにより、温室効果ガスの排出削減に寄与する。</p>	029
(19)	地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業	477 (400)	877 (800)	1147 (907)	1147	1	<p><達成手段の概要> ①地域活全国地球温暖化防止活動センター運営業務：地球温暖化に関する情報の収集・提供・普及啓発・広報活動や、地域センターの支援等を実施。 ②地域における地球温暖化防止活動促進事業：地域における温室効果ガスの排出実態の調査・普及啓発・広報活動や、地域主体との連携等を実施。 ③地域でのCO2排出削減促進事業：地域で実施される、低炭素社会の構築に資する活動に対し支援等を実施。 ④地域での低炭素社会創出国際連携事業：当初地域における低炭素社会構築に向け、国内外の取組事例の収集、関係地域間での情報共有等のための国際会議開催等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター及び地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する事業の支援を行い、地域における地球温暖化防止活動の基盤を形成する。温室効果ガス削減に向け実施される、地域での様々な活動を支援することにより、また島嶼地域での低炭素社会に向けた取組事例を収集、共有することにより、地球温暖化防止活動の基盤を形成する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域での地球温暖化防止活動の基盤を形成することにより、温室効果ガスの排出削減に寄与する。</p>	030
(20)	国内排出量取引推進事業 (平成17年度)	717 (492)	520 (507)	434 (421)	433	-	<p><達成手段の概要> 「地球温暖化対策の主要3施策について」(平成22年12月28日 地球温暖化問題に関する閣僚委員会)を踏まえ、国内排出量取引制度について、産業に対する負担、海外における排出量取引制度の動向とその効果等を見極め、慎重に検討を進める。</p> <p><達成手段の目標> ○国内排出量取引制度の導入による排出削減効果に加え、我が国産業等への影響に係る必要な調査・検討の実施 ○市場メカニズムを効果的に活用することにより、排出削減ポテンシャルを最大限実現するための方策の検討</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ○「地球温暖化対策の主要3施策について」において示された、産業への負担、海外における排出量取引制度の動向とその効果、先行する主な地球温暖化対策の運用評価等の見極めに資する。 ○国内排出量取引を導入した際の効果的かつ効率的な排出削減の実現に資する。</p>	032
(21)	温室効果ガス排出抑制等指針策定事業 (平成20年度)	93 (73)	95 (84)	95 (92)	95	1,2,3	<p><達成手段の概要> 温対法第21条に基づく指針の策定・改正の告示を行うため、産業(製造業)・業務・運輸・上水道部門・下水道・エネルギー転換部門及び日常生活部門それぞれに対して、地球温暖化対策メニューの設定及び望ましい目安の策定を行うために必要な調査・検討を実施する。平成27年度は特に上水道、下水道、エネルギー転換部門における指針策定の検討を重点的に進める。また、既に策定している産業部門(製造業)、業務部門、廃棄物部門、日常生活部門についても指針やマニュアル等の拡充・見直しに向けた検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 事業者が講ずべき措置に関して定めた排出抑制等指針(以下、指針という。)を主務大臣が公表し、同指針において、設備の選択及び使用方法に関する排出抑制等のための対策や、日常生活用製品等の提供に関して事業者に求められる取組等を示し、あらゆる機会を通じて事業者に対し助言等することにより、各部門における排出抑制等の取組を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業を実施することにより、すべての部門における温室効果ガス排出量の排出抑制等に寄与する。</p>	033

(22)	サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業(平成22年度)	122 (139)	203 (171)	280 (223)	294	1,2,3	<p><達成手段の概要> サプライチェーン全体での排出量の把握・管理促進による温室効果ガス排出削減を目指すため、サプライチェーン排出量算定のためのガイドラインや業種別解説の作成、海外原単位等を含めた原単位データベースの充実、個別企業におけるサプライチェーン排出量算定支援、国内外企業の優良事例収集を行い、それら成果について事業者等向けの情報プラットフォームであるサプライチェーンWEBサイトに掲載するなどして事業者による自主的な取組の普及拡大を図る。</p> <p><達成手段の目標> 本事業により、サプライチェーン全体を通じた温室効果ガスの排出削減量(物流の効率化による排出削減量、使用段階での排出削減量、廃棄物の減少による排出削減量等)を可視化することを通じて、効率的な排出量の削減手法及び評価手法を確立するとともに、温室効果ガスの排出削減に貢献した企業が社会から公平な評価を受けられるような仕組みを構築し、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出削減に向けた企業のインセンティブを高めることを目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成26年度においては、基本ガイドライン・原単位等データベース等の改訂やパンフレット作成など資料の充実を図るとともに、事業者向けの算定支援、セミナーなど普及啓発や情報発信等を行った。 今後、これらの成果を踏まえて、更に事業者のサプライチェーン排出量の把握・管理や情報開示と、事業者におけるサプライチェーン全体での効率的な削減対策に貢献することが期待される。</p>	034
(23)	経済性を重視したCO2削減対策支援事業(平成22年度)	246 (246)	246 (246)	750 (599)	1650	-	<p><達成手段の概要> 工場やビル等の事業所における効果的かつ経済性に優れたCO2削減対策の調査・特定を目的とした診断事業。</p> <p><達成手段の目標> CO2削減ポテンシャル診断:450件 設備導入:20件</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 診断を希望する事業所に環境省が診断機関を派遣し、受診事業所における設備の導入・運用状況等を計測・診断し、有効と考えられる対策情報を取りまとめ受診事業所に提供することで、事業所における省CO2対策実施の促進を図ることができると見込んでいる。(受診事業所の80%以上が提案された対策のうち、1つ以上を実施)</p>	035
(24)	先進対策の効率的実施によるCO2排出量大幅削減事業	1,000 (404)	1,240 (1,177)	2,834 (2,649)	2,800	1	<p><達成手段の概要> 業務、産業両部門における既存ストックの更新等の対策の支援として、先進的で高効率な低炭素機器の導入への補助を実施(補助率:1/3)。</p> <p><達成手段の目標> 参加事業者(補助対象事業者)数:78社 (事業者が当初約束していた基準年度排出量からのCO2排出削減量:未定(24年度採択(9者)分4,692t-CO2/年))</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業を実施することにより、業務、産業両部門における温室効果ガス排出量が大幅に削減されると見込んでいる。</p>	036
(25)	洋上風力発電実証事業	3,048 (581)	1,600 (3,048)	1,369 (3,475)	1,771	1	<p><達成手段の概要> 浮体式洋上風力発電については、世界的にもノルウェーにおいて2.3MW実証機を用いた実証運転がなされているのみである。そこで本事業では、我が国初となる2MWの浮体式洋上風力発電実証機を長崎県五島市沖に設置・運転する実証事業を実施し、平成27年度以降早期の実用化に向けて必要な知見を得る。具体的な年次計画は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気象・海象・環境影響調査(平成23~27年度) ○試験機及び実証機の詳細設計・建造(平成23~25年度) ○試験機及び実証機の実海域設置・実証運転(平成24~27年度) ○事業性等の評価(平成27年度) <p><達成手段の目標> 浮体式洋上風力発電施設の実証や事業性評価により、平成27年度に2MW浮体式洋上風力の関連技術を確立するとともに、平成27年度以降早期の民間ベースでの実用化を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 浮体式洋上風力発電の実用化により、大きな導入ポテンシャルを有する洋上風力発電の飛躍的な導入拡大を通じた温室効果ガス排出量の削減に寄与。</p>	037
(26)	国際再生可能エネルギー機関分担金	46 (34)	35 (30)	37 (33)	43	-	<p><達成手段の概要> 再生可能エネルギーの開発とグローバルな普及促進を目的とする国際機関である国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に対して分担金を拠出する。</p> <p><達成手段の目標> 環境保全、気候保護、経済成長、持続可能な開発、エネルギーの安定供給等を図りつつ再生可能エネルギー(太陽光、風力、バイオ、地熱、水力及び海洋エネルギー)の導入と持続可能な利用を促進する</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> IRENAへの拠出を通じ、国際的な再生可能エネルギーの普及・促進に貢献している。</p>	038

(27)	地球温暖化対策技術開発等事業	6,720 (5,170)	4,106 (3,861)	2,104 (2,129)	0 (繰越あり)	1	<p><達成手段の概要> エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に寄与する技術について、優良技術を社会に組み込むための実証研究や、再生可能エネルギーの導入による自然環境及び生活環境への悪影響を克服する技術開発等について広く公募し、有識者から成る技術評価委員会により、優れた技術開発の提案であり、確実な実施体制を有すると判断された民間企業や公的研究機関等に対して委託・補助を行い、実施する</p> <p><達成手段の目標> 早期に実用化が必要かつ可能な省エネルギー技術及び再生可能エネルギー導入技術の開発並びにグリーンイノベーションを推進するための実証研究を通じて、温室効果ガスの排出削減と再生可能エネルギー供給目標の達成を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 開発・実証した地球温暖化対策技術の早期の実用化・社会実装を通じ、エネルギー資源CO2の大幅な削減に寄与する。</p>	039
(28)	グリーンビルディング普及促進に向けたCO2削減評価基盤整備事業 (平成25年度)	-	850 (754)	780 (768)	590	1	<p><達成手段の概要> 既存の業務ビル、特に中小のビルにおいては、①オーナーの関心不足、②テナントの情報不足、③投資回収の長期化、④省エネ改修の評価不足等といった課題で低炭素化に向けた省エネ改修が進んでいないため、①エネルギー消費、CO2排出実態調査(アンケート調査・実測調査・分析等)、②環境性能に関する消費動向調査(アンケート調査等)、③省エネ改修効果のモデル事業(実測調査・省エネ診断・分析等)、④省エネ改修による価値向上評価事業(分析・検討会等)を実施し、環境性能評価が可能となるよう基盤を構築する。</p> <p><達成手段の目標> 中小ビルのCO2削減余地等をアンケート調査やモデル的な診断を通じて分析し、省エネ改修による付加価値を算定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中小ビルの環境性能評価が可能となるような基盤を構築し、省エネ改修を促進するとともに、地方公共団体の温暖化対策計画の策定に寄与する。</p>	040
(29)	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業	-	7,600 (7,600)	9,400 (9,400)	7,300	1	<p><達成手段の概要> 交通体系、福祉・公共施設及び次世代型社会インフラ等の社会システムの整備に当たり、エネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等を導入する事業に対して補助金を交付する。</p> <p><達成手段の目標> 社会システムの整備に当たり「低炭素社会」としての付加価値を創出する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 社会システムにエネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等を組み込むことにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。</p>	041
(30)	木材利用推進・省エネ省CO2実証事業(農林水産省連携事業) (平成25年度)	-	100 (80)	100 (89)	100	1	<p><達成手段の概要> FS調査として、建材や家具等の製品区分ごとに、鉄等のエネルギー集約的素材を使用した場合と木材を利用した場合の、製造から廃棄に至るまでの二酸化炭素排出量についてLCAの観点から比較を行い、木材を素材として使用した場合の二酸化炭素排出削減量を定量的に評価するとともに、排出削減につながる効果的な木材利用方法について検討を行う。また、建築物、家具等への木材の利用を大きく拡大するため、各地域での取組事例等を調査・分析しつつ、二酸化炭素排出抑制に繋がる効果的な手法について実証を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①代替材としての木材の省エネ効果をLCAの観点から明確化、②木材利用による二酸化炭素排出削減効果の最大化方法、③木材利用を誘導する効果的な仕組みの調査・分析を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の森林から生産される木材について、この環境面での貢献を定量的に明らかにしつつ、その効果を消費者に訴え大幅な利用拡大を進め、木材利用による二酸化炭素削減を促し、低炭素社会の実現に寄与する。</p>	042
(31)	木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業 (農林水産省連携事業)	-	1,200 (902)	1,800 (1,763)	1,800	1	<p><達成手段の概要> 地域内における木質バイオマスを利用した熱・電気の需要、未利用間伐材等原料調達の見通し、事業採算性等の実現可能性調査を行う。また、原木の加工・燃料の運搬・木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設を一体的に導入し、木質バイオマスの活用のボトルネックとなるチップ化や運搬費用等の低コスト化、熱・電気の効率的な供給等の実証を行い、普及性の高い木材利用モデルの実証を行う。</p> <p><達成手段の目標> 森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会を実現するため、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくりの推進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カーボンニュートラルの木質資源を有効利用することで、低炭素社会の実現に寄与する。</p>	043

(32)	CO2削減対策強化誘導型技術開発・実証事業	-	3,300 (2,638)	4,800 (4,157)	6,500	1	<p><達成手段の概要> 将来的な地球温暖化対策の強化につながり、各分野におけるCO2削減ポテンシャルが相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術の開発・実証を実施する。事業の開始から終了まで、毎年度技術の成熟レベルを判定し、外部専門家から、問題点に対する改善策の助言や開発計画の見直し指示等を行い、効果的・効率的に事業を実施することで、開発目標の達成及び実用化の確度を高める。</p> <p><達成手段の目標> 将来的な地球温暖化対策強化につながる効果的な技術を確立し、これら技術が社会に導入されることによる大幅なCO2排出量削減・低炭素社会を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 民間の自主的な取組だけでは十分に進まない技術を国の主導により強力に進めることにより、当該技術の早期の社会導入によるCO2排出量の削減に寄与する。</p>	045
(33)	エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費	-	2,580 (1,941)	4,000 (3,382)	4,000	1	<p><達成手段の概要> エネルギー対策特別会計における事業の効果算定手法の検討、技術動向調査及び事業効果の検証・把握等を行うとともに、交通体系、ライフライン施設及び次世代型社会インフラ等の社会システムの整備や地域技術シーズの活用といった分野におけるCO2排出削減対策・技術について、実証事業を通じて個別手法の削減効果の検証、削減ポテンシャルの検証及び事業性の検証を行う。</p> <p><達成手段の目標> エネルギー起源CO2の排出の抑制のための再エネ・省エネ技術等の導入を通じて「低炭素社会」を創出する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー対策特別会計において効果的に事業を推進することにより、温室効果ガスの一層の排出抑制を図る。</p>	046
(34)	CCSIによるゼロカーボン電力導入促進事業（一部経済産業省連携事業） （平成26年度）	-	-	1,243 (822)	2,500 (2,884)	1	<p><達成手段の概要> ・沖合域を含めた我が国周辺水域における二酸化炭素の貯留適地の調査を実施。 ・二酸化炭素を分離・回収するために使われる回収液の環境負荷の評価、沖合域における貯留や複数の排出源からの輸送を効率的に実現することが期待される、シャトルシップを活用した輸送・貯留システムの要素技術及びトータルシステムの検討、円滑な導入手法等の検討を実施。 ・廃棄物発電施設に二酸化炭素回収設備を追設。排ガスからの二酸化炭素回収プロセスを検討。</p> <p><達成手段の目標> ・二酸化炭素の海底下貯留に適した地点を抽出。 ・環境に配慮したCCSの適切かつ円滑な導入。 ・廃棄物発電排ガスからの二酸化炭素回収プロセス確立。</p> <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・2050年温室効果ガス80%削減達成のため、火力発電所等の大規模排出源に環境に配慮したCCSを導入し二酸化炭素排出量を大幅に削減。</p>	050
(35)	未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業	-	-	600 (539)	1,500	1	<p><達成手段の概要> 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器(照明、空調、サーバー、動力モーター等)に組み込まれているパワー・光デバイスを、最も品質の高いGaN基盤を用いて高効率化し、エネルギー消費量の徹底した削減を実現する技術開発・実証を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・照明、空調等あらゆる電気機器に搭載されているデバイスについて、既存デバイスから大幅な効率化が可能なGaN(窒化ガリウム)デバイスの開発及び当該技術が社会に普及することによる社会全体のエネルギー消費の徹底的な削減及び二酸化炭素排出量の削減。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 社会全体のエネルギー消費の徹底的な削減及び二酸化炭素排出量の削減に寄与するとともに、エネルギー消費が少なくとも豊かな社会やライフスタイルを創造する。</p>	051
(36)	国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み基金への拠出等による国際的な民生部門対策	-	-	305 (300)	338	-	<p><達成手段の概要> 国連環境計画の基金への拠出により、民生部門対策の実施に有効な各国、マルチステークホルダーズ(多様な利害関係者)の創意工夫を活かした事業を実施。アジア各国における民生部門からのCO2排出実態調査及びガイドラインの策定。</p> <p><達成手段の目標> リオ+20で採択された「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)」を受け、世界全体で低炭素型ライフスタイル・社会システムの確立を目指す取組がなされようとする中、特に民生部門の温室効果ガス排出量が急激に増加するアジア新興国で、我が国の取組や知見・経験が効果を発揮すると期待されるため、我が国スキームの海外展開や10YFP基金への拠出を通じ、世界の排出量抑制に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 10YFPの枠組みを利用した取組を通じ、東南アジアの新興国を中心に低炭素社会への移行を推進することで、我が国の持つ低炭素技術や政策的知見の移転・普及を図る。</p>	052
(37)	自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業	-	-	700 (151)	1,000	1	<p><達成手段の概要> 再生可能エネルギー等を活用し、系統からの電力供給が止まった場合でもエネルギーを供給、消費できる自立・分散型エネルギーシステムの実証を行う。</p> <p><達成手段の目標> 地域において再生可能エネルギー等をつくり、蓄え、融通し、再生可能エネルギーの最大限の活用とエネルギーの効率的な利用を可能とする国内に例がない先導的なエネルギーシステムのモデルを確立し、当該モデルの全国的な普及を目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの実証を行い、再生可能エネルギーの導入拡大を通じた地球温暖化対策への貢献と地域の防災性向上に寄与する。</p>	053

(38)	バイオ燃料利用体制確立促進事業	-	-	1,207 (1,028)	1,080	1	<p><達成手段の概要> 沖縄において、サトウキビの副産物である廃糖蜜由来のバイオエタノールを活用して、当該地域のガソリンの相当割合をE3(バイオエタノール3%直接混合ガソリン)及びE10(バイオエタノール10%直接混合ガソリン)へ転換するため、石油精製会社の参加を得て、品質の確保と供給体制の拡充、普及啓発の推進及び社会受容性の調査を行い、実証事業から民間事業への移行を目指す。</p> <p><達成手段の目標> ・E10取扱SS数:30(導入量:400kL) ・E3取扱SS数:70(導入量:10万kL)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> バイオ燃料の導入拡大により温室効果ガスの排出削減に寄与。</p>	054
(39)	潮流発電技術実用化推進事業 (経済産業省連携事業)	-	-	550 (359)	1,000	1	<p><達成手段の概要> 商業規模(1基500KW以上)の潮流発電システムを開発し、その施工や運用に係るコストの低減を図り、環境影響評価項目及び評価手法を明確化することで、漁業や海洋環境への影響を抑えた、日本の海域での導入が期待できる潮流発電システムの開発及び商用スケールの漁業協調型の潮流発電の実証を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・我が国の海象に適した潮流発電技術・メンテナンスの確立 ・漁業協調型の発電システム、建設方法等の確立 ・環境負荷の低減及び環境アセスメント手法の確立</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 潮流発電を実用化することにより、大きなポテンシャルを有する海洋再生可能エネルギーの導入量を拡大し、温室効果ガス排出量の削減に寄与する。</p>	055
(40)	離島の低炭素地域づくり推進事業	-	-	2800 (206)	1,352	1	<p><達成手段の概要> 再エネの導入や省エネの強化等を含む離島の低炭素地域づくりに向けた事業化計画策定や実現可能性調査(FS調査)の実施を支援する。また、離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入、民生・需要の省エネの強化等の低炭素地域づくりを推進するために必要な設備の導入等を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 離島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等低炭素地域づくりを進めることで、CO2排出削減のみならずエネルギーの安定供給や防災性の強化等を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 離島における先導的な再エネの導入や省エネの強化等を図るモデルを確立し、他の地域へ展開することで、CO2排出量の削減に寄与する。</p>	056
(41)	エコチューニングビジネスモデル確立事業	-	-	200 (193)	180	1	<p><達成手段の概要> 業務用等建築物の「エコチューニング」により削減された光熱水費から収益を上げるビジネスモデルの確立を目指し、平成28年度から技術者資格制度・事業者認定制度を開始しビジネスモデルを確立するため、最終的な検討や準備等を行う。</p> <p>なお、「エコチューニング」とは、低炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことをいう。</p> <p><達成手段の目標> 民間のエコチューニングビジネスモデルの確立による自律的・継続的なCO2削減</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 2013年度に1990年度比で約2.1倍にCO2排出量が増加している業務部門について、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、自立的・継続的にCO2が削減される環境を整えることができる。</p>	057
(42)	先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器等普及促進事業 (一部国土交通省・経済産業省連携事業)	-	-	5,046 (4,569)	6,384	1.3	<p><達成手段の概要> ・冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗において省エネ型自然冷媒機器を導入しようとする民間事業者に対して、当該機器導入の事業費の2分の1又は3分の1を補助する。また、省エネ型自然冷媒機器に係る普及啓発を行う。</p> <p>・途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入の際に求められる廃機器・廃フロン回収・適正処理のため、これらの体制を構築するための調査を行う。</p> <p><達成手段の目標> 省エネ型の自然冷媒冷凍・冷蔵装置の導入・普及の促進</p>	058
(43)	農業水利施設省エネルギーシステム導入推進モデル事業 (農林水産省連携事業) (平成26年度)	-	-	160 (133)	160	1	<p><達成手段の概要> 政府が推進するエネルギーを賢く消費する社会の構築に向け、電力の大口部門である農業水利施設において、公益的な機能を併せ持つ特性をふまえた省エネルギー対策を積極的に推進するべく、省エネ化に向けた調査検討、設計・協議、計画策定等をモデル地区において実施する。</p> <p><達成手段の目標> 公益的な機能を持つ農業水利施設の省エネモデルを構築するとともに、本事業で得られた知見について、地方農政局、土地改良調査管理事務所、都道府県、市町村全国及び都道府県土地改良事業者団体連合等とも共有し、全国約5,000の土地改良区等への普及促進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業及びその波及効果により、全国の農業水利施設において省エネ化が促進されることで、CO2排出量削減に貢献する。</p>	059

(44)	低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業	-	-	320 (159)	110	1	<p><達成手段の概要> 平成26年度より運用を開始した家庭エコ診断制度の普及促進・診断実施体制整備として、以下2事業を行う。 ①家庭向けエコ診断への補助事業 家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭に診断士を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業(診断実施機関は民間企業・地方公共団体等)に対して補助を行う。 診断実施機関は、診断事業を行う主体機関として、診断士の養成、派遣、診断の管理、結果のとりまとめ等を行う。 ②診断体制整備 診断を実施する上での事業運営として、環境省の示す運営体制・診断方法等に関するガイドラインに従い、診断実施機関の認定及び管理・支援や、診断ソフト及びシステムの管理・改善、診断実施事業の普及啓発促進、事業効果の分析、運用課題改善の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進する。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、各家庭において現状から15%以上のCO2削減実現を目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家庭における温室効果ガス削減の着実な促進と、それを支援する人材の育成により、低炭素ライフスタイルのイノベーションを実現し、家庭部門のCO2削減に寄与する。</p>	060
(45)	短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金関連業務(平成25年度)	-	303 (278)	340 (295)	373	-	<p><達成手段の概要> 短期寿命気候汚染物質(SLCP)に関し、短期寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ(CCAC)に対する資金拠出を行うとともに、我が国の技術・経験を活かしてアジア地域等におけるCCACの活動を主導する。また、アジア地域におけるSLCP汚染の実態調査等を行う。</p> <p><達成手段の目標> アジア地域等におけるSLCP及びエネルギー起源CO2の一体的削減の促進。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> SLCP削減のための国際的パートナーシップに貢献するとともに、ブラックカーボン等の削減を通じたアジア地域への貢献のあり方について検討する。</p>	062
(46)	地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業(平成26年度)	-	-	1,600 (995)	1,600	1	<p><達成手段の概要> ・地方公共団体や民間事業者等による、環境に配慮した地熱・地中熱を利用する設備等の導入及び計画策定事業への補助を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・平成30年度までに37,500t・CO2(27年度は7,500t・CO2)を削減する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・地熱・地中熱を利用する設備等の導入及び計画策定事業に対して補助を行う事により、CO2削減に資する。</p>	063
(47)	海底下CCS審査のための海洋環境把握等調査事業(平成26年度)	-	-	230 (221)	254	1	<p><達成手段の概要> ・海底下CCSに係る環境影響評価の基礎的情報を収集するため苫小牧沖において海洋生態系、海水、底質の炭酸指標に係る化学的性状等の現地調査を実施 ・海底下CCSに係る適切な懸念時監視への移行基準設定及びCO2漏出検知技術について、情報収集、課題の抽出</p> <p><達成手段の目標> ・海洋汚染防止法に基づく二酸化炭素回収・貯留(海底下CCS)事業の環境大臣許可制度について、許可申請者が実施する海洋環境影響評価における結果の妥当性を的確に判断するために必要な基礎的情報を収集する。また、海底下CCS事業の普及と適正な管理体制を構築するために、懸念時監視の基準設定及びCO2漏出検知技術のあり方についても検討する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・当該調査については、海底下CCS事業の許可申請者が実施する海洋環境影響評価の結果の妥当性を的確に判断するために必要なものであり、直接的なCO2削減効果はないものの、海洋汚染防止法の適切な運用及び効率的、円滑なCCSの導入を促すことにより、間接的な大規模削減効果が見込まれる。</p>	065
(48)	低炭素化に向けた公共交通利用転換事業(国土交通省・連携事業)(平成26年度)	-	-	1,150 (957)	650	1	<p><達成手段の概要> ・地域の協議会における省CO2を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組の経費について支援する。</p> <p><達成手段の目標> ・公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、マイカーからCO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・自動車の使用抑制及び渋滞緩和によるCO2排出量削減を図る。</p>	066
(49)	中小トラック運送業者における低炭素化推進事業(平成26年度)	-	-	2,965 (2,608)	2,965	1	<p><達成手段の概要> ・中小トラック運送業者について、燃費性能の高い環境対応車両への代替を支援する。</p> <p><達成手段の目標> ・燃費性能の低い長期経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替、また併せてエコドライブを実施してもらうことによりトラック輸送におけるCO2排出削減を図る。</p>	067

(50)	自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業	86 (75)	122 (91)	122 (106)	122	1	<p><達成手段の概要> 風力発電施設における希少猛禽類に対する効果的なバードストライク防止策の検討及び実証 地熱発電施設における温泉資源への影響軽減策の検討 メガソーラー発電施設・地熱発電施設における国立公園の風致景観上の支障の軽減策の検討 中小水力発電施設における河川環境への影響軽減策の検討</p> <p><達成手段の目標> 自然環境に配慮した再生可能エネルギーの推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギーの大量導入における自然環境への影響軽減策・配慮策を検証し、ガイドラインの策定、規制の見直し等に活用し、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの推進に寄与する。</p>	068
(51)	省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業	-	-	-	900	1	<p><達成手段の概要> 省CO2型リサイクル高度化設備の導入に要する経費の一部を補助を行う。</p> <p><達成手段の目標> 使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制及び再生資源の回収効率の向上を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エネルギー起源二酸化炭素の排出量削減。</p>	新27-0001
(52)	風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業	-	-	-	158	1	<p><達成手段の概要> 風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドラインを取りまとめる</p> <p><達成手段の目標> 先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、事業計画全体が環境に配慮されつつ円滑かつ迅速に実施される。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者単独ではなく、自治体が主導して、先行利用者との調整や各種規制手続一体的に環境影響評価手続を進めるための適地抽出の手法を構築することで、環境に配慮しつつ円滑かつ迅速な事業実施に資する。</p>	新27-0002
(53)	「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業(平成27年度)	-	-	-	350	1	<p><達成手段の概要> 公募により選定した17のモデル地域の市町村等において、低炭素な地域エネルギーの利用等を中心に、低炭素・循環・自然共生を統合的に達成するとともに、低炭素化を中心とする環境への配慮によるまち・ひと・しごとの創生への貢献を目的とする。</p> <p><達成手段の目標> 取りまとめた全国プランにより、今後5か年の支援策を取りまとめる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 副次的な効果や施策が定量化されることで低炭素化が促進される。</p>	新27-0003
(54)	リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業(平成27年度)	-	-	-	250	1	<p><達成手段の概要> 業務部門におけるエネルギー消費の大幅な削減は、長期的には経済的メリットがあるものの、最先端の技術になるほど初期投資コストが高いこと等の課題があり、導入が進んでいない。これらのボトルネックを解消するため、本事業では、リースを活用した省エネ導入手法をモデル的に実証する。</p> <p><達成手段の目標> リースを活用した手法により、中小自治体や事業者が初期投資の課題を解決しつつ省CO2効果・経済的メリットがあることを検証する実証事業を行い、省CO2改修の導入を加速化させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> リースを活用した省CO2改修の導入手法のモデルを確立し、それを普及することによって、CO2排出量の一層の削減に寄与する。</p>	新27-0004
(55)	設備の高効率化改修支援モデル事業	-	-	-	500	1	<p><達成手段の概要> 設備機器のうち、二酸化炭素削減に寄与する部品や部材のみの交換・追加により、エネルギー使用量と二酸化炭素を削減する。具体的には以下の通り。 ・設備のエネルギー効率と密接な関係のある部品・部材のうち、経年劣化等により効率低下の原因となっているものの交換を行い、当該設備のエネルギー効率を導入当初と同等以上まで改善する。 ・改修を行う設備もしくは当該設備と連結された蒸気配管等に付加することで、当該設備の運転時の負荷を軽減することにより、当該設備のエネルギー効率を初期の状態以上に改善する。</p> <p><達成手段の目標> 自治体の所有する各種施設や民生部門において、低コストでエネルギー使用量と二酸化炭素の削減が実現できるモデルを確立する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低コストで二酸化炭素排出量削減が実現できるモデルを確立し、普及することによって、温室効果ガスの一層の排出抑制に寄与する。</p>	新27-0005

(56)	先進的低炭素技術 (L2-Tech) 推進基盤整備事業	-	-	-	650	1	<p><達成手段の概要> (1)L2-Techリストの更新・拡充・情報発信: 「L2-Techリスト」の更新及び拡充を行うとともに、メーカーから最新の技術情報が自動的に集まる仕組みを創設するなど、効率的な更新手法を検討し、実践する。また、国内及び海外への効果的な情報発信手法を検討し、実践する。特に海外については、対象国における政策実施状況やニーズを把握し、我が国の低炭素社会構築の経験とともに発信する。 (2)技術開発・実証が特に必要なL2-Techの特定: 工場・事業場等における、エネルギー消費設備・機器の利用の実状から、L2-Techへの更新により省CO2やコスト削減につなげるニーズがどの程度あるのか技術分野ごとに動向分析を行い、開発・普及が急がれる有望な技術を特定する。 (3)セルロースナノファイバー等の次世代素材活用の調査: 様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち回り、自動車部材の軽量化・燃費改善による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー等の次世代素材材について、メーカーと連携し、製品等活用時の二酸化炭素排出削減効果検証、製造プロセスの高効率化検証、リサイクル時の課題・解決策検討、早期社会実装のための戦略の策定等を実施。 <達成手段の目標> 「地球一個分」という環境制約の下、大量生産・大量消費型の社会から脱却し、国民一人ひとりが真に豊かな低炭素社会を実現するためには、エネルギー消費量を抜本的に削減する大胆な省エネを進める必要がある。2014(平成26)年3月、環境大臣は「L2-Tech JAPANイニシアティブ」を発表した。当該イニシアティブに基づき、先進的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology)=L2-Tech(エルテック)を、あらゆる部門において分野別にリスト化し、開発・導入・普及を強力に推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業を実施することにより、温室効果ガス排出量が大幅に削減されると見込んでいる。</p>	新27-0006
(57)	水道施設への小水力発電の導入ポテンシャル調査事業(厚生労働省連携事業)	-	-	-	280	1	<p><達成手段の概要> 日本全国を7ブロックに分け、ブロックごとに小水力発電の導入ポテンシャル調査を行い、二酸化炭素削減可能量等を把握する。小水力発電設備の導入効果の試算は、対象施設の使用水量や稼働状況を考慮した上で発電電力量を算出するとともに、発電した電気を自家使用する場合と固定価格買取制度を適用する場合について検討を行う。 <達成手段の目標> 水道施設では、配水時等の圧力差を有効利用する小水力発電の導入により、CO2排出量が削減されるとともに水道事業におけるコストの低減につながるが、水力発電を導入している水道施設は全体の2.5%と低い状況である。したがって、水道施設における小水力発電の導入を効率的に行うべく、導入ポテンシャル調査を実施する。本調査により抽出された導入候補箇所に対し集中的な導入支援を行うことにより、水道事業における省エネルギー対策を推進させ、CO2排出量の一層の削減及びコストの低減を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業を実施することにより、水道施設における温室効果ガス排出量の削減に寄与する。</p>	新27-0007
(58)	持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業(平成27年度)	-	-	-	200	1,2,3	<p><達成手段の概要> 全国3ヶ所程度で、地方公共団体、教育機関、民間団体等が連携し、地域内の定住者等を対象に「低炭素・循環・自然共生」社会の実現の核となる人材を育成する事業を実施する。 <達成手段の目標> 研修実施人数: 60人 (人材育成のための拠点数: 3箇所) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の特色を活かした人材育成のモデルを確立し、全国に展開することで、地域資源を活かした持続的かつ主体的な「低炭素・循環・自然共生」の地域づくりを推進し、各地域における温室効果ガスの排出削減に貢献する。</p>	新27-0008
(59)	再エネ等を活用した水素社会推進事業(一部経済産業省連携事業)	-	-	-	2,650	1	<p><達成手段の概要> 製造から利用までの水素サプライチェーン全体を通じた低炭素化を促進するため、下記の取組を行う。 (1)水素の製造から利用までの各段階の技術のCO2削減効果を検証し、サプライチェーン全体での評価を行うためのガイドラインの策定 (2)再生可能エネルギー等を活用して水素を製造し、輸送し、燃料電池自動車や定置用燃料電池で利用するまでの一貫した低炭素な水素サプライチェーンの実証 (3)再生可能エネルギー由来の水素ステーションの導入支援 <達成手段の目標> CO2削減効果や波及効果が高い水素サプライチェーンのモデルを確立するとともに、再生可能エネルギー由来の水素ステーションの導入を進め、再生可能エネルギー等を活用した低炭素な水素社会を実現する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域における低炭素な水素サプライチェーンの水平展開等により、再生可能エネルギー等を活用した低炭素な水素社会を実現し、CO2排出量の削減に寄与する。</p>	新27-0009
(60)	フロン等対策推進調査費(081再掲)	-	-	-	-	3	<p><達成手段の概要> オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等3ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。 <達成手段の目標> ・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止 ・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・ノンフロン製品等の普及加速化による脱フロン社会構築の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。 ・フロン類等を用いないノンフロン製品の普及を図ることにより、消費者のフロン対策に対する意識を向上するとともに、フロン類等の消費量や排出量の削減を図ることができる。</p>	再掲(081)

施策の予算額・執行額	30,661 (24,496)	59,742 (57,829)	92,323 (83,151)	93408	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)
-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-------	---------------------------------------

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガスの排出抑制				担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	京都議定書の第一約束期間に引き続き、温室効果ガスの吸収量確保に努める。				政策体系上の 位置付け	1. 地球温暖化対策の推進					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%のうち、森林吸収源については、約2.8%の確保を目標とする。また2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出削減目標のうち、森林吸収源については、約2.0%の吸収量の確保を目標とする。				目標設定の 考え方・根拠	・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日国連に提出)	政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 温室効果ガスの吸収量 (CO2換算トン)	-	-	約3,700万 (約3,800万)	42年 (32年度)	-	-	-	-	-	-	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%のうち、森林吸収源については、約2.8%以上の確保を目標としたため。また、平成27年7月17日開催地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの排出量を26.0%削減(2013年度比)、(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にすることを決定し、そのうち、森林吸収源については、約2.0%の吸収量の確保を目標とするため。
2 インベントリ報告改善件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、UNFCCCによる吸収源分野のあり方等について、学識者の意見を聴取し、我が国のインベントリの報告内容を改善をおこなっているため。また国際交渉の場での日本政府の対応方針策定に有効に活用されているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1) 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費事業 (平成11年度)	23 (22)	23 (24)	33 (29)	34	1,2	<p><達成手段の概要> 京都議定書第一約束期間では、同議定書付属書 I 国の義務に基づき、温室効果ガスインベントリにおいて、吸収量を気候変動枠組条約事務局に報告してきた。同議定書3条3項、4項の吸収量の数値が最終的に確定するまで、森林等の二酸化炭素排出・吸収量の算定方法についてデータの収集や検討、修正を行う(数値は年次審査報告書公開をもって最終確定。平成27(2015)年1月以降遅くとも平成27年度内に確定する見込み)。また、第二約束期間(2013~2020年)も引き続き、京都議定書の計上ルールに基づき吸収量を算定・報告するとともに、2020年以降の新たな枠組みに関する国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><達成手段の目標> 京都議定書第二約束期間のインベントリ算定方法の改善、IPCCガイドラインの改訂作業への貢献、2020年以降の枠組みにおける計上に関する国際ルールの検討。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、2020年目標(2020年度における吸収量として基準年(2005年)総排出量比2.8%以上を確保)が達成されるために、森林等の二酸化炭素排出・吸収量についてデータ収集等を行い、国際的なレビューを踏まえ、算定方法の改善等を行う。さらに2020年以降の新たな枠組みにおける吸収量算定方法の検討及び改善を行う。</p>				070	
施策の予算額・執行額	23 (22)	23 (24)	33 (29)	34	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進					担当部局名	地球環境局 市場メカニズム室 国際協力室 国際地球温暖化対策室	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	途上国において優れた低炭素技術等の普及促進や対策実施を通じ、我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する二国間クレジット制度(JCM)の本格的な運用を開始し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。					政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進					
達成すべき目標	2016年度までにJCM署名国を16か国に増やすことを目指し、関係国との協議を加速していく。					目標設定の考え方・根拠	京都議定書目標達成計画 攻めの地球温暖化外交戦略 日本再興戦略	政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 JCMパートナー国数	8か国	25年度	16か国	28年度	- 2か国	- 8か国	- 2か国	-	-	-	-	・攻めの地球温暖化外交戦略(H25年11月発表(外務省、経済産業省、環境省))において、「3年間でJCMの署名国を現在の8か国から倍増することを目指す」とされているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 循環産業の国際展開に係る海外でのCO2削減に向けた実証支援事業	-	-	150 (141)	150	-	<達成手段の概要> CO2の排出抑制とともに、廃棄物処理問題等の環境汚染対策にも資する廃棄物処理・リサイクル技術を有する循環産業の国際展開を促進するため、技術確立に必要な実証研究を実施する。 <達成手段の目標> アジア太平洋地域におけるエネルギー代替利用(ごみ発電、メタン利用、燃料化など)を国際的に推進し、CO2削減を図ると同時に、アジア太平洋地域において、廃棄物処理・3Rの実施を効率的に進め、世界の環境負荷を低減するとともに、我が国経済の活性化に繋げる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> -					071	
(2) 京都メカニズム運営等経費(平成14年度)	88 (93)	99 (99)	93 (89)	100	-	<達成手段の概要> 京都メカニズムの活用に必要な国別登録簿の運用・管理を継続的に行うとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約事務局が主体となって作成された技術仕様の変更等へ適切に対応する。 <達成手段の目標> 京都議定書に基づき付属書I国に設置が義務付けられ、我が国の京都議定書の排出削減目標の遵守や、京都メカニズム活用の必要要件である国別登録簿の適正な運用等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成14年度末にプロトタイプ版を構築し、京都議定書の発効と同時に一部を運用開始。 平成20年初から京都メカニズムへの参加資格を得て、第一約束期間開始と同時に本格運用。 平成21年度に利便性向上等のためのシステム改修を実施。					072	
(3) "一足飛び"型発展の実現に向けた資金支援事業(プロジェクト補助)(平成25年度)	-	1,200 (19)	5,400 (4,546)	5,400	1	<達成手段の概要> 途上国において、①優れた低炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出を削減するための設備・機器の導入に対して最大1/2の補助を行う(設備補助)、または、②JICA等が支援するプロジェクトと連携するJCMプロジェクトに対して最大1/2の補助を行う(JICA等連携プロジェクト補助)。設備等導入・事業実施後は、測定・報告・検証(MRV)の実施等を通じて発行されたクレジットの1/2以上を日本国政府として獲得する。 <達成手段の目標> 民間企業等による優れた低炭素技術等を活用した事業投資を促進し、途上国における温室効果ガスを削減するとともに、二国間クレジット制度を通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、JCMのクレジットを獲得し、我が国の削減目標の達成に活用する。					073	
(4) "一足飛び"型発展の実現に向けた資金支援事業(ADB拠出金)	-	-	1,800 (1,800)	1,800	1	<達成手段の概要> アジア開発銀行(ADB)の信託基金に資金拠出を行い、導入コスト高からADBのプロジェクトで採用が進んでいない優れた低炭素技術に対して協調資金支援を行うことにより、ADBによる途上国の開発支援を一足飛びの低炭素社会への移行の加速化につなげるとともに、JCMの活用により、我が国削減分としてのクレジット化を図る。 <達成手段の目標> 民間企業等による優れた低炭素技術等を活用した事業投資を促進し、途上国における温室効果ガスを削減するとともに、二国間クレジット制度を通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 世界的な温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、JCMのクレジットを獲得し、我が国の削減目標の達成に活用する。					074	

(5)	二国間クレジット制度(JCM)基盤整備事業(制度構築・案件形成支援)(平成16年度)	3,184 (3,077)	3,405 (3,340)	3,664 (3,492)	2,692	1	<p><達成手段の概要> ・JCMの本格的な運用及び制度に関する国際的な理解の醸成に取り組むとともに、JCMを実施する対象国の拡大に向けた働きかけを行う。 ・具体的な排出削減プロジェクトの案件発掘調査、実現可能性調査、案件組成、及びそれらに資する人材育成支援やMRV体制構築支援、情報普及等を行う。 ・クレジットの発行を見据え登録簿の開発・構築・運用を行う。</p> <p><達成手段の目標> 2016年までに署名国を16か国まで拡大することを目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成25年1月のモンゴルをはじめとして、これまでに14か国との間でJCMを開始するための二国間文書に署名済み(平成27年5月末時点)。 平成26年度末までにJCM署名国を含む延べ23か国において計126件の実現可能性調査を実施。</p>	075
(6)	グリーン投資スキーム(GIS)プロジェクト管理事業(平成18年度)	3,979 (4,015)	5,030 (4,480)	64 (28)	48	-	<p><達成手段の概要> 京都メカニズムのうち、割当量等の移転に伴う資金を温室効果ガスの排出削減その他環境対策を目的に使用するという条件の下で行うグリーン投資スキーム(GIS)について、日本から支払った資金が適切に環境対策プロジェクトに使われているかを確認する事業を実施</p> <p><達成手段の目標> 京都議定書の第一約束期間における削減約束に相当する排出量と同期間における実際の温室効果ガスの排出量との差分について、京都メカニズムクレジットを活用。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成18年度から、ウクライナ、チェコといった東欧諸国とのGISや、中国、インドといった途上国におけるCDM案件について、各方面と契約を締結し、平成26年4月1日現在、総計9,749.3万トン(CO2換算)のクレジットを移転済み。</p>	076
(7)	気候技術センター・ネットワーク(CTCN)事業との連携推進(平成26年度)	-	-	97 (97)	110	-	<p><達成手段の概要> 途上国に向けて気候変動に係る技術の開発・移転を実施・促進するために設置された気候技術センター・ネットワーク(CTCN)に対して資金拠出を行い、低炭素技術の実用化や普及を促進する。</p> <p><達成手段の目標> CTCNの実施を支援することにより、途上国における低炭素化の推進や温室効果ガスの排出削減に貢献し、かつ、日本が世界に誇る低炭素技術の海外展開を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> CTCNに対して資金拠出を行い、その実施に貢献する。</p>	077
(8)	二国間クレジット制度(JCM)推進のためのMRV等関連する技術高度化事業(平成26年度)	-	-	2900 (2822)	3430	-	<p><達成手段の概要> 大都市単位あるいは大規模排出源単位での二酸化炭素等の排出把握を行うため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)後継機に搭載する観測センサの高度化及びそれを搭載する衛星と観測データを処理する地上設備の開発を行う。また、GOSAT後継機開発に伴うエアロゾル観測の高度化により、大気汚染の改善も同時にすすめるコベネフィット的問題解決にも貢献する。 また、地上観測等における二酸化炭素、一酸化炭素、SLOP(短寿命気候汚染物質)などの観測設備による実測データを用いて衛星データを補完するため、観測設備整備を行う。 さらに、日本の要素技術をもとに、アジア諸国の実情に合わせて都市及び地域全体として効率のよい低炭素システムを設計、提案し低炭素社会実現を推進する。</p> <p><達成手段の目標> GOSAT後継機により、世界の温室効果ガス排出量の削減や持続可能な経済社会の実現に貢献すると同時に、我が国の優れた低炭素技術の導入を強力に推進する。</p> <p>国別・準国別の温室効果ガス排出インベントリの検証に資するデータを提供する。 日本の要素技術をもとにアジア諸国等の実情に合わせて設計した低炭素システムを提案し、低炭素化のための施策立案を推進するとともに、JCMによる効果を検証する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> GOSAT後継機の衛星データ等を利用して、二酸化炭素等の排出を大都市単位、大規模排出源単位で把握する。 衛星データを補完するための地上観測等設備等の整備とそれらデータの処理技術高度化により、MRVの精度向上を行う。 都市及び地域全体として効率の良い低炭素システムを導入し、現地において衛星を使ったMRVによりJCM事業の効果検証を行う。</p>	078
(9)	途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業	-	-	1,500 (316)	1,500	-	<p><達成手段の概要> 途上国において普及が見込まれる低炭素技術の調査・掘り起こしを行い、途上国の特性を踏まえた技術・製品等の改良の要素を調査する。さらに、途上国において普及可能性の高い優れた低炭素技術について、途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性と、国内の諸条件との根本的な相違点を考慮し、抜本的に再構築し、途上国で普及可能な製品や技術を開発する事業者に対し当該費用の一部を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 途上国の環境規制・制度、文化慣習、資源制約等の特性を踏まえた技術の抜本的な再構築を行うことで、世界をリードする低炭素技術の普及を通じた二国間クレジット制度の拡大、途上国における低炭素社会の創出及び低炭素技術の国際展開を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 途上国における低炭素技術の普及を通じたCO2排出量の削減及び二国間クレジット制度の拡大に寄与する。</p>	079
(10)	アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業	707 (140)	215 (212)	630 (589)	750	-	<p><達成手段の概要> アジア地域等の途上国においては、著しい経済成長に伴い、環境汚染が深刻な課題となっており、地域環境改善と同時に温室効果ガス削減効果が見込めるコベネフィット対策実施の優先度は高い。大気汚染に関する既存の地域的な取組みの活用として、国連環境計画(UNEP)、クリーン・エア・アジア(GAA)に対して拠出を行い、既存の取組みの実施支援、及び大気環境管理の評価等の文書作成を支援する。また、越境大気汚染の緩和・低炭素化に貢献できるよう都市間協力を支援する。さらに、二国間クレジット制度を念頭に置きつつ、政府間合意等の協議を通じたコベネフィット型対策導入のための戦略策定と技術的実証、我が国の優れた「環境対策技術等」を我が国の環境対策経験に基づき「規制・制度の整備」、「人材育成」とパッケージにして、対象国のニーズに合わせたモデル事業を核として、展開・普及を図る。これらについては、国内関係者との連携を図り、戦略の検討・策定への助言を得るとともに、ウェブサイト等により情報発信・共有し、環境対策技術等の展開に寄与する。</p> <p><達成手段の目標> 既存の地域的な取組みの活用、我が国の公害克服経験の共有と環境技術の展開を通じて、アジア地域の環境汚染緩和と我が国の大気環境の改善を図るとともに、エネルギー起源CO2の一体的削減によって気候変動緩和に貢献する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 排出量が伸びつつある途上国に対して、コベネフィット・アプローチによる具体的な事業支援を行うことにより、途上国の温暖化対策への理解や積極的な参加の促進に寄与する。</p>	080

施策の予算額・執行額

7,958
(7,325)

9,949
(8,150)

16298
(13,920)

15,980

施策に関する内閣の重要政策
(施政方針演説等のうち主なもの)

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-⑤)

(記入イメージ)

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復				担当部局名	地球環境局 フロン等対策推進室	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。				政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全						
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。				目標設定の考え方・根拠	モントリオール議定書	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPトン)	5,562	H元年度	0	H32年度	-	-	-	-	-	-	-	モントリオール議定書に基づき、HCFCの生産・消費量を平成32年度までに0にする必要があるため(オゾン層破壊物質のうちCFCについては既に目標を達成済み)。
2 PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPトン)	-	-	減少傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量をできるだけ削減する必要があるため。
3 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)	-	-	増加傾向を維持	-	-	-	-	-	-	-	-	オゾン層破壊物質の排出量を削減する手段として、フロン回収・破壊法に基づくフロン類の回収を進めており、その量をより一層増加させる必要があるため(現在は回収率が3割程度で推移している)。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1)フロン等対策推進調査費	106 (72)	115 (92)	236 (191)	270	1、2、3	<達成手段の概要> オゾン層破壊物質の排出抑制対策を実施するとともに、温室効果ガスである代替フロン等4ガスの排出抑制を実施するため、フロン類の適正な回収及び破壊の推進やオゾン層の状況の監視等を行い、今後の対策について検討等を行う。 <達成手段の目標> ・オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止 ・業務用冷凍空調機器の使用時排出抑制対策・途上国支援実施による脱フロン社会構築の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率は約3割と低い水準であり、法律の施行状況の実態把握やフロン類に係る経済的手法の適用可能性の検討を行うことにより、フロン類対策の一層の向上を図ることができる。					081	
施策の予算額・執行額	106 (72)	115 (92)	236 (191)	270	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

(環境省27-⑥)

施策名	目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力				担当部局名	地球環境局 研究調査室 国際連携課 国際地球温暖化対 策室 国際協力室	作成責任者名 (※記入は任意)	
施策の概要	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアをはじめとする各国及び国際機関との連携・協力を進める。				政策体系上の位置付け	2. 地球環境の保全		
達成すべき目標	環境に係る主要国際会議の政府対処方針の作成や会議への出席を通じて、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行う。また、アジアをはじめとする各国(大使館等)や主要国際機関との連携・協力を推進する。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第5条(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)	政策評価実施予定時期	平成28年6月
測定指標	目標	-----		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等	-			-	-			
2 国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進捗状況	-			-	-			
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度				
(1) 経済協力開発機構拠出金	29 (29)	28 (28)	33 (33)	37	1	<p><達成手段の概要・目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・OECD拠出金 OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行う作業や化学品の有害性評価手法(基準)の策定に関する作業など、環境省で積極的に関与し活用しているものに対し、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>環境分野、とりわけ経済的側面からの環境問題の分析において数々の業績を残している国際機関であるOECDと協働することによって、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	082	
(2) 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等	178 (178)	166 (166)	172 (172)	174	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ①気候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金(平成9年度～) ・IPCCの科学的知見が国際的枠組みの構築の基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献すべく、環境省はIPCCに対し拠出金により支援する。 ②排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金(平成11年度～) ・我が国は1998年のIPCC第14回総会において、インベントリ(温室効果ガスの排出目録)の方法論改訂、確立に向けた作業を集中的に実施するためのタスクフォースの事務局(技術支援ユニット)をホストすることを提案、了承された。タスクフォース事務局の活動を拠出金により支援する。 <p><達成手段の目標></p> <p>拠出金の支出</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>拠出金を支出し、IPCC及びインベントリタスクフォースを支援することにより、各国の政策策定に資する科学的知見の取りまとめに貢献するとともに、IPCCの活動における我が国のプレゼンスが増すことが期待される。また、同タスクフォースは、気候変動枠組条約(UNFCCC)からの要請のもと、温室効果ガスの排出量を正確に推計するためのガイドライン等の作成を担当し、国際的な気候変動対策の実施に貢献している。</p>	083	

<p>(3) 国際連合環境計画拠出金等</p>	<p>219 (219)</p>	<p>213 (213)</p>	<p>319 (319)</p>	<p>362</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要・目標> ・UNEP拠出金(H16年度～) 国際連合システム内外における環境関連活動の唯一の総合調整機関であるUNEPへ拠出金を拠出することにより、今後のUNEPにおける我が国のプレゼンスを高め、我が国に蓄積された知識、経験、技術等を国際環境政策にインプットし、世界共通の課題に国際的な貢献を行う。</p> <p>・UNEP国際環境技術センター(IETC)拠出金(H16年度～) 廃棄物管理分野等における専門的技術やノウハウを開発途上国へ移転する事業を実施するIETCへ拠出金を拠出することにより、その継続的な活動やプログラムの実施を支援することで、その機能を発揮させ我が国の環境分野における大きな国際貢献を実現する。また、IETCを通じて我が国が有する環境分野の制度、技術、ノウハウを世界に提供する。</p> <p>・UNEPアジア太平洋地域事務所拠出金「気候変動に強靱な発展支援プログラム」(H24年度～) アジア・太平洋地域の途上国に対して適応基金へのダイレクトアクセス(直接の支援申請)の能力開発を行う。</p> <p>・アジア太平洋適応ネットワーク事務局への拠出(H26年度～) アジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワーク事務局を担うUNEP-ROAP等へ拠出を行うことにより、同事務局運営を中心に世界適応ネットワークの活動を支援する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際連合環境計画(UNEP)は国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であり、当該組織の活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有する。</p>	<p>084</p>
<p>(4) 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金</p>	<p>16 (15)</p>	<p>17 (15)</p>	<p>20 (17)</p>	<p>23</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要・目標> 同事務局に我が国から専門家を派遣し、同事務局と意思疎通を促進することにより求める主な成果は以下のとおり。 ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書I国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関(SBI)に報告される内容の準備 ・資金、緩和、持続可能な開発にかかる政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援 ・非付属書I国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提言等</p>	<p>085</p>
<p>(5) 国際連携戦略推進費</p>	<p>68 (75)</p>	<p>76 (58)</p>	<p>95 (60)</p>	<p>113</p>	<p>1.2</p>	<p><達成手段の概要> ポスト2015年開発アジェンダの策定プロセス及びUNEPの強化等の国際環境ガバナンスの議論へ積極的に貢献すべく、各国・関連国際機関のポジション等の調査・分析、我が国としてインプットすべき指標案等の戦略策定を行い、国際社会への発信を行う。また、各国の理解と協力を得ながら国際的な議論を牽引していくために、NGOやマスコミ等世論の動向にも配慮しながら、戦略的な国際広報を推進する。加えて、「環境」と「貿易」の観点から、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定や、カナダ、EU、中国・韓国等との経済連携協定(EPA)交渉において、環境への配慮が適切に反映されるよう、人口問題、食料問題などの社会的側面、環境物品・サービスの普及や促進などの経済的側面、気候変動問題、生物多様性などの環境的側面と貿易自由化の関係に関する最新の論点について調査を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を精査し、また「経済」、「社会」と「環境」との関連性も考慮した上で、国際社会に対し、持続可能な発展や環境保全の国際的枠組に関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。 ・環境保全に係る国際的議論を牽引するため、戦略的国際広報を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国政府や国際機関における環境分野のポジションや取組状況等について調査・分析を行い、環境保全に係る国際連携戦略の検討を実施し、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な参画を進めていくことで、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	<p>086</p>

(6) 環境国際協力推進費	171 (144)	185 (136)	187 (143)	184	1,2	<p><達成手段の概要・目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東アジア・東南アジア地域において、各種環境政策対話を通じ我が国のクリーンアジア・イニシアティブ(CAI)の取り組みの普及・浸透を図るとともに、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日ASEAN環境協力対話等の機会を捉え我が国の技術及び経験を広め、アジア諸国における持続可能な発展を促す。(平成21年度～) ・東アジアの中核国である日中韓3カ国においては、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)を継続的に開催するとともに、各種TEMMプロジェクトの実施を推進する。(平成10年度～) ・日中環境協力強化にむけ中央政府レベルでの取り組みを共同で調査・研究し、公開セミナーを通じて成果を発表するとともに、日モンゴル、日インドネシア、日ベトナム等においても政策対話等を通じて環境協力を推進する(平成21年度～)。 ・平成23年末の気候変動枠組条約締約国会合(COP17)において基本設計が合意された緑の気候基金(GCF)は、今後の気候変動対策支援の主要な資金メカニズムになることが想定されている。平成27年から本格的な運用が開始されたところ、その実施状況を踏まえつつ、島嶼国や後発開発途上国といった脆弱国への支援にGCFがより効果的に活用されるよう、現状の分析と戦略的な推進方策の検討を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>途上国において増大する環境負荷を低減するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN+3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において政策対話を進めると同時に、各個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行うとともに、各国や主要国際機関との連携・協力を推進することができる。</p>	087
施策の予算額・執行額	681 (660)	685 (616)	826 (744)	893	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する調査研究				担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	地球環境分野のモニタリングを推進するとともに、気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集・調査研究などを推進する。				政策体系上の 位置付け	2. 地球環境の保全						
達成すべき目標	気候変動等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進する。				目標設定の 考え方・根拠	第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日 閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 地球環境保全試験研究費 による業務終了翌年度に 実施する事後評価(5点満 点)で4点以上を獲得した 課題数(4点以上の課題数 /全評価対象課題数)	-	-	各年で60% 以上	-	50%	50%	50%	60%	60%	60%	60%	地球環境保全試験研究費は、「研究成果の社会的・経済的・行政的価値」、「研究成果の科学的・技術的価値」等の研究成果の社会的価値に関する指標を用い事業終了後「事後評価」を外部評価委員会により実施している。 優れた研究であったと説明できる4点以上の課題が過半数を占めることが概ね国民理解を得られるラインだと考えられるため。
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
2 各種研究調査の推進・成 果等の情報提供の進捗状 況	-	-	-	-	成果の施 策への活 用	成果の施 策への活 用	成果の施 策への活 用	成果の施 策への活 用	成果の施 策への活 用	成果の施 策への活 用	成果の施 策への活 用	地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会の実現のために、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されており、地球温暖化防止等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進することとしたため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1)地球環境戦略研究機関拠出金	500 (500)	500 (500)	520 (520)	500	2	<p><達成手段の概要> 地球環境戦略研究機関では、これまでの活動により築いたネットワークや知名度も活かしつつ、顕在化する環境危機に対してより迅速に取り組み、アジア太平洋地域の途上国をはじめとした各国政府、国際機関の環境政策に採用されるような研究成果を提示していくこととしている。さらに単なる研究のみならず、政府間の情報交換の促進や政策形成の支援といった、民間では実施できない高度な公共性および国際性を要する業務を進めている。 このような活動を行うアジア太平洋地域唯一の国際的環境政策研究機関として、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組みに貢献する研究をリードするため、拠出金により支援するものである。</p> <p><達成手段の目標> 地球環境戦略研究機関が実質的な国際機関としての地位を確立し、国際的なネットワークの形成の促進、国際世論形成に対する貢献などを通じて、地球環境問題に対し、我が国がリーダーシップを果たす上で重要な役割を担うこと。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境問題は、我が国の国際貢献が最も期待される分野の一つ。環境省としては、IGESが研究成果や提言を国際的に発信し、科学面から地球環境問題の解決に寄与していくことを期待。 我が国が、このように自国のみ利益を超えた公共・公益的な視点で積極的な国際貢献を行うことは、日本の国際的イメージアップと信頼の獲得につながり、日本の大きな国益に合致し、施策の達成すべき目標に寄与する。</p>					088	

(2)	地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金	182 (182)	243 (243)	241 (241)	273	2	<p><達成手段の概要> アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は公募型の先進国・途上国共同研究の推進やセミナー等の開催による能力開発事業の推進を行う。対象案件は、国際公募した上で厳密な審査を経て政府間会合が承認し、その成果は政府間会合に報告される。また、本ネットワークによるセミナーや政策対話を通じて、参加国間の連携を強化するとともに、ウェブ、ニュースレター、研究報告書を通じた情報発信等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 競争的資金を活用した効率的な採択を行い、途上国のニーズに応える形で、我が国の科学的知見を共有する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 競争的資金により地球環境に関する研究の促進、セミナーの開催、ウェブやニュースレター等による成果の情報提供が促進される。途上国による積極的参加によりアジア太平洋地域全体の研究能力の向上に寄与する。</p>	089
(3)	地球環境保全試験研究費	270 (269)	280 (273)	278 (278)	258	1	<p><達成手段の概要> ・地球環境保全試験研究費(H13年度～) 関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき、関係予算を一括計上し、予算成立後関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一体的推進を図るもの。</p> <p><達成手段の目標> -</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業における研究は、中長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、地球温暖化対策をはじめ地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。</p>	090
(3)	気候変動影響評価・適応推進事業 (平成18年度)	-	-	-	-	-	<p><達成手段の概要> ・国内外における適応に関する情報収集・分析を行い、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な「適応計画」を策定する。 ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を支援するとともに、支援を通じて得られた情報等を基に、他の地方公共団体にて活用できる「地方公共団体向けの適応計画策定支援ガイドライン(仮)」などを策定する。 ・途上国に対する適応支援として、気候変動影響評価等の科学的知見に基づいた有効な適応計画策定を行うの支援を行うとともに、将来的に途上国が独自の知見により影響評価の更新等が行えるよう人材育成を行う。 ・国内外の取組をアジア太平洋適応ネットワーク(APAN)等の知見共有ネットワークを通じて共有し、地域の適応能力の向上に貢献する。</p> <p>・IPCC報告書作成支援 IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。</p> <p><達成手段の目標> ・政府全体の適応計画の策定する。 ・地方公共団体における適応の取組を促進する。 ・IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットする。 ・IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国内外における適応に関する情報を収集・分析し、政府の適応計画に必要な情報を整理することで、平成27年夏頃をめどとした適応計画策定が円滑となることを期待できる。 ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を直接支援するとともに、ガイドライン等を策定することで、他の地方公共団体における取組の促進も期待できる。</p> <p>・インドネシア、モンゴル、小島嶼国等のアジア太平洋地域の途上国における気候変動影響評価・適応計画策定を支援するとともに、事業管理のガイドラインとなる方法を検討することで、他国における適応に関する取組へ適用することも期待できる。 ・APAN等のネットワークを通じて、フォーラムやインターネット上での情報共有、人材育成ワークショップの開催等とおして、地域の人材の能力開発や政策の立案・実施への支援を行う。 ・IPCC報告書は気候変動に関する国際総組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作</p>	再掲 (292)

(4)	温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業	-	-	-	-	2	<p><達成手段の概要> 衛星による宇宙からの温室効果ガス観測は、全球の温室効果ガスの濃度や分布の観測に有効であり、「いぶき」は、平成21年の打ち上げ以後、観測を続けている。衛星搭載センサの経年劣化や大気・雲の状態により、データは日々特性が変化するため、品質を管理し質のよいデータを提供し続けるためには、地上観測等による信用できるデータを用いた検証が重要である。 本業務では、「いぶき」観測データの検証・補正の他、得られたデータを用いた研究のとりまとめや利用促進を進める情報発信を通し、気候変動に関する政策の立案・実施に貢献するものである。</p> <p><達成手段の目標> ・「いぶき」観測データの継続的な精度維持 ・「いぶき」の観測で得られる研究成果による全球炭素循環の理解と気候変動の科学への貢献 ・「いぶき」観測データの公表による、データの利用促進と気候変動に関する政策への貢献</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「いぶき」観測データに対し、地上や航空機によって得られた検証データを用いて補正をかけ、データの精度管理を行う。また、「いぶき」データを用いて行う研究に対して公募研究を選定することにより、研究成果の管理やとりまとめを行うと同時に、「いぶき」の継続的な観測によって得られる成果を国内外に広く発信する。</p>	再掲 (311)
-----	------------------------------	---	---	---	---	---	---	-------------

施策の予算額・執行額	952 (951)	1,023 (1,016)	1,039 (1,039)	1,031	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	
------------	--------------	------------------	------------------	-------	-----------------------------------	--

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む)				担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室				作成責任者名 (※記入は任意)		
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をより的確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全						
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び降水酸性度の減少を図り大気環境の改善、保全を推進する。				目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画				政策評価実施予定時期	平成28年6月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100%	—	—	—	—	—	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100%	—	「別紙のとおり」						環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	—	—	100%	—	「別紙のとおり」						自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	
4 我が国の降水中pHの平均値			100%		5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	降水の酸性度の状況を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
3												
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
4												
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								

(2)	大気環境基準等設定業務費 (昭和49年度)	18 (17)	27 (22)	28 (38)	28	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定状況など大気保全政策の動向に関する最新の情報を収集・整理 ・既に環境基準等が設定されている物質及び優先順位の高い有害大気汚染物質について、環境目標値の新規設定等に資するべく、健康影響に関する国内外の情報を収集・整理 ・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の有害性及び曝露評価手法の確立に資するための検討を実施 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな環境目標値の設定及び科学的知見に制約がある場合の健康リスク評価手法等に関するガイドラインの妥当性の検証 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害大気汚染物質を含む大気汚染物質に係る環境目標値の新規設定等に向けた検討を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護等に寄与する。 	091
(3)	大気環境監視測定網整備推進費 (昭和46年度)	140 (103)	126 (75)	117 (71)	113	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気測定局測定データ整備・解析 ・環境大気測定機器精度管理調査 ・国設大気環境測定所の維持管理 ・大気環境監視適正化事業 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の継続的把握、測定機器の精度管理体制の検討の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	092
(4)	大気汚染防止規制等対策推進費 (昭和47年度)	39 (57)	7 (11)	18 (20)	68	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定発生源から平成23年度に排出された大気汚染物質量の調査 ・都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康の保護、環境基準の確保を図るための規制の適正化に寄与する。 	093
(5)	有害大気汚染物質等対策推進費 (平成23年度組替)	144 (129)	124 (104)	117 (100)	110	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境モニタリングの実施 ・排出抑制対策技術に係る調査・普及 ・事業所における排出実態調査 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率の向上 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ①大気環境モニタリング及び排出実態調査の実施による有害大気汚染物質による大気の汚染状況や主たる排出源の解明 ②排出抑制対策技術の普及を進めることによる事業者の自主的な排出抑制対策の推進 <p>を通じ、有害大気汚染物質の環境基準の達成に寄与する。</p>	094
(6)	アスベスト飛散防止総合対策費 (平成23年度組替)	46 (20)	33 (28)	29 (25)	30	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の把握 ・飛散防止対策の検討 ・他国への知見の共有 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストによる健康被害の未然防止するため、飛散防止対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストによる健康被害の防止を通じ、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	095
(7)	在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費 (昭和53年度)	10 (9)	11 (12)	11 (12)	12	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国に駐留している米軍が使用している施設・区域に起因する環境問題について、環境省が米側との調整の上で調査を実施 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き施設・区域に係る水質・大気の状態調査を実施 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・区域内及びその周辺の環境汚染問題の未然防止を図るため、在日米軍施設・区域の環境調査を実施し、排出基準を超過していた場合には、改善・対策の要望等を行う。 	096

<p>(8) コベネフィット・アプローチ推進事業費 (平成22年度)</p>	<p>128</p>	<p>105 (102)</p>	<p>116 (115)</p>	<p>120</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> ・コベネフィット効果を有する事業の拡大及び環境政策等におけるコベネフィット・アプローチの主流化を目的として、①多国間の活動として、アジアの環境所管官庁・国際機関関係者を対象とした、アジア・コベネフィット・パートナーシップを通じた普及・啓発活動、②二国間の活動として、環境大臣間の覚書等に基づく協力におけるコベネフィット効果の定量把握に係る共同研究・セミナー/研修等、及び、③コベネフィット分野等の解析モデルの実績を有する国際研究機関の研究活動支援の実施 <達成手段の目標(27年度)> ・アジア・コベネフィット・パートナーシップでの多国間及び二国間の活動による、コベネフィット・アプローチの普及 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・アジアを主とする途上国において課題となっている環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に実現するコベネフィット(共通便益)・アプローチを推進することにより、途上国における環境改善効果を図るとともに、途上国の温暖化対策に寄与する。</p>	<p>097</p>
<p>(9) 公害防止管理推進調査対策検討費 (平成19年度)</p>	<p>4 (3)</p>	<p>3 (3)</p>	<p>2 (1)</p>	<p>2</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> ・地方自治体の公害防止体制の更なる充実を図ることを目的として、疑義照会事例集作成のための調査検討 <達成手段の目標(27年度)> ・地方自治体の公害防止体制の充実に向けた調査検討と公害防止取組推進のための仕組みづくり <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公害防止に係る不適正事案を防止し、事業者及び地方自治体における効果的な公害防止の取組が促進されることにより、排出基準が遵守され大気汚染に係る環境基準の達成に寄与する。</p>	<p>098</p>
<p>(10) 微小粒子状物質(PM2.5)総合対策費 (平成20年度)</p>	<p>216 (145)</p>	<p>185 (179)</p>	<p>495 (394)</p>	<p>500</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> ・地方自治体における微小粒子状物質の常時監視体制の整備 ・成分分析及び二次粒子生成機構把握・発生源寄与解析により、シミュレーションを実施 <達成手段の目標(27年度)> ・微小粒子状物質に係る対策の検討の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・微小粒子状物質による大気汚染の状況の把握及びその結果に基づく対策の検討を通じ、微小粒子状物質の環境基準の達成に寄与する。</p>	<p>099</p>
<p>(11) 大気環境監視システム整備経費 (昭和47年度)</p>	<p>162 (133)</p>	<p>154 (152)</p>	<p>144 (138)</p>	<p>175</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> ・固定発生源からの大気汚染物質に係る排出量把握 ・全国の大気汚染常時監視結果や光化学オキシダント注意報等発令状況等を提供 ・ホームページにおける花粉飛散量のリアルタイムでの公表 <達成手段の目標(27年度)> ・大気汚染物質排出量の把握及び大気の状態のリアルタイムでの情報提供の継続的实施 ・花粉観測システムの適切な維持管理及び運用 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じた、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 ・花粉による健康被害の未然防止を通じ、大気環境の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>100</p>
<p>(12) 越境大気汚染対策推進費 (平成23年度組替)</p>	<p>276 (264)</p>	<p>305 (298)</p>	<p>338 (321)</p>	<p>326</p>	<p>4</p>	<p><達成手段の概要> ・国内における越境大気汚染に関するモニタリングの実施 ・東アジア地域におけるEANET等を通じた大気汚染問題の解決に向けた取組の推進 <達成手段の目標(27年度)> ・信頼性のある国内モニタリングデータの取得、国際協力の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・精度保証・精度管理がなされた国内モニタリングの実施、技術指導等を通じたEANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。</p>	<p>101</p>
<p>(13) 自動車大気汚染対策等推進費 (平成23年度組替)</p>	<p>221</p>	<p>163 (142)</p>	<p>162 (142)</p>	<p>155</p>	<p>1,2,3</p>	<p><達成手段の概要> ・自動車等移動発生源からの排ガス抑制について施策の効果等を把握 ・局地汚染対策の取組、対策地域全体の基準確保目標の評価手法の検討 <達成手段の目標(27年度)> ・自動車等移動発生源からの排出ガス対策の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・自動車等移動発生源からの排ガス対策の促進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。</p>	<p>102</p>

(14)	オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費 (平成18年度)	50 (32)	42 (36)	42 (19)	37	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制実施及び強化に係る調査及び技術検討 ・立入検査に関する体制整備等に係る検討及び運用 ・届出等各種事務処理の効率化のためのオフロード法情報管理システムの改修および運用保守 ・地方環境事務所における立入検査に関する事務を履行するための体制整備及び運用 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定特殊自動車からの排出ガス対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	103
(15)	船舶・航空機排出ガス対策検討調査 (平成19年度)	8 (7)	8 (14)	9 (9)	9	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶・航空機排出ガスの実測およびシミュレーションによる実態把握 ・船舶・航空機排出ガスに関する国際動向調査 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶・航空機排出ガス対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶・航空機排出ガス対策の推進により、大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	104
(16)	自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 (平成12年度以前) 【関連: 27-●】	111 (103)	114 (101)	218 (187)	207	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <p>中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第十二次答申(平成27年2月)等に基づく、燃料蒸発ガス低減対策の検討及び二輪車の排出ガス低減対策の検討。</p> <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車排出ガス低減対策の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の排出ガス低減により、大気汚染に係る環境基準達成状況、特に自排局において改善に寄与する。 	105
(17)	自動車交通環境監視測定費 (昭和38年度)	80 (69)	76 (59)	67 (53)	67	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国設自動車交通環境測定所の測定データ整備・解析 ・国設自動車交通環境測定所の維持管理 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染状況の継続的把握 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 大気環境保全施策を進めるための基礎資料の整備を通じ大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	106
(18)	国際連合地域開発センター拠出金 (平成16年度)	30 (30)	30 (30)	30 (30)	30	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)の推進活動に対する拠出 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域の環境的に持続可能な交通の推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア地域における環境的に持続可能な交通の推進活動を通じて、アジア諸国の大気環境の改善を図ることにより、国内の大気汚染の改善による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	107
(19)	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金 (平成14年度)	96 (96)	96 (96)	83 (83)	85	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東アジア酸性雨モニタリングネットワークの運営経費に対する拠出 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EANETの活動推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・EANETのマニュアル整備等の活動を通じた、EANET参加国のモニタリング能力の向上に寄与する。 	108
(20)	環境測定等に関する調査費 (昭和50年度) 【関連: 27-●、27-●】	20 (20)	20 (20)	20 (23)	20	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定分析機関が、均質に調製された環境試料を定められた方法等に依り分析することにより得られる分析結果から、分析機関の分析技術水準の実態を把握 ・使用測定機器等の違いによる分析結果への影響を解析・調査し、その結果を分析機関にフィードバック ・公定法も含め分析方法の改善等に活用 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境測定分析機関における測定分析の精度の向上及び信頼性の確保 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析機関においてより適切な分析手順の普及等の内部精度管理の推進を図り、我が国の分析機関の精度管理の水準確保を通じ、大気汚染の改善等による人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 	109

(21) 放射性物質による一般環境汚染に係る基準等調査検討費 (平成25年度)	0	36 (31)	36 (9)	18	-	<達成手段の概要> ・国内外における放射性物質による環境汚染の防止のための措置等に関する政策等の最新動向や取組み状況の情報収集・整理 ・環境関連法における放射性物質に係る考え方や措置等の在り方の検討 <達成手段の目標(平成27年度)> ・環境関連法における放射性物質に係る考え方や措置等の在り方の整理 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・環境関連法における放射性物質に係る考え方や措置等の在り方の改善に寄与する。	110
(22) 水銀大気排出対策推進事業費 (平成27年度)	-	-	-	71		<達成手段の概要> ・水銀大気排出抑制技術の導入状況及び排出実態の調査 ・排ガス中の水銀濃度測定方法の検討 ・水銀大気排出規制に係る国際動向の調査 <達成手段の目標(平成27年度)> ・水銀大気排出規制制度構築のための検討 ・排ガス中の水銀濃度測定方法の提案 <施策の達成すべき目標への寄与の内容> ・BAT/BEPを適用した水銀の大気排出規制制度及び運用体制等の構築を通じ、長期的な視点での人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。	新27-0012
施策の予算額・執行額					施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名		目標3-2 大気生活環境の保全				担当部局名		大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課		作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要		騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策を講じることにより、大気生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け		3. 大気・水・土壌環境等の保全					
達成すべき目標		騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠		環境基本法第16条に定める環境基準		政策評価実施予定時期		平成28年6月	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1	騒音に係る環境基準達成率(%)	-	-	100%	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
2	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(達成割合(%)／(評価対象:千戸)	-	-	100%	-	92.6%	92.9%	調査中	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
3	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100%	-	77.6%	76.5%	調査中	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
4	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100%	-	60.2%	58.3%	調査中	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
5	振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	3,254	3,351	調査中	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
6	悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	14,411	13,792	調査中	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
7	熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	-	-	-	-	770	1,100	1,400	/	/	/	/	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、熱中症予防サイトの閲覧数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の熱中症予防の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。
測定指標		基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
3		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
測定指標		目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
4							
(1) 良好な生活環境形成・保全推進費 (昭和63年度)	12 (13)	9 (11)	9 (7)	9	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度における騒音・振動・悪臭に係る法施行データ等を、生活環境情報総合管理システムで管理・集計・分析し、施行状況調査の結果や環境影響評価を行う上での基礎情報等として、報道発表や報告書の公表等により情報を発信 <達成手段の目標(27年度)> 騒音・振動・悪臭の法施行状況についての国民や地方公共団体職員の知識や関心を深める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 騒音・振動・悪臭に係る法施行データの基礎資料の整備・公表を通じ、国民の関心を深めるとともに、地方公共団体の進める騒音・振動・悪臭防止施策の策定・推進に寄与する。 	111
(2) クールシティ推進事業 (平成18年度)	62 (63)	87 (88)	70 (76)	47	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市における必要な適応策導入量について定量的に把握することによる効率的な適応策の実施方法の明確化 ビニールハウス等熱中症が発生しやすい地点におけるWBGTと気象台におけるWBGTの違いを把握し、よりきめ細やかな情報提供を検討 インターネットを活用した熱中症に関する予防情報の提供 震災の影響や節電の取組を踏まえたヒートアイランド現象及び熱中症の発生状況の把握、ヒートアイランド対策手法の検討を実施 <達成手段の目標(27年度)> 街路空間の適応策の導入すべき地点や導入後の効果の検証手法等の検討を行う。 複数の適応策導入の効果を検証するため、モデル的に複数の適応策を実施し、その効果を検証する。 全国840地点(気象庁アメダスデータ)において算出した暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値や、実際の生活の場を考慮して算出した暑さ指数(WBGT)参考値及び熱中症による救急搬送者数等の情報をインターネットを通じて提供する。 西日本を中心に震災前から震災後におけるエネルギー需要の変化による排熱状況の変化を把握する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ヒートアイランド対策大綱の見直しにより、適応策が盛り込まれた旨の情報発信を行い、地方公共団体等におけるヒートアイランド対策の普及に寄与する。 	112
(3) 騒音・振動公害防止強化対策費 (平成13年度)	29 (23)	28 (23)	24 (24)	24	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 新幹線・在来鉄道の騒音に関して、社会・技術的状況等を反映した、評価指標検討や基準達成に向けた技術的可能性の検討等を行う。さらに、一般地域の騒音の実態を地域区分、時間区分等の条件ごとに細かく分析し、今後の音環境のあり方について検討 騒音・低周波音の、実態調査及び既存資料の充実を図るための検討や、低周波音等の測定・評価に関する、地方公共団体職員向けの講習会を開催 	113
(4) 悪臭公害防止強化対策費 (平成8年度)	8 (7)	8 (8)	8 (8)	8	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 臭気指数規制の導入促進 測定手順の一本化に向けた環境試料と排出口試料の比較実験の実施及びデータ解析 <達成手段の目標(27年度)> 環境試料と排出口試料を同じ手順で測定できるよう、測定手順の見直しを行い嗅覚測定法を理解しやすくすることで、臭気指数規制の導入促進につなげる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 近年の都市型悪臭(複合臭)に有効な臭気指数規制の導入促進や、臭気指数の測定手順の見直しにより、悪臭防止に寄与する。 	114

<p>交通騒音振動対策調査検討費 (平成13年度)</p>	<p>39 (38)</p>	<p>47 (43)</p>	<p>45 (41)</p>	<p>53</p>	<p>2.3.4 ①自動車騒音・道路交通振動対策の推進(平成17年度) ②沿道・沿線対策の推進新幹線鉄道騒音(平成22年度) ③新幹線鉄道騒音・振動対策、航空機騒音対策の推進(平成16年度) <達成手段の概要> ①平成24年4月に常時監視業務が一般市へ移譲されたため、確実なデータ収集を行い全国の状況把握を実施(179団体⇒857団体)(業務を行うにあたって必要となる常時監視マニュアルを平成23年9月に公表済) ①道路交通振動については、測定値が要請限度値を超えることは稀であるが依然として苦情が絶えず、振動の評価が現状に即していないことが考えられることから、道路交通振動が及ぼす影響の予測や適切な評価方法の検討を実施 ②道路沿道や新幹線鉄道沿線において騒音に配慮した土地利用を推進するため、沿道・沿線の土地利用に関する実態調査や関連法制度の調査を実施するとともに、沿道沿線対策の具体的な方策の検討を実施(交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドラインを平成26年4月に公表済) ③地方公共団体に対し、平成24年11月に作成した航空機騒音測定・評価マニュアル及び平成22年5月に作成した新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアルの定着を図る ③マニュアルに基づく測定調査により実態把握を実施し、対策効果の確認や環境基準達成状況を把握 <達成手段の目標(27年度)> ①円滑な自動車騒音常時監視業務の実施のための説明会を開催するとともに、平成26年4月に公表された日本音響学会 道路交通騒音予測式のシステムへの反映を実施 ②公表したガイドラインについて、周知を図るとともに、地方公共団体の取組状況をフォローアップし実効性を確保する ③航空機騒音については、平成25年4月の新基準施行を受けて、マニュアルに基づく測定調査等を実施するなどして、マニュアルの内容の検証を実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①全国の自動車騒音状況を一元的に把握し公表することで、騒音対策がより効率的、効果的に実施され、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。 ②沿道・沿線の住居立地が抑制される等の効果により、新たな騒音問題の未然防止が図られる。また、環境基準達成に向けて、既存の要対策箇所に対する騒音対策が一層推進される。 ③測定・評価方法を見直すことにより、現状をより適切に把握することができる。この成果をもとに、環境基準達成に向けて騒音対策がより効率的、効果的に実施される。</p>	<p>115</p>
<p>自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 (平成12年度以前) 【再掲27-8】</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>1.2 <達成手段の概要> ・中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第二次答申)」(平成24年4月)に基づく、四輪車の加速走行騒音規制の国際基準(R51-03)の導入に向けた検討及びタイヤ騒音規制の適用時期に関する検討。 <達成手段の目標(27年度)> ・自動車単体騒音低減対策の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・自動車単体騒音の低減により、騒音に係る環境基準達成状況の改善に寄与する。</p>	<p>105 【再掲27-8】</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>		<p>-----</p>			<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)		担当部局名	環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 地下水・地盤環境室 海洋環境室	作成責任者名 (※記入は任意)						
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。		政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全							
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。		目標設定の考え方・根拠	環境基本法第16条に定める環境基準 湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針 海洋汚染防止法	政策評価実施予定時期	平成28年6月					
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	閉鎖性海域については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該海域の水質環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	
			(河川)	93.1%	92.0%	調査中					
			(湖沼)	55.3%	55.1%	調査中					
			(海域)	79.8%	77.3%	調査中					
			【全体】	88.6%	87.3%	調査中					
3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	
4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	-	-	-	「別紙のとおり」							環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
3											
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								

4	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万t)	180以下	—		平成19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入し、廃棄物の海洋投入処分は国際条約によって原則禁止になったことを踏まえ、海洋投入処分量を増加させないために、平成22年度の海洋投入処分実績の近似値を目標値とした。また、本数値が少ないことが、海洋環境保全に資するものであり、海洋環境保全の状況を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度				
(4)	水質環境基準検討費 (平成24年度)	186 (143)	170 (146)	142 (127)	129	2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討を行う。 適切な科学的判断に基づき、必要な環境基準等の設定及び見直し、類型の適切な当てはめ及び見直しを行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境基準項目等の追加・基準値の見直し及び水域類型当てはめを行うための情報収集・検討を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁に係る環境基準等の目標設定に寄与する。 	116
(5)	排水対策推進費 (平成23年度組替)	79 (73)	83 (79)	68 (51)	68	1.2,3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止施策の執行状況やその効果を把握するための調査(公共用水域における水質環境基準の達成状況等)を行う。 現在排水規制の対象となっていない項目等への規制の必要性を検討するための排水実態等の調査を行う。 暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及を行う。 生物応答を用いた新たな排水管理の方策についての調査を行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出を適切に規制するために必要な調査・検討を行い、排水基準等の達成状況の改善を図ることに寄与する。 	117
(6)	水質関連情報利用基盤整備費 (平成23年度組替)	17 (17)	17 (17)	17 (18)	42	3.4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 「水質監視業務関連システム」、「水質環境総合管理情報システム」及び「全国水生生物調査システム」について、システムの効率的な一括運営(保守・管理、更新)を行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 水環境関連情報の提供・更新等(公共用水域水質データ、水浴場水質データなど)を行う。 システムの一部更改を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> システムを用いて効率的に常時監視結果の収集を行うとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に寄与する。 	118
(7)	総量削減及び閉鎖性海域管理推進費 (昭和53年度)	52 (49)	96 (77)	102 (95)	105	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 発生源別汚濁負荷量等の状況を経年的に把握し、水質総量削減等の対策の効果を確認 さらなる取組の推進と第8次総量削減制度の在り方の検討 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 発生負荷量の把握及び水質改善に関する実態調査の実施 将来水質予測及び汚濁負荷削減対策等を検討実施 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 発生負荷量と水質改善状況を経年的に把握し、これをもとに水質総量削減の目標や達成方策を検討し、着実に推進を図ることにより、閉鎖性海域の水環境改善に寄与する。 	119
(8)	閉鎖性海域環境保全推進等調査費(有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む)(平成19年度)	124 (119)	128 (114)	137 (128)	132	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 有明海・八代海等総合調査評価委員会における検討に資するための環境再生に向けた各種調査の実施 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 有明海・八代海等における環境基準等達成率の向上 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境悪化の原因・再生方策を調査により把握し、環境基準達成率の向上を効率的・効果的に達成すべき方法を提示することで、閉鎖性海域の水質改善に寄与する。 	120

(9)	豊かさを実感できる海の再生事業 (平成22年度)	65 (58)	42 (52)	20 (22)	70	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海域ごとの実情を踏まえた「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策の検討 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・藻場・干潟等の分布状況の把握 ・底質・底生生物調査、栄養塩類の底質からの溶出量の推定手法の検討、海域ごとの実情に応じた海域管理の検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養塩類の実態把握や藻場・干潟等の拡大により生物多様性・生物生産性の確保された「きれいで豊かな海」の実現に資する。 	121
(10)	湖沼環境対策等推進費 (平成23年度組替)	90 (77)	51 (33)	37 (32)	37	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼の水質汚濁メカニズムを解明し、新基準に対応した効果的な水質保全対策の実施手法を検討する。 ・新たな基準や課題を踏まえた湖沼の水質保全制度の見直し検討を行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新基準等に対応する水質保全対策の検討を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖沼の特性及び汚濁原因に応じた、効果的な水質保全対策を検討することにより、湖沼の水質改善の推進に寄与する。 	122
(11)	水質・底質分析法検討費 (平成23年度組替)	32 (28)	32 (28)	26 (9)	25	—	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに環境基準等に設定が予定されている物質について公定分析法等の検討・策定を行う。 ・先進的・効率的な分析法の検討を行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準等の見直しに係る公定分析法の検討、国内外の分析技術の知見を収集し、現行公定法との比較調査により新たな分析手法の導入の検討を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな環境基準項目に対応した先進的・効率的な分析方法を早急に確立し、より効果的な測定の体制を図り、効率的な水環境のモニタリングの実施や水環境の状況の的確な把握により、水環境保全施策の推進に寄与する。 	123
(16)	地盤沈下等水管理推進費 (平成20年度)	18 (10)	20 (15)	16 (19)	16	—	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水質測定結果、地盤沈下状況調査結果の取りまとめ ・適正な地下水の保全と利用のための管理方策の検討 ・被災地の地盤沈下地域における地下水利用のあり方検討 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水・地盤環境管理手法の検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、流域の地域特性を踏まえた地下水・地盤環境の管理手法の確立により、適正な地下水の利用と保全及び地盤沈下の防止に資する。 	127
(17)	国際的水環境改善活動推進等経費 (平成22年度組替)	251 (236)	175 (170)	181 (173)	126	—	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国の農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業、国際セミナー等を実施する。 ・水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援を行う。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な水環境問題の改善の取組推進を行う。 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境対策の最先進国である我が国が、経験と技術を多くの地域に最大限伝え、国際的な水環境問題を中心にその改善の取組を推進する。 	128

(18)	海洋環境関連条約対応事業 (昭和61年度)	79 (76)	67 (69)	69 (67)	68	5	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロンドン条約、マルポール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処 ・国際的な動向を把握 ・海洋投入処分の許可制度の適正な施行 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の海洋投入処分量の削減等 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境保全関連条約に関する海外の動向、国内の状況等の情報を踏まえて廃棄物の海洋投入処分に係る在り方等を検討し、海洋投入処分量の削減を図り、もって海洋環境の保全に資する。 	129
(19)	海洋環境モニタリング推進事業 (平成10年度)	73 (66)	70 (61)	66 (64)	76	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本周辺の海域において、測線及び測点地点を設定し、6～8年で一巡するように汚染物質等を調査 ・海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況を調査 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を国民に情報提供すること。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境における汚染物質の状況、海洋汚染等防止法に基づき実施される「廃棄物の海洋投入処分」が行われた海域の汚染状況、バックグラウンド数値の経年的変化を適切に把握することにより、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施、廃棄物の海洋投入処分に係る在り方の検討等我が国周辺海域における海洋環境保全対策の効果的な実施に資する。 	130
(20)	ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業 (平成19年度)	1139 (1139)	1239 (1239)	815 (814)	955	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾について、陸上自衛隊の所要の指導監督の下、平成26年度末までに民間事業者において処理 ※4年の国庫債務負担行為として事業を実施 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾の陸上処理体制の整備・運用により、海洋投入処分による不発弾処理件数「0」とする。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾について、引き続き適正に陸上での処理を行うことで、海洋投入処分量の削減に資する。 	131
(21)	漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業 (平成19年度)	78 (68)	79 (63)	84 (69)	438	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握 ・原因究明及び発生抑制対策について検討 ・都道府県等が実施する漂流・漂着・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策等の取組に対して補助金を交付。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみ対策の総合的かつ効果的な推進 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漂流・漂着・海底ごみの実態把握、回収・処理の推進・原因究明及び発生抑制対策の実施等により、各地域において総合的かつ効果的な漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。 	132
(23)	我が国の優れた水処理技術の海外展開支援 (平成25年度組替)	-	-	79 (78)	86	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査(FS)や現地実証試験を支援し、我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な水環境問題の改善の取組推進を行う。 <p><政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国企業の海外進出を支援することにより国際的な水環境の保全に寄与する。 	134

(25)	国連大学拠出金(低炭素型水環境改善システム研究事業) (平成26年度)	-	-	90 (90)	90	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの異なる発展段階にある数カ国の都市とその周辺地域を選定し、汚濁負荷、土地利用予測、人口動態、都市計画・政策等の情報を収集・解析し、政策を検討した上で、それらの導入・整備による水質保全及び低炭素化に係る効果を評価する。また、対象地域ごとに、気候変動対策に係る資金調達の可能性を含め水環境改善のための戦略をまとめ、関係者に提案するとともに、都市における水環境改善のためのデータ整備・政策評価手法をとりまとめる。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ収集・分析を踏まえたデータベースの構築、水質予測モデルの構築、政策立案のための評価手法の開発着手、ワークショップ等を実施する。 <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアの途上国が、人口増加・都市化・低炭素化等を総合的に考慮した自国内の排水管理・水質保全政策を進めるための情報整備・政策評価手法の提供を行う。またこれにより、途上国における政策立案・実施能力の向上を図る。 	135
(26)	放射性物質による水質汚濁状況の常時監視 (平成26年度)	-	-	118 (80)	92	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境中の放射性物質による水質汚濁の状況を常時監視するため、公共用水域及び地下水において、水質等の放射性物質の測定を実施、結果をとりまとめ公表する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域及び地下水について、それぞれ全国110地点規模のモニタリング調査を実施し、その結果を公表する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境中の放射性物質の存在状況を把握することにより、水環境の保全施策の推進に寄与する。 	136
(27)	硝酸性窒素に関する地域総合対策制度推進費 (平成26年度)	-	-	7 (7)	7	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸性窒素等による地下水汚染が広域的に継続している状況に対応するため、各地域において最適な施策メニューの組み合わせによる総合的な対策を推進する制度を構築し、実施する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸性窒素等による地下水汚染に対応するための地域総合対策制度案の検討 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸性窒素等による地下水汚染を解消することにより、水環境の保全を図る。 	137
	沿岸域環境改善技術評価事業 (平成27年度)	-	-	-	50		<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に実用化されて沿岸域環境改善技術等について情報収集・整理し、モデル海域における実証試験、水質等調査、シミュレーションモデル等を併せて実施することにより、各海域に適した環境改善技術を提案する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な沿岸域の環境改善技術の提案 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各海域に適した効果的・効率的な環境改善技術を提案することにより、閉鎖性海域の環境改善に寄与する。 	新27-0013
	水質関連システムの移行開発経費 (平成27年度)	-	-	-	30		<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水質関連システム」について、平成28年度からの本格運用を目指し、政府共通プラットフォームへ全面移行する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のシステム及びデータを政府共通PFへ移行させる。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存システムを政府共通PFに移行することにより、一元的な運営管理を行うことで、運用コストの削減や情報セキュリティ対策の向上に寄与する。 	新27-0015
	地下浸透規制制度最適化のための検討調査費 (平成27年度)	-	-	-	9		<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 地下浸透基準が設定されている有害物質29項目についての科学的知見を収集・整理し、検証を行い、必要に応じて個々の地下浸透基準の改定案を策定する。 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 地下浸透規制制度の改善を促進する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 地下浸透規制制度の最適化を図る事は、健全な水環境の保全に資する。 	新27-0016

<p>健全な水循環に係る総合 対策推進費 (平成27年度)</p>				<p>113</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> ・気候変動が湖沼の水質等に与える影響について、モデル湖沼におけるシミュレーションによる定量的な影響予測及び評価し、その影響に対する適応策を取りまとめる。 ・民間の主体的・自発的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を推進する。 ・現在、未規制であり潜在的なリスクを抱える化学物質について、工場・事業場からの排出実態の把握及び公共用水域における存在状況の把握を通じ水環境におけるリスク方策について検討を行う。 <達成手段の目標(27年度)> ・気候変動によるモデル湖沼の水質・生態系への影響予測および適応策の検討を行う。 ・水環境に係わる官民連携の機会の場を創出する官民連携事業を実施する。 ・浄水処理対応困難物質(H26年度 厚労省通知,14項目)を対象とし、各物質のリスク情報を整理し、リスク方策の検討を行う。 <政策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の概要> ・気候変動が水質及び生態系に与える影響を適切に把握し、将来の気候変動に伴い想定される影響に対して適切な適応策を講じることにより、水環境の保全に寄与する。 ・民間の主体的・自発的取組の推進と官民連携の機会の場の創出により、国民が水環境の重要性について意識を高めることに寄与する。 ・水質汚濁防止法の指定物質への追加の必要性について検討し、事業所及び自治体におけるリスク管理体制の推進に寄与する。</p>	<p>新27-0017</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>					<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>		



1 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		79 98	77 98	調査中				
大阪湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		67 100	67 100	調査中				
東京湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		63 83	63 83	調査中				
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		56 57	56 86	調査中				
赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順)[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-		116/44/16	83/40/16	調査中				

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名	目標3-4 土壌環境の保全				担当部局名	土壌環境課	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	<p>○畑作物中のカドミウムに関する規格基準設定に備え、農用地土壌汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法の確立を目指すため、平成28年度までに7食品群21品目中のカドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を明らかにする。</p> <p>○米中のヒ素に関する規格基準が設定に備え、農用地土壌汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法の確立を目指すため、平成29年度までに、4土種24土壌(人工添加していない)と米中のヒ素濃度との相関関係を明らかにする(平成25年度までは人工ヒ素添加土壌を分析し、分析項目を検討)。</p> <p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p>				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全					
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。				目標設定の考え方・根拠	土壌汚染対策法 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法	政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 作物中カドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を調査した品目数の累計調査率(%)	-		100%		-	-	-	-	-	-	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。米以外の農作物についてカドミウムの規格基準が設定された場合を想定し、栽培条件や農作物ごとのカドミウム吸収特性に関するデータの収集・解析等に係る検討を実施している。調査した品目数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
2 米中ヒ素濃度と土壌中ヒ素濃度の関係を調査した土壌数の累計調査率(%)	-		100%		-	-	-	-	-	-	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律では、汚染が確認された農用地について都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定することができ、指定された地域では、国民の健康の保護等のため、汚染の防止、除去等の必要な措置が実施される。ヒ素については、作物の生育阻害の観点からの指定要件はあるが、国民の健康の保護の観点から米についてヒ素の規格基準が設定された場合を想定し、米中と土壌中のヒ素濃度の相関や分析手法に係る検討を実施している。調査した土壌数の調査率は、これらの進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
3 土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	100%		-		土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。						

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度			
4 ダイオキシン類土壌汚染 対策地域の対策完了率 (%)	83%	—	—	—		ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。	
(1) ## 農用地土壌汚染対策費 (平成19年度)	42 (29)	36 (34)	31 (30)	28	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策地域の指定要件の見直しに資するため、土壌及び農作物中の有害物質の濃度の相関関係や農作物がどのように土壌から有害物質を吸収するか等の基礎データを収集 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑作物について、土壌及び作物中のカドミウム濃度の相関関係についてのデータを収集 ・コメについて、土壌及び作物中のヒ素濃度の相関関係についてのデータを収集 ・施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・得られたデータを活用し、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等を見直すことで、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止し、国民の健康保護に寄与する。 	138
(2) ## 市街地土壌汚染対策費 (平成14年度)	266 (172)	248 (202)	190 (183)	235	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握するため、都道府県・政令市へ調査を行い、土壌汚染対策の基礎データ収集を実施 ・指定調査機関の信頼性確保のための試験を実施 ・環境基準項目等の追加、基準値の見直しを行うことを目的とした未規制物質の基礎データの調査・検討を実施 <p><達成手段の目標(27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・政令市に対し調査票を発送して調査結果を回収し結果の解析を実施 ・技術管理者試験を実施し技術管理者証を発行 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1-4ジオキサン等についての土壌中での挙動等に関する基礎データの収集 ・土壌汚染対策法の施行状況、土壌汚染対策の実態を把握することにより、土壌汚染対策法に係わる省令・通知・ガイドライン等の改正の際の基礎資料として活用し、土壌環境の保全に寄与する。 ・技術管理者試験を実施することにより、指定調査機関の信頼性確保に寄与し土壌環境の保全に寄与する。 ・市街地の土壌汚染による人の健康被害を防止するため、未規制物質の環境基準項目等の追加、見直しが必要であり、本事業は環境基準項目等検討の際の基礎データとして活用し土壌環境の保全に寄与する。 	139
(3) ## ダイオキシン類土壌汚染対 策費 (平成12年度)	26 (19)	22 (16)	17 (17)	19	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事がダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定したものの、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合、当該負担の一部を補助 <p><達成手段の目標(平成27年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年2月に新たにダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域について、自治体が作成する対策計画の内容確認及び対策事業への補助金の交付を適切に行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラム試験を用いて、有機化合物との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を調査 ・ダイオキシン類土壌汚染対策地域として指定されたものの、汚染原因者が不明・不存在であること等から、汚染原因者に負担を求められず、地方公共団体が負担せざるを得ない場合において、当該負担の一部を補助することにより、早急かつ適切な土壌汚染対策に寄与する。 ・油等との有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動を把握することで、科学的知見に基づく調査・対策の実現に寄与する。 	140
施策の予算額・執行額						施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシソ類・農薬対策				担当部局名	ダイオキシソ対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	ダイオキシソ類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を設定する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壤環境等の保全				
達成すべき目標	ダイオキシソ類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシソ類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準が未設定の農薬有効成分について速やかに基準を設定する。				目標設定の考え方・根拠	ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく国の削減計画 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 ダイオキシソ類排出総量 (g-TEQ/年)	-	176	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))
		当面の間	136~138	128~130	集計中	/	/	/	/	
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
2 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数(累計)	-	559	246	310	359	436	486	536	559	農薬取締法に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の迅速かつ的確な設定により農薬の環境リスクの低減に資することができるため、農薬登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。なお、目標年度は生物多様性国家戦略2012-2020及び環境基本計画において平成32年度までにすべての農薬有効成分について登録保留基準を設定することを掲げており農薬登録保留基準の審議に時間を要することから平成30年度までとしている。
		H30年度	260	309	386	/	/	/	/	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
3 ダイオキシソ類に係る環境基準達成率(%)	100%	-	ダイオキシソ類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシソ類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等			平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度						
(1) 農薬登録保留基準等設定費(平成17年度)	104 (90)	94 (79)	102 (86)	97	2	<達成手段の概要> ・農薬登録保留基準を設定する農薬について毒性文献データの収集及び評価資料の作成 <達成手段の目標(27年度)> ・農薬登録保留基準設定及び設定不要と評価した農薬の有効成分数累計:436 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・農薬登録保留基準は、農薬の毒性評価に基づき設定するものであり、毒性文献データを収集し最新の知見に基づくことが重要である。			141	

ダイオキシン類総合対策 (2) 費 (平成12年度)	80 (63)	73 (56)	67 (67)	54	1	①ダイオキシン類対策環境情報調査(平成17年度) ②POPs条約に基づくダイオキシン類非意図的生成物に係るBAT/BEP推進事業(平成18年度) <達成手段の概要> ①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ①ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施 ②POPs条約BAT/BEPガイドライン改訂委員会の動向把握、情報収集、情報提供等を実施 <達成手段の目標(27年度)> ①ダイオキシンの排出実態等を正確に把握 ②今年度の委員会の活動内容等の情報収集 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ①極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。 ②非意図的生成POPsの排出抑制等のリスク削減につながる情報等の取得により、我が国でのBAT/BEP利用促進によるダイオキシン類などの非意図的生成物質の削減に貢献する。<達成手段の概要> ・臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量、周辺一般環境での汚染状況等を測定・データを蓄積	142
施策の予算額・執行額	104 (90)	94 (79)	102 (86)	97	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・生物多様性国家2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第6節田園地域・里地里山 1生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 ・環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) 第2部今後の環境政策の具体的な展開 第1章重点分野ごとの環境政策の展開 第9節包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				担当部局名	大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室 環境安全課		作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全					
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。				目標設定の考え方・根拠	総合モニタリング計画 大気汚染防止法		政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠						
被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報の把握・共有	-		-		政府の総合モニタリング計画等に基づき実施される放射性物質モニタリングやアスベストの濃度調査などにより、被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報を的確に把握し、それらの情報を国民に提供することは、国民の不安解消と復旧・復興に資する。						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度							

<p>環境モニタリング調査 ## (平成23年度)</p>	<p>1,452 (908)</p>	<p>1159 (965)</p>	<p>869 (790)</p>	<p>788</p>	<p>①アスベスト大気濃度モニタリング調査(平成23年度) ②公共用水域放射性物質モニタリング調査等(平成24年度) ③地下水の放射性物質モニタリング調査(平成24年度) ④被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成24年度) <達成手段の概要> ①被災地周辺におけるアスベスト大気濃度の調査 ②放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)の公共用水域における水質、底質、水生生物の放射性物質のモニタリング調査等 ③放射能汚染が特に懸念される地域(福島県及びその近隣県)における地下水の放射性物質濃度のモニタリング調査等 ④東日本大震災の被災海域における海水、海底堆積物の環境基準項目(生活環境項目、健康項目)、有害物質、放射性物質などのモニタリング調査等。 <達成手段の目標(27年度)> ①大気中のアスベスト繊維数濃度が10[本/L]以下であった地点の比率の向上 ②公共用水域における放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 ③地下水中の放射性物質濃度の把握及び調査結果の公表 ④被災地海域の水質や有害物質濃度の把握及び調査結果の公表 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。また、測定結果をアスベストの飛散・ばく露防止対策にフィードバックすることにより、大気汚染の防止を図り、人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与する。 ②公共用水域の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を広く国民へ提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 ③地下水中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 ④被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。</p>	<p>環境11-①</p>
(2)						
(3)						
(4)						
<p>施策の予算額・執行額</p>					<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	



平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省27-14)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室		作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会推進室長			
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。				目標設定の考え方・根拠	循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国の経済社会を、大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型社会へ変革する。		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン)	24.8	H12年度	46	H32年度	-	-	-	42	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
2 循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)	10.0	H12年度	17	H32年度	-	-	-	14~15%	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
2 廃棄物最終処分量(百万トン)	56.0	H12年度	17	H32年度	-	-	-	23	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第三次循環型社会形成推進基本計画(H25年5月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
循環型社会形成年次報告 (1) 策定事務費 (平成13年度)	8 (11)	8 (11)	9 (10)	9	1,2,3	<達成手段の概要> 循環型社会形成推進基本法第14条に基づく循環型社会白書を作成し、国会に提出する。また同白書を全国各地で国民に解説するとともに、英訳版を作成し、広く海外へも情報発信を行う。 <達成手段の目標(平成27年度)> 循環型社会白書を作成し、国会に提出する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 循環型社会形成に向けた取組の状況について、広く国民に向け普及啓発を行うことにより、国民の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に向けた取組を促し、もって資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。					143	

<p>循環型社会形成推進等経費 (2)費 (平成13年度)</p>	<p>137 (132)</p>	<p>113 (124)</p>	<p>97 (120)</p>	<p>97</p>	<p>1,2,3</p>	<p><達成手段の概要> 事業目的を達成するため、 1)第三次循環型社会形成推進基本計画に規定された物質フロー図中のデータの更新、物質フロー指標及び取組指標に係る進捗状況の把握・評価、国を含む各主体の取組状況の把握・評価及び指標について同基本計画において課題とされた事項の検討 2)3R推進のための全国大会、先進事例に対する大臣表彰、小中学生への意識啓発を目的としたポスターコンクール等の開催、実施 3)地域の実情及び当該地域で循環する物質の性質に応じた物質循環圏の形成の促進のためのモデル事業及びガイドライン検討 4)3Rのうち取組が遅れている2R(リデュース・リユース)を促進するための先進事例集の作成やデータブックの作成及び政策検討 5)ウェブサイト「Re-Style」の管理運営による情報発信等を実施。</p> <p><達成手段の目標(平成27年度)> 循環型社会を形成するために策定された第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を適切に把握し、かつ、同基本計画全般に係る施策(3Rの普及啓発活動、3Rのうち取組が遅れているリデュース・リユースを促進するための取組等)を実施し、リデュース・リユースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> リデュース・リユースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進することで、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>	<p>144</p>
<p>循環型社会形成推進事業費 (3)費 (平成18年度)</p>	<p>20 (18.5)</p>	<p>20 (18.7)</p>	<p>19 (18.1)</p>	<p>19</p>	<p>1,2,3</p>	<p><達成手段の概要> 全国7ブロックにおいて地方環境事務所が主催し、各地域の循環型社会形成に向けた各種の取組の紹介、イベントの実施、マイバックキャンペーン等を通じ、国民一人ひとりの意識改革を図るとともに、「3R推進全国大会」との連携を取りながら、循環型社会に向けた地方からの施策の取組を進める。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> 循環型社会の形成に向けた市民運動に対して積極的に支援するとともに、市民の参加を得て全国的な規模で普及啓発事業を展開することにより、循環型社会の形成を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 循環型社会について、地域に密着した形で広く普及啓発を行うことにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>	<p>151</p>
<p>我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(国際展開支援)(平成23年度)</p>	<p>434 (375)</p>	<p>434 (307)</p>	<p>446 (406)</p>	<p>340</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> 我が国循環産業の戦略的な国際展開を促進する。 国際展開の具体的な計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・共有、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実施するとともに、我が国経済の活性化につなげる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p>	<p>149</p>
<p>アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 (5) (平成21年度)</p>	<p>84 (82)</p>	<p>67 (63)</p>	<p>62 (46)</p>	<p>60</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> アジアをはじめとして国際社会における3R推進のリーダーシップを発揮するとともに、我が国循環産業の海外展開促進にも貢献するため、アジアにおける循環型社会づくりのための政策立案支援、優良取組事例の支援、政策・技術に関する知見の共有等を行う。</p> <p><達成手段の目標(平成27年度)> アジアにおいて温暖化政策にも貢献しつつ、循環型社会の構築を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p>	<p>148</p>

<p>(6) アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 (平成21年度)</p>	<p>22 (22)</p>	<p>22 (22)</p>	<p>26 (26)</p>	<p>30</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> 各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催するため、国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))に対して拠出を行う。</p> <p><達成手段の目標(平成27年度)> 「アジア太平洋3R推進フォーラム」の開催により、ハイレベルでの政策対話が行われ、アジア太平洋地域における3Rが促進される。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p>	<p>147</p>
<p>(7) UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援 (平成20年度)</p>	<p>14 (14)</p>	<p>14 (14)</p>	<p>16 (16)</p>	<p>19</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対し、拠出金等の支援を行う事で、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見を同パネルでの議論に反映し、また我が国の関心事項に対応した議論を同パネルで行ってもらおう。</p> <p><達成手段の目標(平成27年度)> 「持続可能な資源管理に関する国際パネル」の活動により、世界の資源消費に伴う環境負荷の低減に関する知見を得て、我が国及び世界の課題解決に寄与する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p>	<p>146</p>
<p>(8) 日中韓循環型社会プロジェクト推進費 (平成23年度)</p>	<p>6 (0.7)</p>	<p>4 (0)</p>	<p>4 (2)</p>	<p>4</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> 日中韓共通の課題である、廃棄物の不適切な処理に関する問題に三カ国が協力して取組むために、循環型社会に関するプロジェクトの一層の推進を図る。</p> <p><達成手段の目標(平成27年度)> 環境の現状や課題及び対策について、情報や認識を共有することにより、循環型社会形成に関する政策や活動の充実に図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> —</p>	<p>145</p>
<p>(9) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)</p>	<p>212 (186)</p>	<p>206 (189)</p>	<p>212 (134.9)</p>	<p>159.6</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が次世代の循環産業として技術やネットワーク構築を踏まえて国内外に展開できるよう、ビジネスモデルの構築を支援する。</p> <p><達成手段の目標(平成27年度)> 一般廃棄物のリサイクル率を向上させるとともに、容器包装プラスチックの分別収集参加市町村数を増加させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の循環型産業のビジネスモデル構築に寄与する。</p>	<p>150</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>937 (842)</p>	<p>888 (749)</p>	<p>891 (778.9)</p>	<p>737.6</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>インフラ輸出戦略(平成26年度改訂版)(平成26年6月3日) 第2章4.(4) 2ポツ目 p24 第3章 1 国別取組 7ポツ目 p30 第3章 4 大洋州 現在の取組状況 1ポツ目 p34</p>	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進							担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室長
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。							政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					目標設定の考え方・根拠	各リサイクル法、施行令、省令、施行規則、基本方針		政策評価実施予定時期	平成28年6月	
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度		年度ごとの実績値							
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	-	-		「別紙のとおり」							第7期市町村分別収集計画(平成26年)における分別収集見込量に基づき設定
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)及び特定家庭用機器廃棄物の回収率(%)	-	-		「別紙のとおり」							特定家庭用機器再商品化法施行令に基づき設定
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	-	-		「別紙のとおり」							食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成27年7月策定予定)に基づき設定
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)	-	-		「別紙のとおり」							「建設リサイクル推進計画2014」に基づき設定(特定建設資材の再資源化等実施率のうち、建設発生木材について「建設リサイクル推進計画2014」の目標値を達成していないため)
5 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	-	-		「別紙のとおり」							パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に基づき設定
6 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(ASR)及びガス発生器(エアバッグ類;AB)の再資源化率(%)	-	-		「別紙のとおり」							使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定
7 小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量[万トン]	-	-		「別紙のとおり」							使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定
8 (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	-	-		「別紙のとおり」							第7期市町村分別収集計画(平成26年)における分別収集見込量に基づき設定

9	(間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]	-	-		「別紙のとおり」	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定
10	一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率((直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量))[%]	-	-		「別紙のとおり」	第三次循環型社会形成推進基本計画に基づき設定
11	ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の量[億本]	-	-		「別紙のとおり」	第三次循環型社会形成推進基本計画に基づき設定
12	容器包装プラスチックを原材料とした高品質な再生材が用いられた日用品や電気電子製品等として実用化された製品の品目数[個]	-	-		「別紙のとおり」	第三次循環型社会形成推進基本計画に基づき設定

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 27年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度				
(1) 容器包装リサイクル推進事業費(平成18年度)	55 (50)	54 (52)	61 (64)	90 (-)	1.8	<p><達成手段の概要> 容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(及び参加市町村数)を増加させる。</p> <p><施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量(及び参加市町村数)の増加に寄与する。</p>	152
(2) 家電リサイクル推進事業費(平成19年度)	8 (15)	14 (32)	36 (40)	39 (-)	2	<p><達成手段の概要> 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> 特定家庭用機器の再商品化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の再商品化率の向上に寄与する。</p>	153
(3) 資源の有効利用促進に係る適正化事業費(平成19年度)	5 (5)	2 (2)	2 (2)	2 (-)	5	<p><達成手段の概要> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の回収率・再資源化率の更なる向上等のための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(26年度)> パソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 指定再資源化製品に関する法の施行状況の把握及び製造事業者等による適正な回収・リサイクルの確保等により、再資源化率の向上に寄与する。</p>	154
(4) 食品リサイクル推進事業費(平成19年度)	6 (1)	9 (7)	9 (9)	31 (-)	3	<p><達成手段の概要> 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進するための事業を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。</p>	155

(5) 建設リサイクル推進事業費(平成19年度)	5 (4)	4 (3)	3 (5)	3 (-)	4	<p><達成手段の概要> 適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 特定建設資材の再資源化等率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 建設リサイクル法の円滑な施行を図ることにより、特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。</p>	156
(6) 自動車リサイクル推進事業費(平成22年度)	9 (22)	7 (6)	16 (27)	21 (-)	6	<p><達成手段の概要> 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。</p>	157
(7) 使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費(平成25年度)	739 (189)	950 (810)	801 (826)	300 (-)	7.9	<p><達成手段の概要> 小型家電リサイクル法の施行を受けて、使用済小型電子機器等の回収等を行う実証事業等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 使用済小型電子機器等の回収量(及び制度への参加市町村数)を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 小型家電リサイクル法の円滑な施行を図り、回収量(及び制度への参加市町村数)の向上に寄与する。</p>	158
(8) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)	-	-	-	-	10,11,12	<p><達成手段の概要> 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が次世代の循環産業として技術やネットワーク構築を踏まえて国内外に展開できるよう、ビジネスモデルの構築を支援する。</p> <p><達成手段の目標(平成27年度)> 一般廃棄物のリサイクル率を向上させるとともに、容器包装プラスチックの分別収集参加市町村数を増加させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の循環型産業のビジネスモデル構築に寄与する。</p>	150 【再掲】
施策の予算額・執行額	820 (295)	1040 (912)	716 (1005)	486	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現(食品リサイクル推進事業)	

指標

測定指標

1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン]
ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装
- 2-1. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%]
ア. 家庭用エアコン イ. ブラウン管式テレビ ウ. 液晶・プラズマテレビ エ. 冷蔵庫・冷凍庫
オ. 洗濯機・衣類乾燥機
- 2-2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%]
3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]
ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業
4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%)
5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%]
(※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合)
ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置
エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池
ク. 小形制御弁式鉛蓄電池
5. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]
ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類)
7. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン]
8. (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]
ア. 無色のガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装
9. (間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]
10. 一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率((直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ごみの総処理量+集団回収量))[%]
11. ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の量[億本]
12. 容器包装プラスチックを原材料とした高品質な再生材が用いられた日用品や電気電子製品等として実用化された製品の品目数[個]

年度ごとの目標値		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	目標年度	目標値
指標1	ア	814	810	807	781	779	777	775	30年度	775 (計画値)
		786	798	—	—	—	—	—		139 (計画値)
	イ	130	133	132	136	136	138	139		308 (計画値)
		89	90	—	—	—	—	—		775
	ウ	305	306	305	305	306	306	308		
		299	302	—	—	—	—	—		
	エ	818	846	759	763	770	774	775		

	ノ	50	50	-						50
指標6	ア	50 93~96.8	50 96.0~97.7	50 -	70	70	70	70	各年度	50(~26年度) 70(27年度~)
	イ	85 93.3~94.8	85 93.7~94.6	85 -	85	85	85	85		85
指標7	-	- -	- 2.4	- 調査中	14	-	-	-	27年度	14
指標8	ア	1,709 (97.7%) 1,635	1,714 (97.9%) 1,634	1,658 (95.2%) -	1658 (95.2%)	1659 (95.2%)	1660 (95.3%)	1668 (95.3%)	30年度	1,668 (96.8%) (計画値)
	イ	886 (50.6%) 612	897 (51.3%) 644	842 (48.4%) -	844 (48.5%)	855 (49.1%)	858 (49.3%)	867 (49.8%)		867 (49.8%) (計画値)
	ウ	1,722 (98.4%) 1,696	1,724 (98.5%) 1,702	1,683 (96.7%) -	1,683 (96.6%)	1,683 (96.6%)	1,684 (96.7%)	1689 (97.0%)		1,689 (97.0%) (計画値)
	エ	1,386 (79.2%) 1,307	1,396 (79.8%) 1,312	1,367 (78.5%) -	1,371 (78.7%)	1,379 (79.2%)	1,382 (79.3%)	1390 (79.8%)		1,390 (79.8%) (計画値)
指標9	-	- -	- 8,100 (64.8)	- 調査中	10,000 (80)	-	-	-	27年度	10,000 (80)
指標10	-	26 20.4	26 調査中	26 調査中	26	26	26	-	各年度	26
指標11	-	- -	6 6	7 調査中	-	-	-	9	各年度	9
指標12	-	- -	2 1	4 4	-	-	-	8	各年度	8

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長			
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。					政策体系上の位置付け	4.廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	廃棄物処理施設整備計画等		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 (1)一般廃棄物の排出量(百万トン)	55	H12年度	41	H32年度	-	-	-	-	-	-	-	第三次循環型社会形成推進基本計画
					45	45	集計中	/	/	/	/	
1 (2)一般廃棄物の排出量(kg/人)	433	H12年度	325	H32年度	-	-	-	-	-	-	-	第三次循環型社会形成推進基本計画
					352	350	集計中	/	/	/	/	
2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	20	H24年度	26	H29年度	-	-	-	-	-	26	-	廃棄物処理施設整備計画
					20	20	集計中	/	/	/	/	
3 (1)一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	6.4	H19年度	5.0	H27年度	-	-	-	5.0	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する背景の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
					4.6	4.5	集計中	/	/	/	/	
3 (2)一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	50	H19年度	39	H27年度	-	-	-	39	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する背景の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
					36	35	集計中	/	/	/	/	
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	33	H22年度	33	当面の間	-	-	-	-	-	-	-	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
					31	30	集計中	/	/	/	/	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
循環型社会形成推進交付金(公共)(平成17年度)	55,278 (48,124)	66,905 (65,705)	92,356 (89,626)	43,936	1.2.3	<達成手段の概要> ・市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業の費用に交付金を交付する。 ・効率的かつ的確な施設整備事業の実施のため必要な調査を実施する。 ・東日本大震災等に起因する電力不足への対応や今後の防災体制の強化等の観点から、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する施設整備を促進する。 <達成手段の目標> 市町村等の自主性と創意工夫を活かした総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、地域における循環型社会の形成を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の抑制排出、リサイクル、適正処理の推進	163					
廃棄物処理等に係る情報提供経費(平成10年度)	11 (13)	8 (11)	11 (9)	11	1.2.3.4	<達成手段の概要> ・廃棄物処理業関係PRTR届出データ取りまとめ・支援システムの改善 ・廃棄物処理技術等情報提供システムの改善 ・廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理運営 <達成手段の目標> 循環型社会構築の促進・普及啓発等 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進	160					

<p>(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金 (昭和49年度)</p>	<p>285,231 (278,204)</p>	<p>89,785 (59,791)</p>	<p>3,894 (3,733)</p>	<p>200</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> 市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>161</p>
<p>(4) ダイオキシン削減対策総合推進費 (平成11年度)</p>	<p>5 (5)</p>	<p>4 (18)</p>	<p>4 (4)</p>	<p>4</p>	<p>4</p>	<p><達成手段の概要> ・ダイオキシン類排出実態調査 ・一般廃棄物処理施設の技術管理者に対する講習会 <達成手段の目標> ダイオキシン類による環境汚染の防止又はその除去のための施設の設置又は改善 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>159</p>
<p>(5) 廃棄物処理施設災害復旧事業 (平成23年度)</p>	<p>9,585 (4,946)</p>	<p>207 (166)</p>	<p>65 (47)</p>	<p>30</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> 市町村が実施した災害により被災した一般廃棄物処理施設の復旧に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設を復旧させることで、廃棄物処理体制の回復を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p>	<p>164</p>
<p>(6) 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>833 (801)</p>	<p>950</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> ・大規模災害が発生した場合の対策を強化するための法整備を行う。 ・大規模災害に備えた行動指針の策定及び災害廃棄物対策指針に基づく地方自治体における災害廃棄物対策の支援 ・市町村等による廃棄物処理施設整備事業への支援を拡充 <達成手段の目標> 災害発生時においても、適正かつ円滑・迅速な廃棄物の処理が実施可能となるよう、施設整備も含めた強靱な廃棄物処理システムの構築を目指す。 関連団体との連携強化や災害時の専門家の派遣体制の整備を進めるとともに、地方環境事務所と連携して、地域ブロック単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議会等を設置して災害廃棄物対策の具体化を進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理</p>	<p>165</p>
<p>(7) 廃棄物処理施設整備費補助 (平成12年度)</p>	<p>9,032 (8,980)</p>	<p>12,294 (12,288)</p>	<p>5,373 (5,334)</p>	<p>4,746</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> ・産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行うもの。 ・廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設整備に係る基礎調査を実施するもの。 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公共関与による産業廃棄物処理施設整備を促進することにより、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保 ・本調査により、施設の基本構想の策定を支援することにより、廃棄物処理センターによる適正な処理を図る。 ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保</p>	<p>162</p>
<p>(8) 東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一別ラベル導入検討事業</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>30,000</p>	<p>1,2,3</p>	<p><達成手段の概要> ・これまでに国内外で開催された観光客等が一時的に大量の廃棄物を排出する国際的イベント等における開催地でのごみ分別ルールについて情報収集を行い、その課題や対応についての整理。 ・オリンピックまでのラベル等の導入に向け、東京都と連携しながらごみの統一別モデル事業の実施に係る課題の整理及び実施方法についての検討。 ・ラベルのデザイン、PR等分別ルールの普及に向けた他都市の事例調査を実施し、ラベル等を普及・定着させるための手法の検討。 ・その他分別基準の統一に向けた事項の検討。 <達成手段の目標> ・東京オリンピックを契機に、東京都市圏(大会エリア)において、空港や駅等の公共施設に一般廃棄物の統一別ラベル等の導入を目指す、廃棄物を排出する者にとって分かりやすい仕組みを導入する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進</p>	<p>新27-0015</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>359,142 (340,272)</p>	<p>169,203 (137,979)</p>	<p>102,536 (99,554)</p>	<p>79,877</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・循環型社会形成推進地域計画 ・第三次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画</p>	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-17)

別紙1

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課		作成責任者名 (※記入は任意)	産業廃棄物課長 角倉 一郎			
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				政策体系上の 位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の 考え方・根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 産業廃棄物の排出量 (百万トン)	419	H19年度	423	27年度	-	-	-	423	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
2 産業廃棄物のリサイクル率(%)	52	H19年度	53	27年度	-	-	-	53	-	-	-	
3 産業廃棄物の最終処分量 (百万トン)	20	H19年度	13	32年度	-	-	-	18	-	-	13	
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 我が国循環産業の戦略的 国際展開・育成事業(国際 展開支援)(平成23年度)	-	-	-	-	-	<達成手段の概要> 我が国循環産業の戦略的な国際展開を促進する。 国際展開の具体的な計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・共有、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。 <達成手段の目標(27年度)> 先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実施するとともに、我が国経済の活性化につなげる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> -					149 【再掲】	
(2) 我が国循環産業の戦略的 国際展開・育成事業(ビジ ネスモデル支援)	-	-	-	-	-	<達成手段の概要> 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が次世代の循環産業として技術やネットワーク構築を踏まえて国内外に展開できるよう、ビジネスモデルの構築を支援する。 <達成手段の目標(平成27年度)> 一般廃棄物のリサイクル率を向上させるとともに、容器包装プラスチックの分別収集参加市町村数を増加させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の循環型産業のビジネスモデル構築に寄与する。					150 【再掲】	

<p>(3) 廃棄物処理施設整備費補助 (平成12年度)</p>	-	-	-	-	-	<p><達成手段の概要> ・産業廃棄物の処理施設の円滑な整備を推進するため、廃棄物処理センター等による産業廃棄物のモデル的な処理施設の整備を行うもの。 ・廃棄物処理センターによる廃棄物処理施設整備に係る基礎調査を実施するもの。 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・公共関与による産業廃棄物処理施設整備を促進することにより、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保 ・本調査により、施設の基本構想の策定を支援することにより、廃棄物処理センターによる適正な処理を図る。 ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保</p>	<p>0162 【再掲】</p>
<p>(4) 廃棄物処理システム開発費 (平成13年度)</p>	14 (5)	14 (5)	10 (12)	85	-	<p><達成手段の概要> ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 <達成手段の目標> ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・処理業者による適正処理の確保・推進。</p>	<p>0166</p>
<p>(5) 廃棄物処分基準等設定費 (平成4年度)</p>	68 (87)	55 (60)	117 (118)	131	2.3.	<p><達成手段の概要> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施。 <達成手段の目標> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。</p>	<p>0167</p>
<p>(6) 産業廃棄物等処理対策推進費 (平成2年度)</p>	22 (21)	16 (6)	13 (17)	13	1.2.3.	<p><達成手段の概要> ・産業廃棄物の排出実態を調査。 ・産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。 ・環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。 <達成手段の目標> ・産業廃棄物の排出・処理状況のとりまとめ。 ・産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。 ・大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の認定基準の策定 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・新たな目標設定や公共関与による効果的な施設整備の実施にあたっての基礎資料作成へ寄与。 ・産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行うための基礎資料作成へ寄与。 ・大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理を確保。 ・再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成基本計画掲げる再生利用量の目標の達成に寄与。</p>	<p>0168</p>

(7) 産業廃棄物適正処理推進費 (平成10年度)	58 (32)	55 (38)	25 (20)	24	-	<p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 ・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 ・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図る。 <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣し、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援する。 ・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視パトロールや啓発普及活動等を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策の実現を推進</p>	0169
(8) 産業廃棄物処理業優良化推進事業費 (平成22年度)	5 (1)	4 (2)	4 (2)	4	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、また資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者による適正処理の確保・推進。 	0170
(9) ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業 (平成16年度)	72 (68)	50 (50)	44 (44)	40	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子manifestの機能強化及び、電子manifestの普及のための説明会等を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子manifestの推進を図る <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産廃排出事業者、処理業者の情報管理及び行政の監視業務の合理化を実現。 	0171
(10) 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 (平成19年度)	8 (7)	6 (8)	6 (5)	6	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な技術を有する認定事業者数の増を図る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。 	0172
(11) PCB廃棄物適正処理対策推進事業 (平成13年度)	114 (108)	146 (207)	133 (126)	166	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理困難なPCB廃棄物の適正処理や、低濃度PCB廃棄物、PCB汚染物に関する適正な処理を推進するため、技術的な観点から調査を行う。 ・地方自治体による使用中機器及び未届機器の掘り起こし調査の支援を行う。 ・PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等の状況に関する適切な把握等により、PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理の推進のための情報としての活用を図る。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証試験評価数:8(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多種多様なPCB廃棄物の適正処理の確保を図る。 	0173
(12) PCB廃棄物対策推進費補助金 (平成13年度)	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)	6,900 (6,900)	1,900	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理費用負担能力の小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う。 ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し、PCB処理設備のPCB除去及び原状回復のための費用を出資する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者に対する助成額の合計:約30億円(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等が保有するPCB廃棄物の適正な処理を確保する。 	0174

(13)	製造業者等と連携した循環産業形成支援事業 (平成25年度)	-	60 (47)	33 (22)	25	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出事業者、優良な産廃処理業者により構成されるフォーラムの開催等を行う。 優良産廃処理業者に関する情報発信を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> フォーラム開催により、排出事業者と優良な産廃処理業者等によるコンソーシアムを形成する。 より効果的な情報発信を行うために情報発信サイトの改修を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 製造業者等と産廃処理業者の連携・協働を支援し、より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成する。 産業廃棄物の排出事業者が多数の産廃処理業者の中から優良業者を容易に選別して処理を委託しやすい仕組みを整備する。 	0175
(14)	水銀条約の締結に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業 (平成26年度)	-	-	50 (62)	140	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 水銀含有廃製品等からの水銀回収スキームの調査検討、金属水銀の安定化・固型化技術の調査研究や処分場における環境影響調査等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法や最終処分の基準の方向性について検討及びガイドラインの策定を行う。 途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、水銀に関する水俣条約が発効すれば、水銀の使用用途が制限されることにより、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定される。 このため、これらの水銀廃棄物の処理方策について検討を行い、条約発効後の国内外における環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保する施策を推進する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現を推進</p>	0176
(15)	廃棄物の適正処理の更なる推進に向けた廃棄物処理法の点検 (平成27年度)	-	-	-	8	1.2.	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 上述の平成22年度廃棄物処理法改正で策定された排出事業者責任に係る施行状況の点検・評価を行い、廃棄物処理法等の制度全般の点検を行うための調査・検討を行う。また、産業廃棄物処理施設の維持管理や技術上の基準等を調査し、必要に応じて検討会にて基準等の検討を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年)の施行後5年を迎えるにあたり、廃棄物処理法の施行状況や産業廃棄物処理施設等の維持管理等の実態を調査し、廃棄物の処理を巡る処理技術や社会情勢の変化に即した法制度の整備を行うことにより、生活環境への影響を未然に防止する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等に向けた制度の構築に寄与する。 	新27-0016
(16)	産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業 (平成27年度)	-	-	-	100	2.3.	<p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援する。 <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物ビジネスの振興、高付加価値型環境産業への転換促進、海外展開の推進、地域社会に貢献できる産業への転換支援及び担い手確保・技術労働者支援などを行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業のグリーン成長を通じた産業廃棄物処理体制の維持・向上による、産業廃棄物のリサイクル率の向上及び最終処分量の減少。 	新27-0017
施策の予算額・執行額		1,890 (1,841)	1,921 (1,930)	7,334 (7,328)	2,551	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	適正処理・不法投棄対策室長				
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進 				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	123	平成24年度	100	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止対策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、24年度時点の減少傾向を踏まえ設定。
2 特定支障除去等事業の件数(件)	-	-	0	平成34年度	10	13	13	13	13	13	11	産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の各計画期間に基づき設定。
3 産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数(件)	187	平成24年度	150	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の未然防止対策を推進しているため。目標値については、24年度時点の減少傾向を踏まえ設定。
4 ハーセル条約締約国会議で採択される、抛出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	-	-	4	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	締約国等が自らの規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。
5 ハーセル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	9	平成26年度	4	平成29年度	-	-	-	-	-	4	-	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半減を目標にしたもの。
6 クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	-	-	0	平成32年度	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定した。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 廃棄物処分基準等設定費 (平成4年度)	-	-	-	-	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方針に係る調査検討を実施。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。 					0167 【再掲】	

(2) 産業廃棄物適正処理推進費(平成10年度)	-	-	-	-	1	<p><達成手段の目標> ・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 ・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 ・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図る。</p> <p><達成手段の概要> ・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣し、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援する。 ・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視パトロールや啓発普及活動等を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現を推進</p>	0169 【再掲】
(3) 有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金(平成18年度)	29 (29)	30 (30)	35 (35)	40	4	<p><達成手段の目標> パリ条約の基本的な目的である有害廃棄物等の越境移動及び環境上適正な管理を国際的なガイダンス策定、プロジェクトの実施等を通して積極的に支援することにより、有害廃棄物等の環境上適正な管理に貢献する。</p> <p><達成手段の概要> パリ条約の下で実施される有害廃棄物の環境上適正な管理に関する実証事業毎のプロジェクトの実施を引き続き支援する。また、我が国が交渉をリードできるよう、パリ条約締約国会議の下で行われているE-waste(電気電子機器廃棄物)とリユース品の区別に焦点を当てたガイドラインに関する議論に係る経費の一部を拠出するとともに、国際連合環境計画(UNEP)国際環境技術センターにおけるパリ条約と水銀に関する水俣条約の連携に関するプロジェクトへの支援を行う。なお、プロジェクトの承認・実施に当たっては、政策的・技術的観点から我が国として積極的に事務局及びプロジェクト実施国への助言・支援等を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現を推進</p>	0177
(4) クリアランス物管理システム整備費(平成18年度)	9 (2)	2 (2)	3 (4)	19	6	<p><達成手段の目標> クリアランス制度(核燃料物質によって汚染された物のうち、放射能濃度が国の定める基準値以下であるものを、有価物と同様に資源として有効に再利用、あるいは一般の産業廃棄物として適正な処分を行うことを可能とする制度)の導入にあたり、本制度の厳格な運用を行うとともに、万一の事態にも対応できるようクリアランスされた廃棄物(放射能濃度が国の定める基準値以下であることを確認されたもの)等のトレーサビリティ(履歴、所在地等が追跡できること)を確保することを目的とする。</p> <p><達成手段の概要> 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき排出されるクリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等するとともに、地方環境事務所による立入検査の実施及びそれに伴う知識の習得、放射線測定機器の点検整備を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現を推進</p>	0178
(5) 廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費(平成8年度)	60 (77)	46 (44)	47 (45)	50	5	<p><達成手段の目標> 国内外のパリ条約の実施体制を強化し、有害廃棄物等の不正輸出入の防止及び環境上適正な管理を推進する。このため、パリ条約に基づく国内法を厳格に運用するとともに、国際資源循環に資する環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方を展開する。</p> <p><達成手段の概要> パリ条約に基づく、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(パリ条約法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を厳格に施行するため、輸出入事業者等への法規制に関する周知徹底を行うとともに、アジア各国等との情報交換や連携強化を図るため、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを我が国で開催する等、パリ条約の適切な運用に関する取組を行う。なお、ワークショップでは、我が国の先進的な有害廃棄物処理技術をアジア各国のパリ条約担当官に紹介する取組も行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現を推進</p>	0179

<p>産業廃棄物不法投棄等原 (6) 状回復措置推進補助金 (平成10年度)</p>	<p>5,690 (4,968)</p>	<p>3,808 (3,779)</p>	<p>3,230 (2,993)</p>	<p>348</p>	<p>2</p>	<p><達成手段の目標> 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。 <達成手段の概要> 生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、 ・平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助する。(定額補助) ・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助する。(補助率1/3または1/2) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現を推進</p>	<p>0180</p>
<p>産業廃棄物不法投棄等防 (7) 止ネットワーク強化事業 (平成17年度)</p>	<p>4 (4)</p>	<p>4 (4)</p>	<p>4 (4)</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p><達成手段の目標> 産業廃棄物の不法投棄等事案の防止及び早期解決のため、担当職員のスキルアップのほか、地方環境事務所を核とした関係機関によるネットワークの強化を図る。 <達成手段の概要> 都道府県等の担当職員向けの研修として、知識が豊富な都道府県等職員や専門家を講師として、現場対応、法令研究、事例研究等の研修を実施する。また、都道府県等との連携を強化するため、地域ブロックの連絡会議や啓発活動等を合同で実施する。更に、不法投棄等事案の現地調査やパトロール等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現を推進</p>	<p>0181</p>
<p>適正なりサイクルの推進と (8) 不法越境移動の監視強化 (平成25年度)</p>	<p>-</p>	<p>8 (9)</p>	<p>34 (47)</p>	<p>48</p>	<p>5</p>	<p><達成手段の目標> 廃棄物や有害物質を含む使用済電子機器等が不法に輸出され、不適正に処理された結果として、輸出先国において環境汚染や健康被害が発生することを防止するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)に基づき、廃棄物等の輸出入を適正に管理する方策を展開する。 <達成手段の概要> 廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入の適正な管理のため、規制対象物の明確化に係る調査・検討や地方環境事務所における水際対策の強化等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現を推進</p>	<p>0182</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>5,792 (5,080)</p>	<p>3,898 (3,866)</p>	<p>3,353 (3,129)</p>	<p>508</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月31日閣議決定)第5章-第2節-6-(1)不法投棄・不適正処理対策</p>		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理					担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部浄化槽推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長			
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。					政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。					目標設定の考え方・根拠	浄化槽法、廃棄物処理施設整備計画	政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 浄化槽処理人口普及率 (浄化槽普及人口の総人口に対する割合)(%)	8.75%	24年度	12.0%	29年度	-	-	-	-	-	12.0%	-	廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)において、平成29年度までに、浄化槽処理人口普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)を、12%とすることとされているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 循環型社会形成推進交付金 (平成17年度)	-	-	-	-	1	・市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業の費用に交付金を交付し、浄化槽の整備推進を図る。 ・効率的かつ的確な浄化槽整備事業の実施のため必要な調査を実施する。 ・市町村等の自主性と創意工夫を活かした総合的な浄化槽の整備を支援することにより、地域における循環型社会の形成を推進する。					163 【再掲】	
(2) 浄化槽指導普及事業費 (昭和63年度)	37 (28)	37 (30)	43 (48)	40	1	・浄化槽の維持管理(保守点検・清掃・法定検査)について各自治体の実態等を調査し、適切な維持管理に係る制度・手法に関する検討を行う。 ・平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための効果的な手法の検討を行う。 ・浄化槽の更なる普及に向けた、浄化槽整備計画の積極的な策定及び見直しの促進を図る。 ・市町村浄化槽整備計画の策定支援を行うとともに、市町村設置事業を実施する市町村の負担軽減に資するPFI手法の普及促進を図る。 ・浄化槽システム全体の強靱化を図る。					183	
(3) 浄化槽管理士国家試験費 (昭和59年度)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	-	・試験合格者、講習修了者からの免状交付申請に応じ、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。					184	
(4) 浄化槽整備推進費 (平成16年度)	13 (7)	12 (6)	10 (7)	9	1	・都道府県・市町村の浄化槽行政担当者に対し、浄化槽の整備手法や課題への取り組み等に関して、環境省調査情報を還元するとともに、自治体との情報交換等を行い、国及び自治体間での連携を図り、ネットワークを構築・情報交換を活発化させる(浄化槽行政ブロック会議)。 ・NPOとの連携により浄化槽に関する情報を広く提供・共有することによりネットワークの形成を促進する(浄化槽フォーラム)。					185	
(5) し尿処理システム国際普及 及推進事業費 (平成21年度)	15 (14)	14 (13)	15 (15)	15	-	・海外の関係者へ日本のし尿処理に関する経験と技術を発信し、途上国等におけるし尿処理の課題を共有するためのネットワークを構築する。 ・各国の研究者と協同して現地に適したし尿処理技術の適応可能性調査を行う。					186	
(6) 浄化槽情報基盤整備支援 事業費 (平成27年度)	-	-	-	50	-	・地方自治体が抱えている浄化槽台帳システム導入に際しての課題に対する技術的支援及び運用段階におけるフォローアップを行うことで、地域の実情に適した浄化槽台帳システムの整備を支援する。 ・上記モデル事業の実例に基づく課題及び解決策を整理、集約した上で、他の自治体に情報提供する。					新27-0018	
施策の予算額・執行額	68 (52)	67 (52)	71 (73)	117	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定) 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月31日閣議決定)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課		作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物対策課長			
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	処理が完了していない福島県の一部地域については、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。				目標設定の考え方・根拠	福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
1 災害廃棄物の処理・処分割合(%)	-	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)において、平成26年3月末までの処理完了を目指していたが、平成25年8月に福島県の災害廃棄物の処理を総点検し、できるだけ早期に処理完了を目指すこととした。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金	329,491 (321,579)	386,350 (344,249)	75,882 (48,574)	1,056	1	市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき補助率を嵩上げて補助を行う。					復216	
(2) 災害廃棄物処理代行業業	6,547 (4,390)	14,559 (2,828)	3,148 (1,474)	9,446	1	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があった4市町における災害廃棄物(可燃物)の処理事業を国が代行して行う。					復217	
(3) 災害廃棄物広域処理フォローアップ事業(災害廃棄物広域処理等支援事業からの名称変更)	-	1,911 (1,125)	53 (31)	-	-	広域処理受入れ終了後の最終処分場の放流水等の放射能濃度測定結果や安全性に関する情報をとりまとめ、情報発信することにより、地域住民の安心を図る。					復218	

(4) 循環型社会形成推進交付金	26,753 (16,605)	8,152 (7,262)	9,636 (7,379)	12,631	1	被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援を行う。	復221
施策の予算額・執行額	362,791 (342,574)	410,972 (355,464)	88,719 (57,458)	23,133	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-②)

別紙1

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組				担当部局名	自然環境局 自然環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境計画課長 鳥居 敏男				
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。				目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 「生物多様性」の認識状況	30%	16年度	75%	平成31年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の横断的・基盤的施策の一つとして「生物多様性の主流化の促進」を掲げており、その数値目標として、同測定指標を用いているため。
2 生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	18都道府県	23年度	47都道府県	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、おおむね平成32年度までの間に重点的に取り組むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生物多様性を社会に浸透させる」ことを掲げており、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進していく際の数値目標として、同測定指標を用いているため。
3 生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況	-	22年度	100%	平成32年度	-	-	-	-	-	-	-	生物多様性に関する国際的な目標である愛知ターゲットの達成にむけて、わが国の生物多様性国家戦略2012-2020において国別目標及び関連指標を定めている。この関連指標の状況が、施策の進捗状況を測定するための指標として適切であるため。
4 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	国土の35%	平成18年度	100%	平成32年度	64%	69%	72%	77%	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万植生図については、平成32年までに国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めるとしている。そのため、今後も需要が多い地域を中心に、整備を進める必要があるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等						平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 国際分担金等経費(昭和54年度)	255百万円 (255百万円)	277百万円 (277百万円)	254百万円 (254百万円)	262百万円	-	<達成手段の概要> ・生物多様性条約事務局に専門家を長期派遣し連絡調整を図るとともに、生物多様性日本基金の運営管理を通じて、愛知目標の達成に向けた取組を推進する。 ・国連大学に拠出し、SATOYAMAイニシアティブの推進に向け国際パートナーシップの運営や広報、SATOYAMAイニシアティブを具現化する各国でのパイロットプロジェクト実施及び複数のIPSIメンバーが協力して行う協力活動を推進する。 <達成手段の目標> 愛知目標達成に向け、各国の国家戦略の策定・改定を進めるため、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの運営を通じて、きめ細やかな支援を実施する。 ・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させるとともに複数メンバーによる協力活動を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・各国の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化が期待される。 ・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップの参加団体数を増加させることで取組の裾野を広げるとともに、協力活動を推進することで生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組が強化される。						187
(2) 生物多様性センター維持運営費(平成10年度)	68百万円 (53百万円)	70百万円 (69百万円)	82百万円 (59百万円)	95百万円	-	<達成手段の概要> ・生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理を行う。 ・文献等の資料、動植物標本及び生物多様性情報を収集・管理・提供する。 ・生物多様性の保全に関する普及啓発を実施する。 <達成手段の目標> 適切な施設の維持・運営、文献・標本・生物多様性情報等の収集・管理等、生物多様性の保全に関する普及啓発を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。						189
(3) 自然環境保全基礎調査費(昭和48年度)	221百万円 (227百万円)	199百万円 (195百万円)	192百万円 (180百万円)	191百万円	4	<達成手段の概要> 1/2.5万植生図の整備、人間活動や開発等による生態系の変化状況の把握等、自然環境に関する全国的な基盤情報データを着実に蓄積する。 <達成手段の目標> 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合:国土の約77% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。						190

(4)	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 (平成15年度)	437百万円 (393百万円)	381百万円 (367百万円)	335百万円 (347百万円)	335百万円	-	<p><達成手段の概要> 国内の各生態系の調査サイトにおけるモニタリングの実施、データを整理・発信する。 東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、分類学能力構築のための研修を実施する。</p> <p><達成手段の目標> モニタリングサイト1000調査を継続実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。」に寄与する。</p>	191
(5)	地球規模生物多様性情報システム整備推進費 (平成6年度)	95百万円 (94百万円)	94百万円 (90百万円)	112百万円 (114百万円)	112百万円	-	<p><達成手段の概要> 生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利活用を推進する。</p> <p><達成手段の目標> J-IBISの機能及び提供情報を拡充する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	192
(6)	生物多様性基本施策関係経費 (平成20年度)	35百万円 (36百万円)	36百万円 (34百万円)	38百万円 (31百万円)	38百万円	-	<p><達成手段の概要> ・生物多様性条約第10回締約国会議(平成22年10月名古屋で開催)で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)において実施予定の愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果を踏まえ、「生物多様性国家戦略2012-2020」進捗状況を確認した上で、同戦略の取組をさらに加速するための方策を検討する。 ・東日本大震災の経験を踏まえ、「生物多様性国家戦略2012-2020」において目指すべき社会として掲げている「自然共生社会」の実現に向けて、国内外において自然生態系の有する機能を生かした防災・減災対策が実施されている事例を収集するとともに、自然生態系が有する防災・減災機能の評価、検証を実施する。</p> <p><達成手段の目標> ・生物多様性の状況に関する調査分析を行い、生物多様性基本法に基づく生物多様性白書を作成する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・生物多様性国家戦略の推進及び我が国における愛知目標を達成する。 ・生物多様性白書の閣議決定及び生物多様性に関する国民の理解を促進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画であり、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に関する施策実施の根拠となることから、同戦略の取組を加速させることは、施策の達成すべき目標に対して直接寄与する。 ・年次報告は広く国民にも読まれるため、普及啓発、理解の促進につながる。</p>	193
(7)	「国連生物多様性の10年」推進事業費 (平成23年度)	21百万円 (18百万円)	21百万円 (17百万円)	17百万円 (16百万円)	16百万円	1	<p><達成手段の概要> 「国連生物多様性の10年日本委員会」を主要なセクターの参画を得て設立し、各セクターや地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国民的理解と参画の増進、生物多様性国家戦略改定へのインプット、他国の委員会とのネットワークを構築する。</p> <p><達成手段の目標> ・愛知目標の達成に向け、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングやフォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの作成等を実施する。また、これまでの成果と課題を中間評価としてとりまとめるとともに、後半5年の目標と取組をとりまとめたロードマップを作成する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・「国連生物多様性の10年委員会」の事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進に寄与する。 ・生物多様性に関する各セクターの取組を後押しすることで、生物多様性の保全と持続的な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることに寄与する。</p>	194
(8)	愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費(平成24年度) (平成23年度:ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費)	90百万円 (85百万円)	72百万円 (73百万円)	54百万円 (58百万円)	50百万円	-	<p><達成手段の概要> ・生物多様性国家戦略に掲げた名古屋議定書の締結に向けた国内措置の具体的な検討を実施する。 ・経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、事業者の取組に関する情報収集を行い、促進策を検討するとともに、情報発信や普及啓発により民間参画を促進する。 ・国内の自然保護地域や自然環境保全施策により保全される生物多様性が有する経済的価値評価を実施する。</p> <p><達成手段の目標> ・名古屋議定書に対応する国内措置案を策定する。 ・事業者の先進的な取組事例を収集し、事業者の民間参画を促進するためのシンポジウムの開催など情報発信や普及啓発を行うとともに、事業者団体による行動指針等の作成を促進するためのモデル事業の実施や手引きの作成を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国内措置案を策定することで名古屋議定書を締結し、議定書の実施に貢献する。 ・個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進することで、生物多様性の主流化に貢献する。</p>	195

(9)	生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費(平成25年度)	-	36百万円 (28百万円)	31百万円 (20百万円)	45百万円	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性及び生態系サービスの評価等に関する調査を行う。 ・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。 ・日本人専門家をIPBESの総会、学際的専門家パネル会合、タスクフォース及び専門家グループ会合、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)の会議へ派遣し、報告書作成の支援を行うことにより、我が国の知見をインプットするとともに国際的な検討に貢献する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性及び生態系サービスの評価等に関する調査を報告書にまとめる。 ・既存の観測データ、調査結果の収集を行う。 ・IPBES作業計画2014-2018の成果物(成果文章)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表される。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価及び予測結果について広く広報や啓発を行うことにより、生物多様性・生態系サービスと暮らしのつながりについての理解を深め、生態系等の重要性が認識され保全や持続可能な利用に向けた取組の一層の推進を図る。 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)等に対して、科学的評価や生物多様性情報等のサブスタンスに係るインプットを積極的に行い貢献する。 	214
(10)	アジア太平洋地域生物多様性保全推進費(昭和57年度)	66百万円 (72百万円)	52百万円 (50百万円)	63百万円 (53百万円)	83百万円	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・オセアニア地域において国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の活動を主導し、サンゴ礁保護区の管理向上を目指す。 ・アジアの重要湿地において登録湿地数が増加するよう普及啓発活動等を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイト管理者の能力向上のための第5回国際海洋生態系管理シンポジウム(ITMEMS)をアジア太平洋地域で開催する。 ・ラムサール情報票の更新及び登録湿地の保全及び賢明な利用の推進のための普及啓発活動等を実施する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的なサンゴ礁保全のための唯一の国際枠組みであるICRIの推進により「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。 	196
(11)	森林・乾燥地・極地保全対策費(「熱帯林等森林保全対策調査費」及び「南極地域自然環境保全対策費」の統合)(平成23年度)	43百万円 (34百万円)	37百万円 (34百万円)	35百万円 (24百万円)	35百万円	-	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の森林の保全及び持続可能な経営、砂漠化対処に関する国際的枠組みの推進に向けた自然資源の保全・管理手法を策定する。 ・南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理を担保する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の森林の持続可能な利用と生物多様性の保全を図るためのモデル・ガイドラインを検討すること。また、乾燥地における持続可能な牧草地管理のための住民参加による計画立案・管理モデルの検討を行う。 ・南極地域の環境実態把握モニタリングの実施、南極環境保護議定書附属書VIへの対応の継続、南極特別保護地区等の変更に対する国内担保措置、南極環境保護法に基づく手続きやその変更の更なる周知徹底を行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の森林の保全及び持続可能な経営の推進方策の検討及び砂漠化対処手法の検討調査等を実施し、生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に積極的に貢献することで、世界の森林地域及び乾燥地域における生物多様性の保全等に寄与する。 ・南極地域の保全により国際的枠組みへの参加を通じた地球規模の生物多様性保全に寄与する。 	188及び197
(12)	生物多様性保全活動支援事業(平成20年度)(関連:26-22)	- (目標5-2(2)に記載)	- (目標5-2(2)に記載)	- (目標5-2(2)に記載)	- (目標5-2(2)に記載)	-	<p><達成手段の概要></p> <p>地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する先進的・効果的活動を支援。平成26年度まで実施してきた法定計画の作成、法定計画に基づく実証に対する支援(委託)については、平成25年度行政事業レビューの結果を受け、平成26年度で終了した。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献。</p>	202
施策の予算額・執行額		1,332百万円 (1,267百万円)	1,276百万円 (1,234百万円)	1,213百万円 (1,156百万円)	1,262百万円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定)	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	5-2.自然環境の保全・再生				担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境計画課長 鳥居 敏男 国立公園課長 岡本 光之				
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 				目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020 自然再生推進法 自然公園法 生物多様性地域連携促進法 自然環境保全法	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 自然再生協議会の数	24	H.23	29	H.27	—	—	—	—	—	—	—	生物多様性国家戦略2012-2020において、「自然再生の着実な実施」を掲げており、その数値目標として用いている指標であるため。
2 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与すると考えているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 原生的な自然環境の危機対策事業 (平成22年度)	7百万円 (7百万円)	5百万円 (4百万円)	5百万円 (4百万円)	5百万円	—	<達成手段の概要> 自然環境保全地域等について、危機状況を把握するための調査を実施する。また、調査結果を分析・評価した上で、必要な対策を検討・実施する。 <達成手段の目標> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等の実施(自然環境保全地域等の適切な保全管理) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然環境保全地域等の危機状況の把握及び対策等を実施することにより、当該地域の適切な保全管理を実施することができ、これにより自然資源の保全、生物多様性の保全の一層の促進に寄与。						201
(2) 生物多様性保全活動支援事業 (平成20年度)(関連:26-21)	211百万円 (189百万円)	191百万円 (169百万円)	130百万円 (120百万円)	75百万円	—	<達成手段の概要> 地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する先進的・効果的活動を支援。平成26年度まで実施してきた法定計画の作成、法定計画に基づく実証に対する支援(委託)については、平成25年度行政事業レビューの結果を受け、平成26年度で終了した。 <達成手段の目標> 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(国内希少野生動植物種等対策、特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献。						202

(3) 自然再生活動推進費 (平成15年度)	11百万円 (10百万円)	6百万円 (6百万円)	6百万円 (6百万円)	6百万円	-	<p><達成手段の概要> 全国的なレベルで自然環境に関する専門的知識を有する学識経験者等による自然再生専門家会議を組織することにより、自然再生の技術課題の解決を図る。</p> <p><達成手段の目標> 自然再生の技術課題の解決を行う(自然再生事業実施計画の審査)。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然再生の技術課題の解決を図ることは、全国の自然再生の推進に寄与。</p>	203
(4) 里地里山保全活用行動推進事業費(平成23年度) (平成22年度以前: SATOYAMAイニシアティブ 推進事業費)	24百万円 (23百万円)	22百万円 (20百万円)	10百万円 (10百万円)	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性上保全重要な里地里山の選定を含めた国の関与のあり方についての検討を実施。 ・生物多様性保全上重要な里地里山を選定・発信することにより、保全すべき里地里山が明確になり、地域による効率的、効果的な里地里山の保全活用へ寄与。 	204
(5) 国立・国定公園総点検事業費(国立・国定公園新規指定等推進事業 (平成19年度))	113百万円 (93百万円)	154百万円 (137百万円)	104百万円 (77百万円)	102百万円	-	<p><達成手段の概要> 国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張の候補地とされた地域について、利用計画を検討して土地所有者や地域の関係者等との調整に必要な調査を行うとともに、その他の国立・国定公園についても、海域公園地区の指定を含め見直しに必要な自然環境や利用関係のデータ収集等の調査を行う。 海洋基本法・海洋基本計画・生物多様性国家戦略・海洋生物多様性保全戦略に基づき、海洋の生物多様性保全を推進するため、保護すべき重要な海域を抽出し、海洋保護区設定の検討材料とする。また、サンゴ礁生態系保全行動計画の実施を促進する。</p> <p><達成手段の目標> 国立公園の新規指定又は大規模拡張の推進。海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの推進。 重要海域抽出のための検討会を立ち上げ、抽出方法を定め、データ収集を行い、重要海域を抽出する。サンゴ礁生態系保全行動計画の点検を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の新規指定又は大規模拡張、海域公園地区の指定を含む公園区域及び公園計画の見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータを収集することにより、関係者の理解を得ながら調整を進めることにより、点検等の見直しが円滑に進む。 海洋生物多様性に関する知見の充実と理解の促進に寄与する。</p>	205
(6) 特定地域自然林保全整備事業費 (平成4年度)	7百万円 (6百万円)	5百万円 (5百万円)	6百万円 (5百万円)	6百万円	-	<p><達成手段の概要> 世界自然遺産地域等において、モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 遺産地域等の基幹的施設の整備・更新(遺産地域等の適切な保全管理)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> モニタリングのための機材や保全のための標識の整備・更新等を行うことにより、世界自然遺産地域等の適切な保全管理を実施することができ、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与。</p>	210
(7) 生物多様性保全回復施設整備交付金事業 (平成25年度)	-	25百万円 (25百万円)	178百万円 (178百万円)	100百万円	-	<p><達成手段の概要> 国の自然環境を代表する自然特性を有する地域と生態学的に密接な関連を有する地域で、条例等に基づき指定された保護地域その他重要な自然環境を有する地域として選定された里地里山、湿地等において、地方公共団体が行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間の整備事業のうち、先進的・効果的で全国的な観点から波及効果が期待される事業に対し、その工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p><達成手段の目標> 国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域に隣接するなど生態学的に密接な関連を有する地域において、地方公共団体が実施する生物多様性の保全・回復のための事業を促進することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域の特性を踏まえて地方公共団体が行う生物多様性の保全・回復のための事業を支援することにより地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保し、もって国土全体の生物多様性の保全・回復を促進し、愛知目標の達成、自然共生社会の実現に資する。</p>	218
(8) 日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 (平成26年度)	-	-	661百万円 (661百万円)	617百万円	-	<p><達成手段の概要> 世界自然遺産の屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島については、植生の変化、シカの食害、外来種の影響など長期的なモニタリングを実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理を一層充実させる。 また、国内候補地については、世界遺産の新規登録に向けて必要な各種資料の作成を行うとともに、動植物に係る情報の整理、保全管理上の課題についての検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 順応的な保全管理体制の構築(遺産地域等の適切な保全管理)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 最新の科学的知見に基づく保全管理体制の強化などにより、遺産地域等の保全管理の質を高めるとともに、生物多様性保全の先進地域としてのモデルを示し、これにより地域の特性に応じた生態系の保全、維持管理の一層の促進に寄与。</p>	219
施策の予算額・執行額	373百万円 (328百万円)	408百万円 (366百万円)	1,100百万円 (1,061百万円)	911百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-23)

別紙1

施策名	5-3.野生生物の保護管理				担当部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	野生生物課長 中島 慶二				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。			目標設定の考え方・根拠	種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法	政策評価実施予定時期	平成28年6月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		29年度	30年度
1 (～25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度～) 国内希少野生動植物種の新規指定数	-	-	300種	32年度	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	30種	45種	45種	45種	45種	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するためには、レッドリストの改訂等による定期的な現状把握を行い、その結果をもとに、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。
2 奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畧日当たりの捕獲数)	-	-	奄美大島 0頭	平成34年度	-	-	-	-	-	-	-	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マングースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値	推定の中央値 337万頭 ※26年度に算出	平成23年度	平成23年度 比で半減	平成35年度	-	-	-	-	-	-	-	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 希少種保護推進費 (平成5年度)	379百万円 (378百万円)	409百万円 (387百万円)	649百万円 (638百万円)	611百万円	1	<達成手段の概要> レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の国内希少野生動植物種の保全に関する事業、国内希少野生動植物種の指定に向けた調査等 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内希少野生動植物種の新規指定、希少野生動植物の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により種の保存に寄与。					224	
(2) トキ生息環境保護推進協力費 (平成13年度)	16百万円 (13百万円)	16百万円 (13百万円)	17百万円 (11百万円)	16百万円	-	<達成手段の概要> 日中のトキ保護協力に関する事業 <達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与。					222	

(3)	野生生物保護センター等維持費 (平成4年度)	125百万円 (122百万円)	125百万円 (113百万円)	129百万円 (124百万円)	129百万円	-	<p><達成手段の概要> 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理</p> <p><達成手段の目標> 施設の適切な維持・運営</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への普及啓発により種の保存等に寄与。</p>	233
(4)	野生生物専門家活用事業 (平成19年度)	30百万円 (32百万円)	30百万円 (34百万円)	35百万円 (38百万円)	35百万円	-	<p><達成手段の概要> 絶滅危惧種の生息状況調査等を実施するための野生生物専門家を雇用</p> <p><達成手段の目標> 絶滅危惧種の保全施策の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与。</p>	234
(5)	野生生物保護管理施設等整備費 (平成20年度)	234百万円 (184百万円)	1554百万円 (1197百万円)	504百万円 (486百万円)	15百万円	-	<p><達成手段の概要> 国内希少野生動植物種の保護増殖及び渡り性水鳥の重要生息地の保全等を推進するための拠点となる施設の整備・改修</p> <p><達成手段の目標> 野生生物保護センター、絶滅危惧種の野生順化施設、水鳥・湿地センター、鳥獣保護区管理棟及び世界遺産センターの整備・増改築・修繕等を実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 絶滅危惧種を含む野生生物及びそれらの生息地の保全に寄与する。</p>	228
(6)	国際希少野生動植物種流通管理対策費 (昭和61年度)	8百万円 (9百万円)	7百万円 (6百万円)	89百万円 (79百万円)	27百万円	-	<p><達成手段の概要> ワシントン条約の科学当局としての任務(①野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること②標本の同定等条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積提供等を行うこと)を遂行するため、条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの整備や保全状況の把握等の業務を行う。</p> <p><達成手段の目標> 条約対象種等に係る最新の生物学的・生態学的データや保全状況等の把握。</p> <p><施策の達成すべき目標への寄与の内容> ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることに寄与する。</p>	221
(7)	外来生物対策費 (平成16年度)	54百万円 (50百万円)	38百万円 (44百万円)	66百万円 (74百万円)	60百万円	-	<p><達成手段の概要> ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態等の調査(水際における定点モニタリング調査等を含む)、③「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用等。</p> <p><達成手段の目標> 達成手段の概要の①～③の通常業務を継続する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 特定外来生物等への選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されることを阻止し、また今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用は、外来生物法に基づき規制されている特定外来生物の飼養等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。</p>	225
(8)	外来生物対策管理事業地方事務費 (平成18年度)	23百万円 (20百万円)	23百万円 (19百万円)	22百万円 (20百万円)	24百万円	-	<p><達成手段の概要> ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇う。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①及び②の業務を継続し、外来生物法の実効性を確保する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 外来生物法関連の諸業務を実施するために必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の野外における拡散や被害を防ぐ。</p>	231

(9)	特定外来生物防除等推進事業費 (平成18年度)	325百万円 (320百万円)	419百万円 (408百万円)	432百万円 (423百万円)	451百万円	2	<p><達成手段の概要> 外来生物法第11条に基づいて、特定外来生物の防除を実施するもの。①生態系等への被害を防止するため、ラムサール条約登録湿地など生息・生育地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において定着が確認された特定外来生物の防除を行うとともに、②生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等について、緊急的に防除を行い、③さらに、全国的に分布、定着し広域で被害を発生させている特定外来生物について、各地の地方公共団体、民間団体及び地域住民が連携して効果的に防除を行えるよう、実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行い、特定外来生物の防除が円滑に推進されるよう支援を行う。</p> <p><達成手段の目標> ①、②及び③の考え方に基づく業務を継続することにより、特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による生物多様性への被害を軽減する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物の防除、また、②我が国で新たに定着が確認された、もしくは生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等の防除を自ら実施し、生息数を削減することで生態系等への被害を防止する。 ③実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行うことにより特定外来生物の防除を自ら実施し、生態系等への被害を防止するとともに、その成果をマニュアル化して周知することで、地域における防除の推進に資する。</p>	232
(10)	自然地域における外来生物緊急対策等事業 (平成26年度)	-	-	100百万円 (0百万円)	0百万円	-	<p><達成手段の概要> 特定外来生物であるツマアカスズメバチの巣の探索・撤去等の緊急防除を強化し、繁殖抑制のために女王バチを捕獲し、分布拡大を抑制する。併せて生態系影響の把握及び本種の監視体制を構築する。</p> <p><達成手段の目標> ツマアカスズメバチの防除を実施することで、生態系への被害を防止する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国において定着初期である現時点において、本種の防除を実施することで、分布拡大を防ぎ、我が国への生態系被害を最小限にすることをもち、生態系の保全に寄与する。</p>	220
(11)	遺伝子組換え生物対策費 (平成16年度)	23百万円 (19百万円)	18百万円 (20百万円)	24百万円 (19百万円)	21百万円	-	<p><達成手段の概要> 遺伝子組換え生物の使用承認に当たっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、名古屋・クアラルンプール補足議定書締結に向けた情報収集、ホームページ(J-BCH)による国民への情報提供等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 国内における遺伝子組換え生物の使用等の適切な規制</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保に寄与する。</p>	227
(12)	指定管理鳥獣捕獲等事業費 (平成26年度)	-	-	1,301百万円 (0百万円)	500百万円	3	<p><達成手段の概要> 改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)とともに開始される都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を支援するための交付金を交付。</p> <p><達成手段の目標> ニホンジカ・イノシシの個体数を、平成23年度の推定値を基準として、平成35年度までに半減する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業を支援することにより、指定管理鳥獣の管理の強化に寄与する。</p>	235
(13)	鳥獣保護基盤整備費 (平成10年度、一部平成19年度)	386百万円 (48百万円)	40百万円 (46百万円)	41百万円 (12百万円)	41百万円	3	<p><達成手段の概要> 科学的で計画的な鳥獣保護管理の推進の基礎となる情報収集等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p>	223
(14)	鳥獣保護管理強化総合対策事業費 (平成24年度)	386百万円 (267百万円)	516百万円 (367百万円)	709百万円 (582百万円)	768百万円	3	<p><達成手段の概要> 鳥獣保護管理の充実・強化のため、基本指針の改定に向けた点検・調査、鳥獣保護管理に係る担い手の確保、新たな捕獲手法や体制の整備等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 基本指針の改定に向けた点検・調査、鳥獣保護管理に係る担い手の確保、新たな捕獲手法や体制の整備等の推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 基本指針等の見直しを行うとともに、引き続き鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護・管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与する。</p>	209

(15)	野生鳥獣感染症対策事業費 (平成17年度)	76百万円 (89百万円)	70百万円 (79百万円)	72百万円 (78百万円)	70百万円	-	<p><達成手段の概要> 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング、各種調査等の実施による危機管理体制の整備。</p> <p><達成手段の目標> 通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に備える。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、野生鳥獣の保護・管理の適正に推進に寄与する。</p>	226
(16)	国指定鳥獣保護区対策費 (昭和46年度、一部平成21年度)	27百万円 (26百万円)	27百万円 (32百万円)	25百万円 (24百万円)	23百万円	-	<p><達成手段の概要> 国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進すること等により、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p>	230
(17)	希少野生動植物種生息地等保護区管理費 (平成18年度)	8百万円 (7百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (7百万円)	8百万円	-	<p><達成手段の概要> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種及びその生息・生育環境の適切な保護管理を推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 生息地等保護区の適切な保護管理を推進すること等により、国内希少野生動植物種の保存に寄与する。</p>	229
施策の予算額・執行額		1,752百万円 (1,584百万円)	3,300百万円 (2,773百万円)	2,822百万円 (2,615百万円)	2,799百万円	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-24)

別紙1

施策名	5-4.動物の愛護及び管理				担当部局名	自然環境局総務課 動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	動物愛護管理室長 田邊 仁				
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増(平成22年度比)				目標設定の考え方・根拠	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)となる10万頭	418千頭	16年度	100千頭	35年度	減少傾向維持 209千頭	減少傾向維持 176千頭	減少傾向維持 集計中	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
2 犬及び猫の殺処分率の減少	94%	16年度	減少傾向維持	35年度	減少傾向維持 77%	減少傾向維持 73%	減少傾向維持 集計中	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	減少傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
3 犬及び猫の所有明示の実施率の倍増	犬36% 猫20%	22年度	犬72% 猫40%	35年度	上昇傾向維持 犬55% 猫38%	上昇傾向維持 犬54% 猫39%	上昇傾向維持 犬53% 猫31%	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	上昇傾向維持 -	国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、平成35年度までに図られるよう努めるものとされているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 調査連絡事務費 (平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和49年度から)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (7百万円)	96百万円 (75百万円)	105百万円	1,2,3	<達成手段の概要> 自治体等の連絡会議の開催、動物愛護管理行政関係資料の作成、收容動物検索情報サイトの運用等 <達成手段の目標> 自治体に收容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自治体に收容された犬猫を、1頭でも多くの飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する機会をつくることで、殺処分率の減少に寄与する。					236	
(2) 動物適正飼養推進・基盤強化事業 (平成13年度 ※総理府からの移管前においては昭和52年度から)	46百万円 (48百万円)	75百万円 (63百万円)				<達成手段の概要> 普及啓発、動物愛護センサス、基本指針の点検などの総合的な施策を実施 <達成手段の目標> 動物愛護管理施策の総合的な推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図るとともに、動物の取扱状況の実態等について継続的に調査及び評価を行うことで課題の着実な達成とさらなる効果的な施策の展開につなげる。						
(3) 飼養動物の安全・健康保持推進事業 (平成20年度)	9百万円 (4百万円)	6百万円 (3百万円)	11百万円 (5百万円)	6百万円	1	<達成手段の概要> 飼養動物の適切な給餌にかかる普及啓発、ペットフードの安全性等に関する情報の収集及び分析等 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。					237	
(4) 動物收容・譲渡対策施設整備費補助 (平成21年度)	85百万円 (8百万円)	80百万円 (76百万円)	69百万円 (59百万円)	95百万円	2	<達成手段の概要> 自治体に引き取られた犬及び猫を返還・譲渡に結びつけることが重要であることから、動物の收容及び譲渡のためのスペースの新築・改築・増築にかかる費用を補助するもの <達成手段の目標> 自治体に收容された犬猫の返還・譲渡の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 1頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新たな飼い主へ譲渡する場を整備することで、殺処分率の減少に寄与する。					238	
(5) 動物愛護管理推進事業 (平成18年度)	3百万円 (2百万円)	2百万円 (1百万円)	2百万円 (4百万円)	1百万円	1	<達成手段の概要> 逸走した危険動物への対応 <達成手段の目標> 動物の適正飼養の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 動物の愛護と適正な管理について、国民の意識の向上を図る。					239	
施策の予算額・執行額	151百万円 (70百万円)	171百万円 (150百万円)	178百万円 (143百万円)	207百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-25)

別紙1

施策名	5-5.自然とのふれあいの推進				担当部局名	自然環境局 国立公園利用推進室 自然環境整備担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	国立公園利用推進室長 中尾 文子 自然環境整備担当参事官 高木 治夫				
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。				目標設定の考え方・根拠	自然公園法 エコツーリズム推進法 エコツーリズム推進基本方針 温泉法		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 自然公園の年間利用者数の推移	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自然とのふれあいを推進する施策は、一概に目標値を設定できないが、関係するデータとして公園利用者数を設定したもの。
2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数(括弧内は総数)	0	20年度	47	40年度	-	-	-	3	3	3	3	全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。
3 温泉の自噴湧量(L/分)	651,265	昭和45年度	前年の水準を維持	-	738,000	677,432	677,000	726,000	-	-	-	温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。
4 国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	-	-	前年度比1%増	-	320,535	345,867	345,867	370,957	-	-	-	自然とのふれあいの機会を増加させるため、国立公園・国民公園の年間利用者数を評価する。
5 国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	-	-	16	32年度	-	9	-	11	-	-	-	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数を評価する。
6 国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	-	-	12	32年度	-	10	-	11	-	-	-	自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るため、国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数を評価する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
エコツーリズム総合推進事 (1) 業費 (平成16年度)	30百万円 (27百万円)	22百万円 (17百万円)	33百万円 (22百万円)	24百万円	2	<達成手段の概要> エコツーリズム推進法に定められている国の責務である全体構想の認定、周知、技術的助言、情報収集、広報活動を所管省庁と連携して実施する。 <達成手段の目標> エコツーリズム推進全体構想認定数が都道府県に1以上となるよう、エコツーリズムの推進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> エコツーリズムの推進を図ることで、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」の実現に寄与する。	240					
(2) 自然公園等事業費 (平成6年度)	9,415百万円 (8,422百万円)	12,578百万円 (10,998百万円)	9,615百万円 (8,882百万円)	8,272百万円	4.5.6	<達成手段の概要> 国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業(登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、山岳トイレ等の整備)並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行うもの。 <達成手段の目標> 国立公園等における優れた自然風景地等の保護と、利用の増進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然公園等事業を通じて、国立公園等における優れた自然風景地等の保護と利用を図るとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	242					
温泉の保護及び安全・適正 (3) 利用推進事業 (平成18年度)	21百万円 (8百万円)	19百万円 (18百万円)	17百万円 (16百万円)	19百万円	3	<達成手段の概要> 温泉の保護や可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用等、温泉法の適正な執行を図るための調査を行う。 <達成手段の目標> 温泉法に基づき都道府県等が行う許可の判断基準等に関連する事項を策定し、技術的助言を実施。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止、温泉の適正利用を推進するとともに、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に寄与する。	241					
自然公園等利用ふれあい (4) 推進事業 (平成19年度)	2百万円 (9百万円)	2百万円 (1百万円)	2百万円 (1百万円)	10百万円	1	<達成手段の概要> 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取組への意欲の増進、適正利用の促進等を図る。 <達成手段の目標> 国立公園等において、重点推進期間等における自然とのふれあい行事を実施するとともに、利用者指導等をおこなう自然公園指導員及び自然解説等をおこなうパークボランティアの技術向上のために研修等を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自然とのふれあいの機会及び情報提供等は直接的に自然とのふれあいの場を提供することに寄与する。	243					
施策の予算額・執行額	9,468百万円 (8,466百万円)	12,621百万円 (11,034百万円)	9,667百万円 (8,921百万円)	8,325百万円	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		生物多様性国家戦略2012-2020、日本再興戦略、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-②6)

別紙1

施策名	5-6.東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)				担当部局名	自然環境局国立公園課 自然環境整備担当参事官室		作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境局国立公園課 自然環境整備担当参事官室			
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園の拡張、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	・三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと尊厳を学びつつ、それらを活用しながら復興する。				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン(平成24年5月7日 環境省) 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 自然公園法 		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 三陸復興国立公園の利用者数(千人)	9,749	21年	9,749 32年	-	-	-	-	-	-	-	-	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組は、国立公園の公園利用の推進のみならず、地域振興、利用者の安全対策、自然環境の保全・再生等を目標とするものである。 多様な自然的・社会的状況を包含する三陸エリア全体に係るものであり、成果を数値として測定出来ないが、関連するデータとして公園利用者数を指標とし、平成32年度には震災以前の国立公園利用者数の水準(9,749千人以上)とすることを旨とする。
2 八戸市におけるホテル宿泊者数(人)	-	-	前年度比5%増	488,330	511,839	537,736	523,728	-	-	-	-	三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組は、国立公園の公園利用の推進のみならず、地域振興、利用者の安全対策、自然環境の保全・再生等を目標とするものである。 多様な自然的・社会的状況を包含する三陸エリア全体に係るものであり、成果を数値として測定出来ないが、そのうち地域振興に資する成果実績の動向を示すものとして、三陸復興国立公園に編入され、みちのく潮風トレイルが開通した八戸市におけるホテル宿泊者数を参考指標とした。
3 三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	2,975	17~21年	2,975 32年	-	-	-	2,975	2,975	2,975	2,975	2,975	被災した既存施設の復旧や観光地の再生に資する復興を図るため、三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)での震災前5年間の平均年間利用者数(2,975千人)を目標値として評価する。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 三陸復興国立公園再編成等推進事業 (平成23年度)	200百万円 (200百万円)	471百万円 (365百万円)	522百万円 (455百万円)	522百万円	1.2	<達成手段の概要> 自然公園の再編成による三陸復興国立公園の創設、長距離自然歩道(みちのく潮風トレイル)の路線設定、エコツアー等の公園利用プログラムの作成、自然環境変化状況の把握のための基礎調査等の具体的な取組を実施する。 <達成手段の目標> 三陸復興国立公園周辺の県立自然公園の編入について、地域の意向を把握しつつ、検討を行う。また平成28年度までにみちのく潮風トレイルの全路線を設定する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国立公園の再編成については、自然環境を活かして復興していく基盤として寄与する。みちのく潮風トレイルの設定については、公園利用者を増やし、地域観光の活性化に寄与する。	222 (復興庁)					
(2) 三陸復興国立公園等復興事業 (平成24年度)	482百万円 (353百万円)	1,671百万円 (1,442百万円)	1,213百万円 (1,035百万円)	1,807百万円	3	<達成手段の概要> 安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、国立公園の集団施設地区、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道の利用拠点等において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行う。 <達成手段の目標> 三陸復興国立公園(平成25年度指定)における利用の回復・増進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当該事業を通じて、国立公園事業施設の復旧・復興を図ることで、国立公園の利用の回復・増進に寄与する。	223 (復興庁)					
施策の予算額・執行額	682百万円 (553百万円)	2,142百万円 (1,807百万円)	1,735百万円 (1,490百万円)	2,329百万円	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-27)

別紙1

施策名	目標6-1 環境リスクの評価				担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価				政策体系上の 位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として各施策の策定に活用。 化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 				目標設定の 考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質環境実態調査推進検討会 化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会 子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画 	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 環境リスク初期評価実施物質数	-	-	14	H27年度	19	14	14	14				過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえ設定した。
2 子どもの健康と環境に関する全国調査の調査終了時における追跡率	-	-	80%	H39年度 (調査終了時)	-	-	80%	80%				子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画に基づき、10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施することとしているが、追跡調査終了時における追跡率80%を達成することで、調査を効率的・効果的に実施することができる。
3 化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数	98	平成23年度	80	平成27年度	80 (100%)	80 (100%)	80 (100%)	80 (100%)	-	-	-	・化学物質環境実態調査推進検討会において、当該調査を行う物質数・媒体数については、化学物質対策に係る関係課室からの要望に基づき毎年度選定することとされた。
4 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数	-	-	100	平成26年度	-	-	-	100	-	-	-	・EXTEND2010において、文献や海外での知見を踏まえて、100物質程度を評価の対象として選定することを目標とされた。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 27年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成26年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度				
(1) 化学物質環境リスク初期 評価推進費(平成9年度)	80 (77)	79	81	81	1	<p><達成手段の概要> 環境リスク初期評価を実施する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 環境リスク初期評価を実施し、14物質程度を目標に結果を取りまとめ、公表する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に環境リスク初期評価を実施する。</p>	247
(2) 子どもの健康と環境に関 する全国調査(エコチル調 査) (平成22年度)	4,526 (5,151)	5,980	6,982	4,722	2	<p><達成手段の概要> 10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(39年度)> 追跡調査終了時における追跡率80%</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画策定時に設定された追跡調査終了時における追跡率80%を達成することで、調査で得られた成果がより信頼性の高いものにすることができる。</p>	300
(3) 化学物質環境実態調査費 (関連:24-41) (昭和49年度)	272 (244)	289	299	319	3	<p><達成手段の概要> ・一般環境中の化学物質による汚染状況を把握し、施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を実施する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ・80調査物質数・媒体数の分析を実施し公表する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。</p>	302
(4) 化学物質複合影響評価等 調査費	11 (5)	41	28	28	-	<p><達成手段の概要> 化学物質の複合影響及び微量な化学物質と健康影響等との関連性についての知見の収集・分析を行うとともに、化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 化学物質の複合影響及び微量な化学物質による健康影響について評価検討を行う</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズムの解明</p>	248
(5) 環境汚染等健康影響基礎 調査費(うち化学物質の内 分泌かく乱作用に関するこ と)	234 (230)	199	190	216	4	<p><達成手段の概要> 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 必要な調査研究や試験法の開発等の進展</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。</p>	251
施策の予算額・執行額	5,123 (5707)	6,588	7,580	5,366	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(記入イメージ)

(環境省27-28)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理				担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。				目標設定の考え方・根拠	化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	-	-	40物質	-	40	40	40	40	40	40	40	平成23年4月に全面施行した改正化審法において、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定をした上で、段階的にリスク評価を行う体系となっている。スクリーニング評価の対象となる一般化学物質のうち、全国合計排出量10t超の物質で有害性情報の得られるものについて、平成30年度までにスクリーニング評価における生態毒性に関する有害性評価を終了する。
2 ダイオキシン類の1日摂取量(pg-TEQ/kg/日) (基準値:ダイオキシン類の耐容1日摂取量)※WHO-2006TEFを使用	4	-	4以下	-	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	「ダイオキシン類対策特別措置法」において、「国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量は、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下で政令で定める値とする」とされている。
3 PRTR対象物質の環境への総排出量(継続物質:トン)	-	-	-	-	375,546トン	365,035トン	(平成27年度中の公表予定)	-	-	-	-	化管法のPRTR制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進に密接に関わる対象物質の環境への総排出量を指標として設定した。なお、事業者が自主的な管理を行い、事業者から届出されたデータを国が集計、公表等を行うため、測定指標の目標設定は、制度上なじまない。
4 化学物質アドバイザーの派遣数	-	-	-	-	25	28	27	-	-	-	-	化管法第17条第4項及び第5項に基づき、PRTRデータ等について国民の理解を深めるリスクコミュニケーション実施状況の指標として、化学物質アドバイザー制度に基づくアドバイザー派遣数を設定した。関係者からの要請に応じてアドバイザーを派遣する制度であるため、測定指標の目標設定はなじまない。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	376 (355)	349	313	283	1	<達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価を厚生労働省(人への毒性)及び経済産業省(製造・輸入数量)と共同で実施する。 <達成手段の目標(27年度)> 製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスが付与される。	249					
(2) 化学物質の人へのばく露総合調査事業費(平成10年度)	43 (43)	107	105	105	2	<達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。 <達成手段の目標(27年度)> ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。	303					

(3) PRTR制度運用・データ活用事業 (平成11年度)	94 (86)	93	101	122	3	<達成手段の概要> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 関係者の自主的な取組を促進し、PRTR対象化学物質の環境中への排出量を削減するために寄与する。	248
(4) 化学物質緊急安全点検調査費 (平成25年度)	7 (20)	12	12	12	4	<達成手段の概要> 地域における環境リスク削減をより効果的に進めるために、PRTRデータや各種統計情報を利用した地域の環境リスクに関する情報を地域ごとに示すツール(リスク解析支援ツール)の開発を行うとともに、化学物質アドバイザーによるリスクコミュニケーションを通じて各地域ごとの対策の検討・対策の実施を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域住民のリスクコミュニケーションを促進する。	250
施策の予算額・執行額	520 (504)	561	531	522	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-29)

別紙1

施策名	目標6-3 国際協調による取組					担当部局名	環境保健部環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、水銀に関する水俣条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。					政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進					
達成すべき目標	化学物質関連条約に関する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携を図り、化学物質による環境リスクを低減させる。また、東アジア地域等を対象とした水銀対策などの化学物質対策に係る国際協力により、地球規模の環境汚染を防止する。					目標設定の考え方・根拠	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)、水銀に関する水俣条約等の化学物質関係の各条約		政策評価実施予定時期 平成27年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 分析を行った物質数	14物質	平成23年度	12物質	平成27年度	12	12	12	12	-	-	-	・POPs条約対象物質及び候補物質について、「化学物質環境実態調査における当面の運用方針」に基づき設定した。
					11	9	14					
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
2 途上国の水俣条約締結に向けた支援を実施した累積国数	0	平成25年度	10か国	平成28年度			3か国	6か国	10か国	(未定)	(未定)	・水俣条約の発効が見込まれる平成28年度までに、発効に必要な50か国の内、先進諸国(OECD加盟国)より30か国程度が締結すると想定し、残り20か国の半数程度についてアジアの途上国となる必要があると想定した。 ・水銀対策に関する途上国協力は平成29年度以降も継続予定であるが、支援国数については、未定。
							100%					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
POPs(残留性有機汚染物質) (1)条約対応関係事業 (平成13年度)	156 (156)	139	164 (151)	165	1	<達成手段の概要> POPs条約における新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、国内実施計画に基づき、環境中のPOPs残留状況を正確に把握していく。 <達成手段の目標(27年度)> 全国で採取した試料(水質・底質・大気・生物)中のPOPs条約対象物質及び候補物質12物質群を分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 得られたモニタリングデータは、POPs条約有効性評価のためのアジア太平洋地域モニタリング報告書として取りまとめ、POPs条約締結国会議に提出後、条約の有効性評価資料として使用される。	252					
環境汚染等健康影響基礎 (2)調査費(うち水銀に関する こと)	101 (88)	75	176	237	2	<達成手段の概要> 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査・検討を行うと共に、途上国の水俣条約締結に向けた支援を行う。 <達成手段の目標(27年度)> 途上国の水俣条約締結に向けた支援を実施した累積国数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成25年度補正予算に計上されたUNEPへの拠出金等を利用したアジア途上国への支援を実施する。 また、アジア途上国を対象とした水銀排出の状況、水銀対策技術の現状等を把握する調査を実施することで、支援の具体化・効率化を図る。	301					

(3) 国際分担金等経費	19 (19)	20	22	27	1	<p><達成手段の概要> POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を拠出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の拠出を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 適切な資金拠出の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> POPsによる環境リスクの削減</p>	251
(4) 化学物質国際対応政策強化事業費	19 (26)	18	16	22	—	<p><達成手段の概要> H24年度に策定されたSAICM国内実施計画の着実な進捗管理に向けた、進捗状況把握のための指標の検討を実施するとともに、国際機関等における議論へ発信し国際的なSAICMの取組の推進に資する。また、化学物質と環境に関する政策対話を実施し、多様な主体による化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの参加と円滑な議論の推進を図る。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> SAICM国内実施計画の進捗の点検 「化学物質と環境に関する政策対話」の実施</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際的なSAICMの取組を推進し、ステークホルダー間の円滑なコミュニケーションを促進するとともに、化学物質による環境リスクの低減を図る。</p>	259
施策の予算額・執行額	295 (289)	252	378	451	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(記入イメージ)

(環境省27-30)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策				担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				政策体系上の 位置付け	6. 化学物質対策の推進					
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				目標設定の 考え方・根拠	国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について(平成15年12月16日閣議決定)	政策評価実施予定時期				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1 A事案区域における環境調査等件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。	
2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	-	-	-	-	150	150	149	-	-	健康被害者対策の規模を示す指標として設定。 医療手帳は新規交付や返還を行うものではないため、目標値の設定は困難。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号			
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1) 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策(うち、A事案における環境調査等に関するもの(平成15年度))	60 (6)	62	88	100	1	<達成手段の概要> 地下水調査、土壌調査、物理探査、土地改変時における安全確認調査等を実施する。 <達成手段の目標> 地権者からの要望に基づき、環境調査等を適切に実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境調査等の実施により、旧軍毒ガス弾等による被害を未然に防止する。	254				
(2) 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策(うち、健康に関する調査研究に【関するもの(平成15年度)】)	138 (130)	138	104	105	2	<達成手段の概要> 茨城県神栖市において発生している健康被害について、調査研究を実施する。 <達成手段の目標> これまでの研究成果による知見の集積を元に、適切に研究内容を見直しつつ実施していく。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、調査対象者の健康不安の解消等に資する。	254				
施策の予算額・執行額	198 (136)	200	192	205	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-⑳)

別紙1

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)							担当部局名	環境保健部企画課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	酒井 千冬 横田 雅彦	
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。							政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進			
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。							目標設定の考え方・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律		政策評価実施予定時期	平成27年6月
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。
2 公害被害補償基礎調査で行う公害診療報酬明細書集計における異常値検出率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	公害被害補償基礎調査の実施し、各自治体に公害診療報酬明細書等の集計結果等をフィードバックすることで公害健康被害補償制度の円滑、公正な実施運営を図る。なお、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書における1件あたりにかかる金額の変化率の異常値検出割合を記載する。
3 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	-	-	80%	-	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	公健法第68条に基づいて、大気汚染等の影響によるぜん息等の健康被害者の健康を回復し、地域住民への健康被害を予防するために地方公共団体が行う公害健康被害予防事業について、ぜん息患者等のニーズを把握し、その結果を事業内容に反映させるために実施している事業参加者に対するアンケート結果を測定指標として選定。
4 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	-	-	80%	-	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	公健法第46条に基づき大気汚染等の影響によるぜん息等の健康被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。
5 環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得る事で信頼性のある調査を実施する。
環境保健施策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得る事で信頼性のある調査を実施する。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 27年度	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度				
(1) 公害健康被害補償基本統計調査 (平成7年度)	4 (3)	5	5	5	1	<p><達成手段の概要> 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者の更新、制度離脱状況等及び補償給付関係項目を更新整理し、公害認定患者に関する基礎資料を得る。</p> <p><達成手段の目標> 公害健康被害補償制度の今後の運営のため、被認定患者数及び補償費用等の変動推移を更新整理した基礎資料を元に、被認定患者数及び補償費用の将来推計等を行い、認定患者の補償を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公健法の被認定者への次年度の補償給付額確定、賦課金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。</p>	255
(2) 公害健康被害補償給付支給事務費交付金 (昭和49年度)	1,159 (1,159)	1,105	1,095	1,072	1	<p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。</p> <p><達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付。</p>	257
(3) 公害健康被害補償基礎調査費 (昭和51年度)	11 (10)	11	14	14	2	<p><達成手段の概要> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害診療報酬の審査及び支払い状況について抽出集計し、療養給付の実態を把握し、各自治体へ還元する。</p> <p><達成手段の目標> 不正請求の未然防止や早期発見に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公健法に基づく公正な補償、円滑な制度運営に資する。</p>	259
(4) 自立支援型公害健康被害予防事業補助金 (平成20年度)	200 (200)	200	200	200	3	<p><達成手段の概要> 地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。</p> <p><達成手段の目標> 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。</p>	260
(5) 公害保健福祉事業助成費 (昭和49年度)	58 (35)	51	42	42	4	<p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> 被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。</p>	258
(6) 環境保健施策基礎調査(環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査)) (平成8年度)	161 (138)	160	175	176	5	<p><達成手段の概要> 地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について調査するもの。中公審答申及び附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められている。</p> <p><達成手段の目標> 60,000人以上の調査対象人数と75%以上の同意率をえることで信頼性を確保した調査を滞りなく実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 確立された調査方法に基づいて当該調査を確実に実施し、地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について観察し、必要に応じて所用の措置を早期に講ずることにより、被害の未然防止に資する。</p>	256
(7) イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究 (平成13年度)	34 (30)	34	34	34	一	<p><達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。</p>	306
(8) イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査 (昭和47年度)	39 (21)	38	35	44	一	<p><達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイイタイ病に関する情報収集・発信。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査することによる汚染地域住民の健康状態を適切な管理等を実施する。</p>	307
(9) 自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納付金財源交付 (昭和49年度)	8,805 (8,802)	8,559	8,347	8,052	1	<p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。</p> <p><達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公害健康被害の被認定者に関する補償給付等の費用に充てるための納付金のうち、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する額を交付することで、公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。</p>	261
施策の予算額・執行額	10,471 (10,398)	10,163	9,947	9,639	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-32)

施策名	目標7-2 水俣病対策		担当部局名	環境保健部特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	室長 名越 究							
施策の概要	水俣病については、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。			政策体系上の位置付け	施策7 環境保健対策の推進								
達成すべき目標	水俣病認定者に対する迅速な補償給付。水俣病発生地域の再生・融和の促進。我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献。			目標設定の考え方・根拠	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法	政策評価実施予定時期 平成28年8月							
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				
1 水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づく医療費の給付。
2 離島等医療・福祉推進モデル事業の年間参加者数(医療・福祉におけるリハビリテーション強化等支援事業)	-	-	18,000	-	18,000	18,000	18,000	18,000	-	-	-	-	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づく医療・福祉施策。平成23年度より年間参加者数が18000人超で推移していることから、同規模の参加者数を目標に設定。
3 水俣市水俣病資料館の来館者数(水俣病に関する情報発信事業)	-	-	50,000	-	-	-	50,000	50,000	-	-	-	-	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づく情報発信施策(国内外に向けた水俣病に関する情報発信)。目標設定については、水俣市総合計画の来館者数の目標値。
4 学校訪問事業の参加者数(水俣病の教訓を通じた普及啓発事業)	-	-	10,000	-	-	-	10,000	10,000	-	-	-	-	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づく環境教育施策(水俣病の経験と教訓を通じた啓発)。高等学校を対象に含めた平成25年度以降の平均値を目標に設定。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1) 水俣病総合対策関係経費(昭和49年度)	26,512 (26,420)	10,629	11,221	11,574	1.2.3	<達成手段の概要> 医療事業対象者(医療手帳・水俣病被害者手帳保有者)に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策等を推進する。 <達成手段の目標> 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。						0262	
(2) 水俣病対策地方債償還費(平成12年度)	3,899 (3,899)	3,513	2,875	2,767	-	<達成手段の概要> 熊本県が、水俣病対策に係る県債の償還に支障をきたさぬよう、その不足額を補助する。 <達成手段の目標> 県債の償還率:100% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病が生じる原因となったメチル水銀を排出した事業者による患者補償を、将来にわたり自力で患者補償を行うことを確保する。						0263	
(3) 「環境首都水俣」創造事業(平成24年度)	200 (200)	213	182	395	4	<達成手段の概要> 水俣病が発生して半世紀以上にわたり、地域経済の疲弊や地域社会の軋轢など深刻な影響が及んでしまった水俣病発生地域において、水俣病問題の解決のため、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用確保に関する取組の加速化を行うための事業について支援する。 <達成手段の目標> 水俣地域における地域経済の活性化、雇用の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病問題の解決に向けて、水俣地域の振興、活性化を図る。						0264	
(4) 環境首都水俣アピール推進事業(平成25年度)	-	131	220	-	4	<達成手段の概要> 水俣に関する水俣条約外会議の開催を契機に、「公害被害からの環境再生」のシンボルとして、水俣の魅力が環境負荷の低減等環境価値の向上を図りつつ一層高め、水俣条約の早期発効による環境首都水俣のブランド化を図り、世界から一層多くの人々に訪れてもらうことを目指す事業。 具体的には、国内外から水俣への来客を呼び込み地域経済を活性化させるため、再生可能エネルギーを活用した環境負荷の低減を行いつつ、水俣病被害者を含む身体に障がいのある方でも快適に使用できるよう、水俣の玄関口である肥後おれんじ鉄道水俣駅舎、古くから湯治場として知られる湯の鶴温泉の保健センター及び水俣市立水俣病資料館を地域の交流拠点、観光の拠点としリニューアルする事業を行う。 また、水俣条約暫定事務局への資金拠出を通じ、条約の早期発効を図ることにより、環境首都水俣のブランド化を促進する。 <達成手段の目標> 水俣地域における地域経済の活性化、国内外からの来訪者の増加、水俣地域のブランド化 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病問題の解決に向けて、水俣地域の振興、活性化を図る。						0265	

(5) 水俣病に関する総合的研究 (昭和48年度)	39 (35)	35	36	37	-	<達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。	0304
(6) 国立水俣病総合研究センター調査研究 (昭和53年度)	395 (388)	339	343	362	-	<達成手段の概要> 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。 <達成手段の目標> 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病発生地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。	0305
施策の予算額・執行額	31,045 (30,942)	14,860	14,877	15,135	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省27-33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				担当部局名	総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室 長 眞鍋 馨				
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				政策体系上の位置付け	施策7 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害の予防に関する調査研究を推進する。				目標設定の考え方・根拠	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第1条、第80条	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	173日 平成18年度	120日 (平成18年度の3割減)	-	140日	140日	120日	120日	120日	120日	120日	120日	<ul style="list-style-type: none"> 石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 これまでは、事務手続きの効率化・必要な提出書類に関する医療機関への周知等により、平成18年の石綿健康被害救済制度発足当時の平均処理日数の2割減を維持するよう目標を設定してきたところ。平成26年度以降は、これらの取組みを着実に実施することにより、制度発足当時の平均処理日数の3割減を維持するよう目標を設定。
測定指標	基準 基準年度	目標 目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
2 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進捗	-	-	平成31年度	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の取りまとめ及び事業化に向けた調整	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 国会の附帯決議で、石綿にばく露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めることとされているほか、石綿の健康影響に関する検討会報告書で、平成27年度以降は、従来のように、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられるとされていることから、指標として選定。 	
測定指標	目標 目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
3 石綿による健康被害の救済に関する法律の施行状況の検討	法律の施行状況の検討及び必要な見直し 28年度		<ul style="list-style-type: none"> 石綿による健康被害の救済に関する法律の附則により、「政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」と定められているため。 									
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号				
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 必要な経費 (平成18年度)	688 (579)	771	695	700	700	1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)環境再生保全機構への交付金により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付の支給に係る認定業務等を実施。 ・各種調査研究の実施により、石綿健康被害に関する知見等を収集。 ・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の実施により、健康相談及び問診の実施や定期的な経過観察等、健康管理対策を図る。 ・これらにより、石綿健康被害救済制度を着実に運用するとともに、被害者及び遺族の迅速な救済を実施。 	0266				
施策の予算額・執行額	688 (579)	771	695	700	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-					

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-34)

別紙1

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				担当部局名	環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)						
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進							
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を図る。				目標設定の考え方・根拠	国民に健康被害をもたらしていると指摘されている環境因子について調査研究を行う。	政策評価実施予定時期	平成27年6月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度	
1	花粉飛散モデルによる予測総花粉量と実際の総花粉量の寄与率(R ²)	21.7%	24年度	60.0%	-	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	本施策においては、花粉の総飛散量をできるだけ正確に行うことが目標であることから、その予測値と実測値との相関について当面60%程度の寄与率を目指す。
2	黄砂による健康影響に係る調査対象者数	50例	25年度	350例	28年度	-	50	150	208	-	-	-	本施策においては、調査モデルの設定から一定数のサンプルを確保しなければ正しい結果を導くことが困難であることから、検討会においてH26年度は年間100例程度の調査数を確保することが妥当とされた。しかし、H26年度の状況を踏まえ改めて検討を行い、患者数の実態を踏まえH27年度の目標を80人/年と改めた。
3	自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料 (リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	1,343千部	24年度	-	-	-	1343	1366	2539	-	-	-	環境省が発行している熱中症対策の普及啓発資料に対する自治体からの希望数を指標とすることで、全国の自治体がどの程度関心をもって対策を行おうとしているかが把握できる。
4	自治体向け講習会参加自治体における暑くなる前から熱中症対策を行っている自治体の割合	89.8%	25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境省で実施した講習会の参加者に対して、暑くなる前からの熱中症対策を実際にどの程度行っているかを指標にすることで、講習会の定着が把握できる。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号						
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1)	大気汚染物質等健康影響 評価事業費 (平成21年度)	24 (22)	23	22	22	1, 2	267						
(2)	熱中症対策緊急推進事業 (平成25年度まで:環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査費)	3 (6)	3	45	45	3	309						
施策の予算額・執行額		27 (28)	26	67	67	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-35)

別紙1

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					担当部局名	総合環境政策局 環境経済課 総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	大熊 一寛 大村 卓				
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					目標設定の考え方・根拠	・国等による環境物品等の調達に関する法律 ・環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1	環境産業の市場規模(兆円)	約79	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
2	環境産業の雇用規模(万人)	約205	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
3	地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	-	-	別紙のとおり							各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。		
4	環境報告書公表企業割合(上場企業/非上場企業)(%)	約30/約12	13年度	80/30	30年度	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	環境報告書の作成・公表を通じて、自主的な環境配慮経営を促進し、経済のグリーン化が推進されるため。
5	エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	7,241	23年度	9,000	30年度	6,000	6,000	8,500	8,500	8,500	8,500	9,000	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。
6	持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関)	177	23年度	250	30年度	200	200	200	205	215	235	250	金融行動原則署名金融機関数の増加は、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会に資すると考えられるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度									
(1)	国等におけるグリーン購入推進等経費(平成14年度)	17 (27)	41 (35)	45 (38)	49	3	<達成手段の概要> グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。また、グリーン購入法に関するブロックごとの説明会を行う。 <達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体の環境物品等の調達に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。						268

(2)	製品対策推進経費 (平成13年度)	27 (20)	40 (26)	31 (27)	28	3	<p><達成手段の概要> 事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進する。</p> <p><達成手段の目標> グリーン購入の普及啓発を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、民間におけるグリーン購入実施率の向上に寄与する。</p>	269
(3)	国等における環境配慮契約等推進経費 (平成20年度)	34 (27)	27 (24)	23 (23)	22	3	<p><達成手段の概要> 環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関するブロックごとの説明会を行う。</p> <p><達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及促進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国等や地方公共団体の環境配慮契約の取組に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。</p>	270
(4)	税制全体のグリーン化推進検討経費 (平成14年度)	19 (16)	29 (27)	27 (24)	26	1.2	<p><達成手段の概要> 地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 税制全体のグリーン化を通じて、低炭素社会をはじめとする持続可能な社会実現に寄与する。</p>	271
(5)	企業行動推進経費 (平成14年度)	52 (44)	98 (95)	83 (74)	101	1.2,4,5,6	<p><達成手段の概要> エコアクション21を活用した中堅・中小企業による環境経営の普及促進、環境金融に関心がある金融機関が活動のコミットを行う「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。また、ICTを活用した環境情報開示基盤の整備や環境コミュニケーション促進のための各種事業の推進等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 企業の環境配慮が促進される仕組みを構築し、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業や金融機関の自主的な環境配慮行動を後押しする。</p>	272
(6)	環境金融の拡大に向けた利子補給事業(平成26年度)	-	-	-	-	1.2,6	<p><達成手段の概要> ・環境配慮型融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3年以内にCO2排出を3%(又は5年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。 ・環境リスク調査融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況をモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。</p> <p><達成手段の目標> 環境配慮型融資及び環境リスク調査融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化対策を促進していく。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 年利1%または1.5%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。</p>	014, 019 【再掲】27-2

(7) エコリース促進事業(平成23年度)	-	-	-	-	1.2.6	<p><達成手段の概要> 中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%又は5%(東北三県に係るリース案件については10%)を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者のリースによって発生したリース料負担を低減させる。</p> <p><達成手段の目標> 低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> CO2排出量削減を加速化させるとともに、生産増に伴う製品価格の低下、内需の拡大、雇用の創出といった経済効果を促進する。補助事業者の事務費を除く予算額17.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する例年の平均補助率は約5.3%であることから、低炭素機器の設備投資額約326億円の効果があると見込む。</p>	011 【再掲】27-2
(8) グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業(平成21年度)	-	-	-	-	1.2	<p><達成手段の概要> 政策ニーズを踏まえた「環境経済の政策研究」を機動的に実施することにより、環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境ビジネス市場の景況感を把握する環境経済観測調査(環境短観)、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> グローバル化などの経済・社会動向の変化の中で、我が国の持続可能な発展に貢献する経済・社会のグリーン化を実現・牽引していくための政策研究・調査を行うことにより、種々の環境政策のめたらす経済・社会効果を明らかにし、環境政策の企画立案に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、環境ビジネス市場の景況感・市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。</p>	296
(9) 地域低炭素投資促進ファンド事業(平成25年度)	-	-	-	-	1.2.6	<p><達成手段の概要> 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、サブファンドの組成拡大、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。特に、地域型・テーマ型等の多様なサブファンドの組成を拡大し、地域の人の低炭素投資に係る「目利き力」の向上、成長資金の供給拡大、地域の資金循環の拡大を図る。</p> <p><達成手段の目標> 民間資金による低炭素投融資の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素化と地域活性化の同時実現に寄与する。</p>	018 【再掲】27-2
施策の予算額・執行額	149 (134)	235 (207)	209 (186)	226	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値		目標値		年度ごとの目標値			
		基準年度		目標年度	年度ごとの実績値			
					24年度	25年度	26年度	27年度
地方公共団体	-	-	100%	H27年度	-	-	-	100%
					81.3	82.5	69.0 [※]	
上場企業	-	-	50%	H27年度	-	-	-	50%
					78.6	80.3	調査中	
非上場企業	-	-	30%	H27年度	-	-	-	30%
					60.2	56.3	調査中	

※平成26年度より地方公共団体におけるグリーン購入実施率の定義を変更している。

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-36)

別紙1

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	大村 卓				
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	すべての都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市において地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は地方公共団体実行計画(区域施策編)を策定することとされている。	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値	基準年度		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		24年度	25年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
1 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市における地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	100%	30年度	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、指定都市・中核市・施行時特例市は政府が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定をするものと定められているため
2 上記以外の市町村における地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	40%	30年度	-	-	-	30%	-	-	40%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、指定都市・中核市・施行時特例市以外の市町村は政府が定める地球温暖化対策計画を勘案し地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定に努めることとされているため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 公害防止計画策定経費(昭和45年度)	3 (1)	2 (1)	2 (1)	2	-	<達成手段の概要> 公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施 <達成手段の目標> 公害防止計画制度の効果的運用が図られ、公害防止計画と公害防止対策事業の推進により、著しい公害が改善されることを目的としており、公害防止計画策定地域における公害対策事業の実施状況等を的確に把握する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成26年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域121市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができると思込んでいる	273					
(2) 地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業(平成26年度)	-	-	-	-	1.2	<達成手段の概要> 全国の地方公共団体における実行計画策定状況など温対法の施行状況調査を実施。これに並行して、地方公共団体職員を対象とした集中講座を開催するとともに、有識者を集め地方公共団体の取組の定量評価手法等を検討。 <達成手段の目標> 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座により、実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 実行計画未策定など取組が遅れている地方公共団体の対応を促すことによる、全国的な実行計画策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策の推進。	020 【再掲】27-2					

<p>(3) 公共施設への再生可能エネルギー・先進的設備等導入推進事業(平成24年度)</p>	-	-	-	-	1.2	<p><達成手段の概要> 地方公共団体が行う防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器の導入 地方公共団体が行う一般廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の先進的設備の導入 <達成手段の目標> 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入推進 廃棄物処理施設への省エネ効果に優れた先進的設備の導入推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入事業等を実施することにより、災害に強く、低炭素な地域づくりの推進に寄与する。</p>	013 【再掲】27-2
<p>(4) 地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業(農林水産省連携事業)</p>	-	-	-	-	-	<p><達成手段の概要> 食品廃棄物や家畜排せつ物、水産系廃棄物等から得られるメタン等のバイオガスを地域へのエネルギー供給等に活用するため、地域特性に応じて、地域循環型バイオガス製造施設を導入し、温室効果ガス削減効果や事業性等の実証を行い、原料の組み合わせ等に応じたバイオガス利用モデルを構築する。またこれに加えて、地下水汚染地域におけるバイオガス生成消化液等の適正利用に向けた実証事業を行う。これらのモデル的な実証を通じて得られた成果を取りまとめて公表することにより、全国へ「地域循環型バイオガスシステム」の普及を図る。 <達成手段の目標> 東日本大震災、原子力発電所事故を契機に、地域資源を循環活用した自立分散型エネルギーを確保する地域づくりの取り組みが重要になっている。このため、従来自家消費が主であったバイオガスを地域への熱供給等に活用し、環境負荷の少ない地域づくりを推進するモデルシステムを構築することを目的とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> バイオガス製造・輸送コストの削減や供給技術等の確立及び、温室効果ガス削減効果・地下水汚染対策の検討や事業性等の実証を行うことにより、再生可能エネルギー導入の推進に寄与する。</p>	016 【再掲】27-2
<p>(5) 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(平成26年度)</p>	-	-	-	-	1.2	<p><達成手段の概要> 地方公共団体や民間団体等を対象とし、実行計画等に基づく地域の戦略的な再生可能エネルギーの導入や省エネ等のモデルとなる取組について、事業化計画・FS調査、設備導入に対する補助等により実施。 <達成手段の目標> 実行計画を核とした低炭素な地域づくり。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ポテンシャル調査、事業化計画・FS調査等を通じて実行計画(区域施策編)の策定率向上や低炭素化設備等への導入支援によるCO2削減の対策・施策の推進。</p>	010 【再掲】27-2
<p>(6) 「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業(平成27年度)</p>	-	-	-	-	1.2	<p><達成手段の概要> 公募により選定した17のモデル地域の市町村等において、低炭素な地域エネルギーの利用等を中心に、低炭素・循環・自然共生を統合的に達成するとともに、低炭素化を中心とする環境への配慮によるまち・ひと・しごと創生への貢献を目的とする。 <達成手段の目標> 取りまとめた全国プランにより、今後5カ年の支援策を取りまとめる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 副次的な効果や施策が定量化されることで低炭素化が促進される。</p>	新27-003 【再掲】27-2
<p>施策の予算額・執行額</p>	3 (1)	2 (1)	2 (1)	2	<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>京都議定書目標達成計画 第3章第1節2.「地方公共団体」の基本的役割及び第3章第3節1. 総合的・計画的な施策の実施</p>	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成				担当部局名	総合環境政策局 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木義光				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				政策体系上の 位置付け	8. 環境・経済・社会の総合的向上						
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				目標設定の 考え方・根拠	・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章ほか) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章ほか)	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 協働取組の実態数	15	25年度	90	29年度	-	-	-	-	-	90	-	抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に関する協働取組について、協働取組の過程を通じて具現化するとともに各主体が資源や創意工夫を最大限活用した協働を実施することにより環境問題の解決に資するため。 目標値の設定については、全国で確実に取組を進めるため、全国及び地方8ブロック毎に2事業ずつ合計18件とし、年度については平成25年度開始のモデル事業として、環境教育等促進法の見直し時期にあわせ平成29年度を一つの区切りとする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
地域活性に向けた協働取組(1)の加速化事業(平成25年度)	-	100 (76)	82 (82)	83	1	<達成手段の概要> 地域における課題解決等に向けた協働取組を公募して行うことにより、中間支援組織や各主体による協力・連携体制の強化を図る。 <達成手段の目標> 各地方パートナーシップオフィスが担当する地域において各2事業、地域を限定しない取組を1または2事業を実施し、協働取組のモデル事例としてガイドライン等にまとめることにより、協働取組の促進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方8ブロック毎に2事業ずつ、地域を限定しない取組1事業の合計17件の協働取組を公募により実施することを通じて、各主体による協働・連携体制を構築する。					293	
(2) 地球環境パートナーシッププラザ運営(平成8年度)	77 (74)	77 (76)	74 (87)	96	-	<達成手段の概要> 「環境教育等促進法」第19条に基づく拠点として地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境パートナーシッププラザを拠点として、行政、NGO/NPO、企業等の各主体間のネットワークの構築、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。					274	
地方環境パートナーシップ(3)オフィス推進費(平成18年度)	91 (90)	148 (141)	151 (150)	171	-	<達成手段の概要> 環境教育等促進法第19条に基づく拠点として地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、地域における環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、地域における行政、NGO/NPO、企業等の各主体間の協働取組への支援、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。					275	
施策の予算額・執行額	168 (164)	325 (293)	307 (319)	350	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-38)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進				担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木 義光				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成をする。				目標設定の考え方・根拠	・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(第4章他)	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市等において作成する行動計画数	-	-	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	国内全体の動向を表す実績値として環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市において作成する行動計画数を指標とするが、行動計画の多寡のみで成果を表すことは適当でなく、目標値は設定できない。
2 小中学生を対象とした地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの実証数	47	25	141	27	47	94	141	-	-	-	-	本事業では、学校現場等における地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの作成・実証を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成及び地域のESD推進体制構築を目指しており、プログラム実証事業数を直接的な取組の進展指標として設定した。なお、作成されたプログラムの活用・展開による周辺地域への取組の波及・広域化も効果として見込んでいる。目標値の設定については、1都道府県当たり年1件合計47件の実証を実施し、平成25年度から平成27年度までの3カ年で各都道府県当たり3件合計141件の地域版プログラムの策定・実証を目指す。
3 環境教育推進室HPアクセス数	276,471	24	400,000	毎年度	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	環境教育に関する国の施策等の情報を総合的に発信するHPへのアクセス件数は国民の環境教育への関心度を図るための指標として有効である。また、アクセス数の向上は効果的に情報発信・提供ができていくかの評価の指標としても有効である。目標値の設定については、法改正を行った平成24年度の276,471件を基準に1.5倍水準を当面の間維持することとした。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 環境教育強化総合対策事業	102 (86)	285 (302)	245 (190)	253	1,2,3	<達成手段の概要> 地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの作成・実証等をはじめとする環境教育・環境学習に関する施策を総合的に推進し、学校を含めた地域等において、環境教育・環境保全活動への主体的な参画の促進を図る。 <達成手段の目標> 環境教育・環境学習に関する施策の総合的な推進とそのための基盤形成。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境教育・環境学習に関する総合的な施策の推進を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。	277,280					
(2) 「国連ESDの10年」後の環境教育推進費	-	-	37 (34)	42	3	<達成手段の概要> 教職員等の現場の環境教育実践者等に対して、ESDの視点を取り入れた研修等を実施する。 <達成手段の目標> 環境教育・ESDの担い手となる人材の育成。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境教育・ESDの担い手の育成を図ることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。	277,0021					
(3) 環境教育推進事業	7 (6)	5 (5)	6 (5)	5	1,3	<達成手段の概要> 環境カウンセラーに対して環境分野の最新の情報や技術に関する研修を実施し、その活動を支援する。 <達成手段の目標> 環境カウンセラーによる市民活動や事業者に対する環境保全活動等に対する適切な助言活動等の支援を通じて、地域の環境保全活動の促進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境カウンセラーの活動支援を通じて、地域の環境教育・環境保全活動の促進に資する。	277					

(4) 国連大学拠出金	160 (160)	160 (160)	160 (160)	160	<p>1</p> <p><達成手段の概要> 国連大学が進めるRCE事業やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力する。</p> <p><達成手段の目標> 世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> RCE事業やProSPER.Netへの拠出協力を通じて世界規模でのESD推進を図ることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。</p>	276
施策の予算額・執行額	269 (252)	450 (467)	448 (389)	460	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-39)

別紙1

施策名	目標9-1 環境基本計画の効果的実施				担当部局名	総合環境政策局 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	大村 卓				
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。				政策体系上の 位置付け	9. 環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進				目標設定の 考え方・根拠	環境基本法第15条	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 第四次環境基本計画の点検における重点分野等の累積点検数(累積)	-	一年度	28	28年度	-	6	14	20	28	-	-	・第四次環境基本計画を効果的に推進していくため、同計画で緊急性・重要性の高い課題として設定している9つの重点分野等の進捗状況等の点検を平成25年から平成28年まで毎年、実施することが中央環境審議会総合政策部会において決定されている。 また、点検を進めるに当たり、中央環境審議会総合政策部会で点検を行う横断重点分野等は毎年、その他の部会で点検を行う個別重点分野は2年おきに点検を行うことが決定されている。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 環境白書、子ども白書、英語版白書:年1回発行	環境白書、子ども白書、英語版白書:年1回発行		27年度		・環境基本法第12条の規定に基づき、環境行政年次報告書(環境白書)を作成し、毎年国会報告を行うこととされているため。							
3 見積りの方針の調整を行った結果の資料への取りまとめ、国会等への説明	見積りの方針の調整を行った結果を資料に取りまとめ、国会等に説明する。		27年度		・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととされているため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 環境行政年次報告書作成等経費(昭和43年度)	32 (22)	30 (23)	30 (23)	30	2	<達成手段の概要> 環境基本法第12条の規定による環境行政年次報告書を作成し国会報告を行うとともに、白書を用いた環境施策に関する普及啓発を行う。 <達成手段の目標> 環境白書、子ども白書、英語版白書:年1回発行(環境省ホームページで公表している環境白書へのアクセス数:132,000件) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、環境基本法第12条に定められた環境行政年次報告書(環境白書)の作成、毎年の国会報告を着実に実施することができる。	282					
(2) 環境保全経費見積調整費(昭和46年度)	3 (3)	3 (3)	3 (2)	3	3	<達成手段の概要> 環境省設置法第4条第3号に基づく環境保全経費の取りまとめ及び国会等への説明を行う。 <達成手段の目標> 集計事項数(予算要求における事項等):1,600事項(概算要求における計数の取りまとめ期間:60日) <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、環境省設置法第4条第3号に定められた環境保全経費の見積り方針の調整を着実に実施することができる。	283					
(3) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費(平成22年度)	11 (10)	11 (10)	10 (8)	11	1	<達成手段の概要> 第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、公的な環境分野分析用産業連関表(以下「環境IO」という。)を作成する。 <達成手段の目標> 平成23年産業連関表に基づき、平成23年版環境IOを作成し、平成28年度を目途に公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境統計の整備を通じて、環境問題に関する情報への満足度向上に寄与する。	284					

(4) 環境基本計画推進事業費 (平成7年度)	18 (15)	22 (17)	22 (21)	23	1	<p><達成手段の概要> 学識経験者を含む専門家で構成する検討会を開催し、環境政策の進捗を把握するための指標や総合的環境指標の充実化の方法について調査・検討するとともに、各主体の意識等の把握を行い、それらの結果を審議会等に資料として提出する。</p> <p><達成手段の目標> 学識経験者を含む専門家で構成する検討会の開催回数:4 (学識経験者を含む専門家で構成する検討会の成果について、審議会等に相応しい資料として審議会等で活用された回数:3回)</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、第四次環境基本計画の重点分野等の点検を着実に実施することができる。</p>	285
(5) 持続可能な社会のための グッドライフ総合推進事業 (平成26年度)	-	-	21 (20)	21	-	<p><達成手段の概要> グッドライフアワード(平成25年度から実施)を引き続き実施するとともに、ホームページ等を通じた社会への情報発信、グッドライフアワードの受賞取組の現地調査等を行う。</p> <p><達成手段の目標> グッドライフアワードへの応募促進のための周知・広報の件数:550件 (グッドライフアワードのホームページの閲覧件数:対前年度比5%増(15,245件))</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 達成手段を実施することにより、第四次環境基本計画の重点分野等の点検に資することができる。</p>	286
施策の予算額・執行額	64 (50)	66 (53)	86 (74)	88	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標9-2環境アセスメント制度の適切な運用と改善					担当部局名	総合環境政策局環境影響評価課	作成責任者名 (※記入は任意)	大森 恵子		
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。					政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備				
達成すべき目標	環境影響評価法に係る技術手法の向上を図りながら、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供するなど、環境保全上の適切な配慮を確保する。				目標設定の考え方・根拠	環境影響評価法	政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1	環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数)[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
					308(123)	321(122)	355(122)	-	-	-	
2	環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数(回)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
					154	174	224	-	-	-	
3	迅速化対象案件の達成率(%) (達成率:実際に迅速化された案件/迅速化対象案件×100)	-	-	100%	-	100%	100%	-	-	-	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。
					-	100%	100%	-	-	-	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号				
	24年度	25年度	26年度	27年度							
(1)	環境影響評価制度高度化経費(昭和55年度)	60 (63)	45 (67)	45 (52)	45	1.2	287				
						<達成手段の概要> 改正法の完全施行等の最近の動きを踏まえ、その円滑かつ効果的な施行のために必要な事項について調査・検討を行うとともに、環境影響評価制度の周知徹底を図るための説明会等の充実を図る。 <達成手段の目標> 環境影響評価法の適正な施行のため、現状の把握及び課題の検討等を実施するとともに、制度の今後の在り方を明らかにする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 改正された環境影響評価法の確実かつ円滑な実施のために必要な調査・検討、情報整備及び研修等を行うとともに、上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメント制度について調査・検討を進めることで、最適な環境影響評価制度の運用及び今後のより良い環境影響評価制度実現に資する。					
(2)	環境アセスメント技術調査費(昭和55年度)	50 (61)	29 (27)	25 (25)	38	1.2	288				
						<達成手段の概要> 評価技術の開発等が必要な分野ごとあるいは環境要素ごとに、調査・予測・評価、環境保全措置等について、国内外の最新の技術的知見や事例等を収集・整理し、有識者へのヒアリングや研究会の開催等により専門的な知見を加えながら、技術手法の開発及び改良を行う。 <達成手段の目標> 事業者における適切な環境影響評価の実施が確保されるよう、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法を開発し、その成果を普及する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価手続の具体的な手法について、最新の知見や手法を踏まえわかりやすく説明した技術ガイドを作成するとともに、中央環境審議会答申等で示された環境影響評価実施にあたっての技術的課題について調査・検討を進める。これにより、環境影響評価手続について一定の水準が確保され、各事業において環境保全に対する配慮が適切に図られる。					

<p>(3) 環境影響評価審査体制強化費(平成23年度)</p>	<p>41 (29)</p>	<p>35 (29)</p>	<p>36 (24)</p>	<p>33</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 事業種ごとに、環境大臣意見を述べる際に必要な知見を収集、整理し、改正法に対応した審査の円滑化に資する。この他、学識経験者の意見聴取が必要と判断される個別事業については、専門家の意見を聴取するとともに、必要に応じて委員会を開催し、審査案件ごとの進捗情報の共有や、過去の大臣意見内容のレビュー、次年度に意見聴取を行うべき個別事業および専門家の選定を行う。 <達成手段の目標> 環境影響評価法の改正により、審査業務等が大幅に増加したことに対応し、環境省として改正法の施行及び円滑な審査を行うために、審査体制の強化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価法改正による環境大臣意見の意見提出機会の増加等に対応するため、有識者会合の開催や事業種ごとに必要な知見の収集・整理を行うことで、審査の適正化等が見込まれる。</p>	<p>291</p>
<p>環境影響評価制度合理化・最適化経費(平成22年度)</p>	<p>34 (7)</p>	<p>224 (32) ※150は翌年度に繰越</p>	<p>65 (151)</p>	<p>60</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 放射性物質による環境影響評価についての検討を行うほか、放射性物質を取り扱う施設に関する知見の収集を行う。また、環境影響評価の適切な合理化の在り方や、環境影響評価の観点から対象事業となる必要があるか検討が必要な事業について、整理を行う。また、アジア各国における環境アセスメントについて情報収集・検討を行い、各国の課題解決及び我が国の技術の国際展開に貢献する。 <達成手段の目標> 環境影響評価法において放射性物質による汚染に対応した制度の構築を行う。環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討を行う。また、アジア地域における環境影響評価制度の向上に協力・貢献する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 放射性物質の環境影響評価について、法の施行を踏まえて適切な調査検討を行うことにより、事業者による適切な環境影響評価実施に寄与する。また、調査検討により、合理的かつ効果的な環境影響評価実施に寄与する。</p>	<p>289</p>
<p>地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費(平成20年度)</p>	<p>18 (15)</p>	<p>21 (19)</p>	<p>21 (19)</p>	<p>25</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 地域特性を踏まえた環境影響評価審査ガイドラインの作成や現地調査により、適切な環境影響審査を行う。また、環境影響評価手続終了後のフォローアップを進めるため、事後調査報告書の収集等を行う。 <達成手段の目標> 環境影響審査を行う際に、地域の特性を踏まえた適切な環境影響評価が確実に実施されるように、地方環境事務所において、環境大臣意見形成の基礎となる情報収集、現地調査等を実施できる審査体制の強化を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価が予定される案件の情報収集を行うとともに、地域の環境情報の収集・整理、現地調査、専門家ヒアリング、地方環境事務所における審査手続マニュアルの作成等を行い、地域特性に応じた審査を実施するための体制強化を図る。これら地方環境事務所の審査体制の強化により、環境影響評価法改正に伴う審査業務の増加等に対応し、地域特性に応じた環境影響審査の円滑かつ効果的な実施が図られる。</p>	<p>290</p>
<p>風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業(平成23年度)</p>	<p>834 (297) ※288は翌年度に繰越</p>	<p>1000 (552) ※383は翌年度に繰越</p>	<p>1430 (1031) ※257は翌年度に繰越</p>	<p>1173</p>	<p>1.2.3</p>	<p><達成手段の概要> 情報整備モデル地区環境情報：風力発電等の立地ポテンシャル、地元自治体の意向等を勘案して選定した情報整備モデル地区において、環境影響評価での活用を想定した地域の既存資料調査、地元有識者のヒアリング調査、動植物・生態系等の現地調査を実施し、環境基礎情報データベースとして整備し、提供する。 <達成手段の目標> 風力発電等の事業者が環境影響評価を実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に提供し、質の高い環境影響評価を効率的に実施するための条件整備を行い、風力発電等の早期導入に資することを旨とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境影響評価法改正により風力発電も対象となったこと、東日本大震災を契機に風力発電・地熱発電等の再生エネルギーの増加が見込まれていること等から、環境基礎情報の整備・提供等を行うことにより、質が高く効率的な環境影響評価の実施の促進が見込まれる。</p>	<p>015</p>
<p>風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> 風力発電所等の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドラインを取りまとめる <達成手段の目標> 先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図りつつ、それらと一体的に環境影響評価手続を進めることで、事業計画全体が環境に配慮されつつ円滑かつ迅速に実施される。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者単独ではなく、自治体为主导して、先行利用者との調整や各種規制手続一体的に環境影響評価手続を進めるための適地抽出の手法を構築することで、環境に配慮しつつ円滑かつ迅速な事業実施に資する。</p>	<p>新27-0002 【再掲】27-2</p>

施策の予算額・執行額

1037
(472)

1354
(726)

1622
(1302)

1374

施策に関する内閣の重要政策
(施政方針演説等のうち主なもの)

約束草案、長期エネルギー需給見通し

(記入イメージ)

(環境省27-41)

施策名	目標9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発				担当部局名	総合環境政策局 環境研究技術室	作成責任者名 (※記入は任意)	吉川 和身				
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。				目標設定の考え方・根拠	第4期科学技術基本計画		政策評価実施予定時期	平成28年6月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 環境研究総合推進費の事後評価(5段階)で上位2段階を獲得した課題数(上位2段階の課題数/全評価対象課題数)	-	-	60%以上	各年度	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	-	-	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることが指標としている。
2 環境技術実証事業における実証技術数(単位:件)	87	20年度	対象技術分野数×4	各年度	80 (対象技術分野数×10)	90 (対象技術分野数×10)	36 (対象技術分野数×4)	32 (対象技術分野数×4)	対象技術分野数×4	対象技術分野数×4	対象技術分野数×4	環境技術の研究開発を通じた目標達成には、民間企業による先進的な取組が重要である。環境技術実証事業の目標は、ベンチャー企業等の中小企業の先進的環境技術の普及促進による環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を同時に達成し、環境と経済の統合された社会の実現に寄与することである。そこで、公募で行われる当該事業に参加する実証技術数を指標としている。 なお、近年は本事業により環境技術及びその測定手法が広く普及したことを受け、対象技術の一部がJIS化したことや、「試験室等での実証」から「現場での実証」が主体となる等、先進的環境技術の性質が推移していることを受け、1技術あたりの実証に要する業務量、時間及び経費等が増加していることから、平成26年度事業から見直しを行っている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レ ビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 環境研究総合推進費(環境研究・技術開発推進費は13年度から開始) ※22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。	5,670 (5,585)	5,387 (5,190)	5,387 (5,301)	5,300	1	<達成手段の概要> 環境政策貢献型の競争的研究資金により、地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進する。環境省が必要とする研究開発テーマ(行政ニーズ)を提示して公募を行い、産学官民の研究機関の研究者から公募により提案を募り、外部専門家・有識者等による事前評価を経て競争的に選定された研究課題を採択・実施する。 <達成手段の目標> ①行政ニーズ形成方法を改善し(要件の明確化、意見交換会実施等)、行政貢献に繋がる研究課題の新規公募を行う。 ②研究者とPO(プログラムオフィサー)、行政担当官によるアドバイザーボード会合を委託全課題実施し、政策検討状況等の情報提供及び進捗管理等を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 研究成果は、環境省の行政施策に活用する。					298	
(2) 環境研究・技術開発推進事業(平成18年度)	29 (29)	19 (17)	19 (16)	18	-	<達成手段の概要> ①環境省の競争的研究資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター(PD)を配置する。 ②「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」(平成22年6月中環審答申)フォローアップ及び改定に向けて検討する。 ③環境省競争的資金の、終了後3～4年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価を行う。 <達成手段の目標> 環境省が実施している研究・技術開発制度の管理及び評価を適切に行うとともに、社会動向に適した研究課題の採択に資する情報整理を目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境省が実施している研究・技術開発の適切な推進に資する。					295	

(3) 環境技術実証事業 (平成15年度)	108 (108)	117 (100)	102 (93)	102	2	<p><達成手段の概要> 環境保全効果等について客観的評価がない先進的環境技術について、第三者機関が実証し、その結果を公表する。</p> <p><達成手段の目標> 実証試験結果を環境省ウェブサイト等で公表し、環境技術の普及を支援する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 優れた環境技術を普及させることで、環境保全に資する。</p>	297
(4) 化学物質環境実態調査費 (昭和49年度)	261 (244)	289 (243)	299 (275)	319	-	<p><達成手段の概要> ・一般環境中の化学物質による汚染状況を把握し、施策に活用するため、関係課室からの要望物質について全国規模の調査を実施する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ・80調査物質数・媒体数の分析を実施し公表する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に一般環境中の化学物質の残留状況調査を実施する。</p>	302
(5) 熱中症対策緊急推進事業 (平成24年度)	35 (13)	35 (25)	45 (38)	45	-	<p><達成手段の概要> 自治体において暑くなる前から熱中症対策が進み、適切に対応策が実施される等の意識啓発が進む。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 自治体における「暑くなる前からの熱中症対策」実施率100%</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等を作成・配布するとともに、6月までに講習会を実施する。</p>	309
(6) 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査) (平成14年度)	4,526 (5,151)	5980	6,982	4,722	-	<p><達成手段の概要> 10万組の親子を対象とし、13年間にわたり、質問票による追跡調査等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(39年度)> 追跡調査終了時における追跡率80%</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画策定時に設定された追跡調査終了時における追跡率80%を達成することで、調査で得られた成果がより信頼性の高いものにすることができる。</p>	300 321 【再掲】27-27
(7) 化学物質の人へのばく露 総合事業調査費 (平成10年度)	43 (43)	107 (99)	105 (93)	105	-	<p><達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を經由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。</p>	303 【再掲】27-28
(8) 水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)(再掲: 27-32)	39 (35)	35 (27)	36 (27)	37	-	<p><達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。</p>	304 【再掲】27-32
(9) イタイイタイ病及び慢性カ ドミウム中毒に関する総合 的研究 (平成13年度)	34 (30)	34 (30)	34 (34)	34	-	<p><達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標(36年度)> イタイイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カドミウムによる健康影響を解明し、被害の未然防止や健康確保に資する。</p>	306 【再掲】27-31

(10) イタイタイ病及び慢性砒素中毒発生地帯住民健康影響実態調査(昭和47年度)	39 (21)	38 (22)	35 (27)	44	-	<p><達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイタイ病に関する情報収集・発信。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査することになる汚染地域住民の健康状態を適切な管理等を実施する。</p>	307 【再掲】27-31
(11) 国立水俣病総合研究センター(昭和53年度)	395 (388)	339 (337)	343 (353)	362	-	<p><達成手段の概要> 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。</p> <p><達成手段の目標> 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病発生地帯に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。</p>	305 【再掲】27-32
(12) 環境汚染等健康影響基礎調査費(うち化学物質の内分泌かく乱作用関すること)(平成19年度)	234 (230)	199	190	216	-	<p><達成手段の概要> 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 必要な調査研究や試験法の開発、実施等の進展および物質のリスク評価</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。</p>	251 【再掲】27-27
(13) 環境汚染等健康影響基礎調査費(うち水銀に関すること)(平成19年度)	101 (88)	75	176	237	-	<p><達成手段の概要> 我が国の水銀対策技術シーズと途上国側のニーズのマッチング等を通じ、我が国の水銀対策技術の国際展開に係る調査・検討を行うと共に、途上国の水俣条約締結に向けた支援を行う。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 途上国の水俣条約締結に向けた支援を実施した累積国数</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成25年度補正予算に計上されたUNEPへの拠出金等を利用したアジア途上国への支援を実施する。 また、アジア途上国を対象とした水銀排出の状況、水銀対策技術の現状等を把握する調査を、請負事業として実施することで、支援の具体化・効率化を図る。</p>	301 【再掲】27-29

<p>気候変動影響評価・適応推進事業 (平成18年度) 【関連:26-1】</p>	<p>299 (231)</p>	<p>346 (294)</p>	<p>336 (289)</p>	<p>461</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> ・国内外における適応に関する情報収集・分析を行い、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な「適応計画」を策定する。 ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を支援するとともに、支援を通じて得られた情報等を基に、他の地方公共団体にて活用できる「地方公共団体向けの適応計画策定支援ガイドライン(仮)」などを策定する。 ・途上国に対する適応支援として、気候変動影響評価等の科学的知見に基づいた有効な適応計画策定を行うの支援を行うとともに、将来的に途上国が独自の知見により影響評価の更新等が行えるよう人材育成を行う。 ・国内外の取組をアジア太平洋適応ネットワーク(APAN)等の知見共有ネットワークを通じて共有し、地域の適応能力の向上に貢献する。 ・IPCC報告書作成支援 IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。 <達成手段の目標> ・政府全体の適応計画の策定する。 ・地方公共団体における適応の取組を促進する。 ・IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットする。 ・IPCCのにおける我が国のプレゼンスを向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・国内外における適応に関する情報を収集・分析し、政府の適応計画に必要な情報を整理することで、平成27年夏頃をめどとした適応計画策定が円滑となることが期待できる。 ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を直接支援するとともに、ガイドライン等を策定することで、他の地方公共団体における取組の促進も期待できる。 ・インドネシア、モンゴル、小島嶼国等のアジア太平洋地域の途上国における気候変動影響評価・適応計画策定を支援するとともに、事業管理のガイドラインとなる方法を検討することで、他国における適応に関する取組へ適用することも期待できる。 ・APAN等のネットワークを通じて、フォーラムやインターネット上での情報共有、人材育成ワークショップの開催等とおして、地域の人材の能力開発や政策の立案・実施への支援を行う。 ・IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベース(無給)の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。</p>	<p>292</p>
<p>いぶき(GOSAT)観測体制強化及びいぶき後継機開発体制整備 (平成24年度)</p>	<p>3,252 (624)</p>	<p>2,115 (735)</p>	<p>1,124 (4,058)</p>	<p>24</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> 世界初の温室効果ガス専用観測衛星として打ち上げられた「いぶき」は、平成21年の打上げ後、設計寿命を超えた現在も観測を続けている。今後も地球環境の監視を継続しつつ、これまでの観測成果を気候変動政策に活用していくためには、REDD+などに用いるためのデータ処理技術開発や宇宙基本計画に明記された後継機の開発を推進する必要がある。本業務では、後継機の開発・データ処理技術開発を進めるとともに、地上観測や航空機観測による地球観測体制を強化することで衛星データを補完し、他国衛星との協力などの国際貢献を推進していくものである。 <達成手段の目標> ・REDD+活動による温室効果ガスの削減・吸収効果を定量的に把握し、世界の森林破壊・減少に伴う温室効果ガス排出の削減に貢献する。 ・「いぶき」後継機を開発し、全球の温室効果ガスの長期的観測を実現するとともに、地上や航空機による観測体制の強化により衛星観測を補完し、温室効果ガス分布の精緻な把握を行う。 ・「いぶき」後継機の観測データの高度かつ迅速なデータ利用を図るためのデータ処理能力の高速化を実現する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> REDD+のMRVシステム構築を図るとともに、衛星データを補完する地上観測設備・機器の整備や航空機観測の機器増強を行う。さらに、衛星観測データの高度処理を行うためのアルゴリズム開発を行う。</p>	<p>310</p>

温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による地球環境観測事業 (16) 境観測事業 (平成18年度) 【関連:26-7】	120 (118)	109 (106)	112 (110)	103	-	<p><達成手段の概要> 衛星による宇宙からの温室効果ガス観測は、全球の温室効果ガスの濃度や分布の観測に有効であり、「いぶき」は、平成21年の打ち上げ以後、観測を続けている。衛星搭載センサの経年劣化や大気・雲の状態により、データは日々特性が変化するため、品質を管理し質のよいデータを提供し続けるためには、地上観測等による信用できるデータを用いた検証が重要である。本業務では、「いぶき」観測データの検証・補正の他、得られたデータを用いた研究のとりまとめや利用促進を進める情報発信を通じ、気候変動に関する政策の立案・実施に貢献するものである。</p> <p><達成手段の目標> ・「いぶき」観測データの継続的な精度維持 ・「いぶき」の観測で得られる研究成果による全球炭素循環の理解と気候変動の科学への貢献 ・「いぶき」観測データの公表による、データの利用促進と気候変動に関する政策への貢献</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「いぶき」観測データに対し、地上や航空機によって得られた検証データを用いて補正をかけ、データの精度管理を行う。また、「いぶき」データを用いて行う研究に対して公募研究を選定することにより、研究成果の管理やとりまとめを行うと同時に、「いぶき」の継続的な観測によって得られる成果を国内外に広く発信する。</p>	311
農業健康・環境影響対策費(平成19年度)	117 (68)	116 (70)	109 (103)	106	-	<p><達成手段の概要> ・無人ヘリコプター散布農薬による人への健康リスクを評価し、必要に応じて適切なリスク管理を講じる。 ・農薬に対する感受性の種間差を考慮した水産登録保留基準の設定方法の開発。 ・各地域で活用しうる農薬による生態系リスクの低減手法の開発。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ・無人ヘリコプター散布農薬による人への健康リスク評価については、経気道ばく露及び経皮ばく露を想定し、そのそれぞれについて毒性評価値の算出方法を決定。 ・感受性の種間差を考慮した毒性評価の基本的要件を決定するとともに、主要な水田適用剤について感受性の種間差を考慮すべき農薬系統を明確化。 ・生物群集に対する農薬の影響評価手法の標準モデルを確立。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・農薬の使用に伴う人の健康及び生態系へのリスクについて知見を集積する。</p>	294
大気汚染物質による曝露影響研究費 (平成23年度組替)	269 (258)	290 (278)	296 (292)	273	-	<p><達成手段の概要> ・微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の大気汚染物質による疫学調査等の実施 ・環境ナノ粒子等を用いた動物曝露実験や環境ナノ粒子等の性状把握等を行い、生体影響等を明らかにするための検討を実施</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ・大気汚染物質の曝露と健康影響に関する知見の集積</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・大気汚染物質曝露と健康影響との関連性を明らかにする。</p>	293
2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業	-	-	-	151	-	<p><達成手段の概要> ・地域均衡モデル・技術評価モデル(アジア太平洋統合評価モデル(AIM)等)を用いて定量的なモデル分析を実施する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> ・東京都市圏の低炭素化等に係る均衡・評価モデルを用いた将来推計、分析及び検証の実施 ・均衡・評価モデルを用いた将来推計、分析及び検証に係る学術的な検討 ・均衡・評価モデルを用いた将来推計、分析及び検証により評価された技術の導入等の実現性に係る意見交換 等</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・環境保全効果、経済対策効果を定量的に示すとともに、対策効果が大きいと評価された技術を各会場施設や低炭素まちづくり等のインフラ整備への導入ノウハウとともに提示する。</p>	新27-0030
東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業	-	-	-	15	-	<p><達成手段の概要> 暑熱環境中における熱中症患者の発生リスクを把握するとともに、外国人に対する効果的な普及啓発活動を検討する。</p> <p><達成手段の目標(27年度)> 「夏期大規模イベントにおける熱中症対策指針(仮題)」を作成するとともに、外国人に対する普及啓発活動を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 夏期の大規模イベントにおける暑熱環境の計測を実施する。</p>	新27-0023
施策の予算額・執行額	15,571 (13,264)	15,630 (7573)	15,730 (11,109)	12,674	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実				担当部局名	総合環境政策局環境計画課 大臣官房会計課 大臣官房総務課環境情報室 大臣官房政策評価広報室			作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。				政策体系上の位置付け	9. 環境政策の基盤整備						
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。				目標設定の考え方・根拠	第四次環境基本計画(閣議決定)			政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
1 環境の問題に関する情報への満足度	15%	24年度	30%	28年度	-	20%	24%	27%	30%	-	-	平成21年3月に定められた「環境情報戦略(中央環境審議会の答申を踏まえた第三次環境基本計画(平成18年閣議決定)に基づき平成21年に策定)」では、当面優先して取り組む施策の柱の一つとして「利用者のニーズに応じた情報の提供」を掲げているところ、これに関連する指標として、左記の指標が第四次環境基本計画(総合的環境指標 iii)d)に定められているため。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		30年度
2 研修実施回数	研修計画書に基づく研修の実施		27年度		毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施しているため。							
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費(平成22年度)	11 (10)	11 (10)	10 (8)	11	1	<達成手段の概要> 第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)及び公的統計の整備に関する基本的な計画(平成26年3月25日閣議決定)に基づき、経済活動と環境負荷との間の関係性を定量的に明らかにすること等を目的として、公的な環境分野分析用産業連関表(以下「環境IO」という。)を作成する。 <達成手段の目標> 平成23年産業連関表に基づき、平成23年版環境IOを作成し、平成28年度を目途に公表する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境統計の整備を通じて、環境問題に関する情報への満足度向上に寄与する。	284					
(2) 環境調査研修所(昭和48年度)	80 (69)	85 (78)	86 (81)	86	-	<達成手段の概要> 環境行政の動向及び前年度に実施された研修の評価等を踏まえて研修計画を策定し、これに基づいて国や地方公共団体職員等に対する研修を実施する。 <達成手段の目標(27年度)> 策定した研修計画に基づき、行政研修18コース(20回)、分析研修17コース(22回)及び職員研修7コース(7回)の、全42コース(49回)の研修を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国や地方公共団体職員等の能力の開発、資質の向上を図り、環境行政の基盤の強化に資する。	314					
(3) 情報基盤の強化対策費(平成7年度)	1,593 (1,340)	1,061 (1,042)	1,286 (1,148)	1,316	-	<達成手段の概要> 新たな情報通信技術戦略を推進するため、利用者本位で透明性が高く安全な行政サービスの提供及び行政内部の業務・システムの最適化を図り、また、情報セキュリティ対策の確保を図る。 <達成手段の目標> 環境省ネットワークシステムの稼働率 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境省ネットワークシステムの安定的な運用を通じて、環境情報基盤の強化に資する。	312					

(4) 環境保全普及推進費 (平成2年度)	77 (72)	77 (75)	81 (76)	81	- <達成手段の概要> 環境基本法に基づく「環境の日」を含む6月の環境月間に、国、都道府県、政令市を中心に、国民の環境保全への関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めるための普及啓発に関する行事等を行う。 <達成手段の目標> 6月の環境月間の中心行事であるエコライフ・フェアにおいて、地球温暖化、生物多様性、3Rについて、来場者の60%の者の理解度と行動を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境月間に関する行事の普及啓発効果を把握することにより、今後の広報活動に活かす。	313
(5) 諸外国における環境法制 に共通的に存在する基本 問題の収集分析 (平成23年度)	6 (5)	6 (5)	5 (4)	5	- <達成手段の概要> 環境法制に共通的に存在する基本的な諸原則や重要な論点、課題等に関し、諸外国における最新の知見や動向を把握するとともに、今後の我が国の環境政策における基本的な枠組の方向性や課題等について分析を行う。 <達成手段の目標(27年度)> 報告書(論文)の累積数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 成果物である報告書を蓄積していくことで、環境法制に共通的に存在する論点や課題を体系的に整備し、環境行政の各種施策を推進するための情報を充実させる。	315
施策の予算額・執行額	1,767 (1,496)	1,240 (1,210)	1,468 (1,317)	1,494	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理				担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策担当参事官室		作成責任者名 (※記入は任意)	指定廃棄物対策担当参事官			
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。				政策体系上の位置付け	10 放射性物質による環境の汚染への対処						
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。 最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。			目標設定の考え方・根拠	対策地域内廃棄物処理計画		政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 帰還の妨げとなる廃棄物を撤去し、仮置場への搬入が完了した市町村数。	0市町村	24年度	10市町村	27年度	-	3市町村	8市町村	10市町村	-	-	-	・対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場への搬入することを優先目標として進めていくと規定されているため。
					-	3市町村	6市町村					
2 <対策地域内廃棄物・指定廃棄物> 仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	0か所	23年度	36か所	27年度	-	-	36か所	36か所	-	-	-	・仮置場の確保及び仮設処理施設の整備により、対策地域内廃棄物と指定廃棄物の処理が進んでいるため、設置された市町村数を目標値や実績値として設定。
					6か所	16か所	30か所					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 放射性物質汚染廃棄物処理事業 (平成23年度)	55,006 (9,308)	91,367 (23,610)	145,913 (40,071)	138,681	1・2	「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的として、対策地域内廃棄物及び焼却施設の焼却灰等の指定廃棄物を適切かつ迅速に処理する。					復219	
(2) 事故由来放射性物質に汚染された一般廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアル策定事業	-	39 (34)	40 (17)	29	1	汚染廃棄物の処理を行った廃棄物処理施設の事故由来放射性物質による放射性物質の挙動を把握し、廃棄物処理施設の解体・整備作業マニュアルを策定して、適切な解体・整備作業が確保されるよう情報提供を行う。					復227	
施策の予算額・執行額	55,006 (9,308)	91,406 (23,644)	145,953 (40,088)	138,710	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名		目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	秦 康之 永島 徹也
施策の概要		放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処		
達成すべき目標		東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。		目標設定の考え方・根拠	今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、各市町村毎の特別地域内除染実施計画、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等		政策評価実施予定時期	平成28年6月	
測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠					
1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)	各自治体の特別地域内除染実施計画に定められており	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、特別地域内除染実施計画					
2	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す	長期的な目標	今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について(原子力安全委員会)、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針					
3	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進	中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入	長期的な目標	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、輸送実施計画					
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
		24年度	25年度	26年度	27年度				
(1)	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施(平成23年度)	281,312 (180,204)	475,427 (462,239)	395,780 (383,688)	415,333	1,2	放射性物質汚染対処特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、除染特別地域における国による除染、汚染状況重点調査地域における地方公共団体による除染の支援等を行う。	環境10	
(2)	中間貯蔵施設の整備等(平成23年度)	584 (188)	2,618 (2,237)	212,511 (156,379)	75,800	3	除染に伴って大量に発生する除去土壌等を、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、用地交渉、中間貯蔵施設の建設を行うとともに、除去土壌等の輸送を実施する。	環境05	
施策の予算額・執行額		281,896 (180,392)	478,045 (464,476)	608,291 (540,067)	491,133	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		骨太の方針2015 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(2015年6月閣議決定)	

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)				
施策の概要	今般の福島原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行う。					政策体系上の位置付け	10. 放射性物質による環境汚染への対処					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消				目標設定の考え方・根拠	福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	15	24年度	20	毎年度	10	20	20	20	-	-	-	事故初期のヨウ素等の短半減期核種等について検証し、外部被ばく線量と内部被ばく線量の推計を実施し、被災者の線量評価システムの構築等を行うとともに、被災者の健康管理に資する放射線の健康影響に関する研究調査、被災者の健康不安対策に資する放射線の健康影響に関する研究調査等を行う必要がある。
					15	20	22	/	/	/		
2 受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	92%	26年度	80%	毎年度	-	-	80%	80%	-	-	-	統一的な基礎資料の情報を更新し、公開及び配布するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者、地元自治体関係者等への研修、講師等への研修や福島県(隣接県の県境部を含む)住民向けセミナーを行う必要がある。
					-	-	92%	/	/	/		
3 対応率(%) (相談員支援センターにおける相談対応)	100%	24年度	100%	毎年度	-	-	100%	100%	-	-	-	帰還地域に帰還した又は帰還を検討する住民を支える相談員に、健康不安等の相談に関する科学的技術的な知見を提供できるよう、専用照会窓口の整備や研修等で相談員を支援する拠点を整備するとともに、相談内容の現状や課題を把握し、支援のあり方を検討する必要がある。
					-	-	100%	/	/	/		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号					
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 核燃料サイクル関係推進 調整等委託費 (平成12年度)	0.25 (0.12)	0.25	0.23	0.23	2	東海村ウラン加工施設の臨界事故による周辺住民の健康不安の解消を図るため、東海村及び那珂市において希望者に対する健康相談及び心のケア相談等を行う。	0316					
(2) 原子力被災者に対する健康管理・健康調査 (平成23年度)	1,900 (1,100)	1,050	2,309	2,255	1,2,3	福島県民の健康管理及び健康不安の解消のため、健康管理を実施する県民健康管理調査費用を補助するとともに、県民健康管理調査の前提となる、放射線による健康影響に関する調査研究、被ばく線量評価に関する研究調査、安心・リスクコミュニケーション事業を行う。	0317					
施策の予算額・執行額	1,900 (1,100)	1,050	2,309	2,255	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							